

令和6年度 経済産業省委託

石油・ガス供給等保安対策調査等事業
(LPガス保安規制に関する調査検討事業)
調査報告書

令和7年3月

高压ガス保安協会

目次

1. 事業目的及び概要.....	1
2. 事業内容.....	1
3. 委員会の設置.....	2

事業実施の成果

① 保安規制関連	別添 1
② 安全周知資料の作成	別添 2
③ 自主保安に係る申告書及びチェックシートの取りまとめ	別添 3
④ 液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の表彰候補者に係る 事前ヒアリング	別添 4

1. 事業目的及び概要

本事業では、保安規制の高度化・合理化に向けた検討調査として、①液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）における液石法で定める保安機関が確保する保安業務資格者の数のうち、近年の一般消費者等の居住形態の変化を踏まえた容器交換時等供給設備点検に係る数の算定式の見直し、②近年の一般消費者等の質量販売のLPガスの使用実態等を踏まえた安全周知資料の作成、③自主保安に係る申告書及びチェックシートの取りまとめ、④液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の支援を行った。

2. 事業内容

本事業の実施計画書（仕様書）による事業内容は以下の通り。

① 保安規制関連

液石法における容器交換時等供給設備点検は、近年、都市部の集合住宅への集中等により、容器の配送形態が変化し、配送地点数が減っている。液石法では、保安機関が確保する保安業務資格者数が告示により、消費者戸数を基準とした算定式が保安業務区分毎に定められているところ、配送地点数が減っても確保すべき保安業務資格者数は減らないため配送業務に必要な人員数と保安業務者資格者数に乖離が生じる場合がある。このため、保安レベルを維持しつつ容器交換時等供給設備点検を実施できるよう適正な算定式の検討を行う。

詳細は別添1参照。

② 安全周知資料の作成

近年、質量販売のLPガスについては、キャンピングカーや屋台など屋外において移動して使用するなど広範囲で使用されている中、事故を未然に防止するため、一般消費者等が取り扱う際の安全上の措置等を広く周知する必要がある。

このため、LPガスを屋外において移動して使用する場合の使用方法についてのマニュアルを作成し、LPガス保安の周知を図る。（リーフレット及び動画作成。なお、リーフレット中に動画へリンクする二次元コードを記すこと）

詳細は別添2参照。

③ 自主保安に係る申告書及びチェックシートの取りまとめ

LPガス販売事業者等から経済産業省に電子媒体で提出される各60件程度の自主保安に係る申告書及びチェックシートを取りまとめ、④のヒアリングを行いつつ集計の上、9月上旬頃を目処に経済産業省が設置する液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の審査会で使用するための資料作成を行う。資料作成に必要な情報は経済産業省から提供を受ける。

詳細は別添3参照。

④ 液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の表彰候補者に係る事前ヒアリング

産業保安監督部・支部、那覇産業保安監督事務所、都道府県及び政令指定都市が作成する表彰候補者に対する評価・意見書及び表彰候補者の自主保安に係る申告書及びチェックシートに関して、9月上旬頃を目処に当該表彰候補者20者程度（増減は有り得る）に事実関係等をオンライン形式でヒアリングを行うこと。

詳細は別添4参照。

3. 委員会の設置

「2. 事業内容」のうち、「① 保安規制関連」に関しては、LP ガス保安規制に関する調査検討委員会を設置し、必要な検討を行った。同委員会の委員構成は、次のとおり。

【委員長】

澁谷 忠弘 横浜国立大学 総合学術高等研究院 教授

【委員】

桑名 一徳	東京理科大学 創域理工学研究科 国際火災科学専攻 教授
湯口 俊彦	一般社団法人全国 LP ガス協会 保安・業務グループ グループマネージャー
塚口 勝弘	株式会社ザ・トーカイ 保安統括室 顧問
水越 大輔	一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会 事務局長
若月 壽子	主婦連合会 常任幹事
島田 功	愛知県 防災安全局 防災部 消防保安課 産業保安室 主任
村澤 武洋	富山県 危機管理局 消防課 ガス火薬保安係 係長

【関係者】

経済産業省 大臣官房産業保安・安全グループ ガス安全室

【事務局】

高圧ガス保安協会 保安技術部門

○開催状況及び審議経過

第1回 令和6年11月18日

審議内容：事業内容について

第2回 令和7年2月19日

審議内容：事業の途中経過について

第3回 令和7年3月5日～令和7年3月12日（書面審議）

審議内容：報告書案について

保安規制関連

目次

0. 用語の定義.....	1
1. 検討の目的.....	2
2. 検討に関する事項.....	3
2.1 容器交換時等供給設備点検に関する算定式.....	3
2.2 容器交換時等供給設備点検に関する他の関係条文.....	4
2.2.1 容器交換時等供給設備点検.....	4
2.2.2 容器交換時等供給設備点検の保安業務の内容.....	5
2.2.3 保安業務資格者.....	10
2.3 その他関係する内容.....	12
2.3.1 保安業務用機器.....	12
2.3.2 容器交換時等供給設備点検を含む保安機関の認定.....	12
3. 調査.....	14
3.1 調査内容.....	14
3.2 住宅の戸数等の変遷に関するインターネット調査.....	14
3.2.1 調査の目的.....	14
3.2.2 調査方法、調査項目、使用データ、用語の定義、データの取得の可不可.....	14
3.2.3 調査結果.....	16
3.3 事業者への実態調査.....	21
3.3.1 調査の目的.....	21
3.3.2 調査方法、実施期間、調査項目、調査対象、回答パターン.....	21
3.3.3 調査結果（事業者別）.....	22
3.3.4 調査結果（配送営業所別）.....	31
3.3.5 委員会等での意見.....	41
4. まとめ.....	44

0. 用語の定義

本報告書では、以下の略称等を使用する場合がある。

ただし、経済産業省の仕様書や本委員会以外の資料を引用する場合は、その資料に基づくことを原則とするため、用語の不整合が生じる場合がある。

略称	説明
法, 液石法	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
政令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令
規則	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
保安業務告示	保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示
基本通達	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について
保安機関通達	保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について
ガス安全室	経済産業省 大臣官房産業保安・安全グループ ガス安全室
KHK	高圧ガス保安協会

1. 検討の目的

液石法における容器交換時等供給設備点検は、近年、都市部の集合住宅への集中等により、容器の配送形態が変化し、配送地点数が減っている。液石法では、保安機関が確保する保安業務資格者数が保安業務告示により、消費者戸数を基準とした算定式が保安業務区分毎に定められているところ、配送地点数が減っても確保すべき保安業務資格者数は減らないため配送業務に必要な人員数と保安業務者資格者数に乖離が生じる場合がある。このため、保安レベルを維持しつつ容器交換時等供給設備点検を実施できるような算定式の検討を行う。

2. 検討に係る事項

2.1 容器交換時等供給設備点検に係る算定式

「1. 検討の目的」にある算定式が規定されている条文を表 1 に示す。

表 1 より、法第 31 条の認定の基準として、保安業務告示第 2 条第 1 号の表中ロにおいて、容器交換時等供給設備点検の保安業務資格者数の算定式が規定されている。

なお、本算定式は、保安機関制度の創設に伴い 1996 年 9 月 1 日に施行されたものである¹。告示全体の廃止及び制定²並びに一部改正³が行われたものの、基本的な内容については現在まで改正されていない。

表 1 算定式に係る条文

法令	条文								
法	<p>(認定の基準)</p> <p>第三十一条 経済産業大臣等は、第二十九条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。</p> <p>一 保安業務に係る技術的能力が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(第二号以降 略)</p>								
規則	<p>(保安業務に係る技術的能力)</p> <p>第三十一条 法第三十一条第一号の経済産業省令で定める保安業務に係る技術的能力の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 事業所ごとに告示で定める基準に従って第三十七条第一号のすべての消費設備の調査を行うことができる者を確保していること。</p> <p>(第二号 略)</p>								
保安業務告示	<p>(資格者の数)</p> <p>第二条 規則第三十一条第一号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 保安機関が確保する保安業務資格者の数は、事業所ごとに次の表の上欄の認定を受けようとする保安業務区分ごとに同表の下欄に掲げる算定式により得られた数を合計し、小数点以下を切り上げた数以上とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">保安業務区分</th> <th style="width: 50%;">算定式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 供給開始時点検・調査</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ロ 容器交換時等供給設備点検</td> <td> $\text{消費者戸数} \times \frac{1}{100 \times \text{月間実動日数}} - \text{調査員数} - \text{充てん作業員数}$ <p>(ただし、0 未満となる場合にあっては、0 とする。)</p> </td> </tr> <tr> <td>ハ 定期供給設備点検 ニ 定期消費設備調査 ホ 周知 ヘ 緊急時対応 ト 緊急時連絡</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	保安業務区分	算定式	イ 供給開始時点検・調査	(略)	ロ 容器交換時等供給設備点検	$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{100 \times \text{月間実動日数}} - \text{調査員数} - \text{充てん作業員数}$ <p>(ただし、0 未満となる場合にあっては、0 とする。)</p>	ハ 定期供給設備点検 ニ 定期消費設備調査 ホ 周知 ヘ 緊急時対応 ト 緊急時連絡	(略)
保安業務区分	算定式								
イ 供給開始時点検・調査	(略)								
ロ 容器交換時等供給設備点検	$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{100 \times \text{月間実動日数}} - \text{調査員数} - \text{充てん作業員数}$ <p>(ただし、0 未満となる場合にあっては、0 とする。)</p>								
ハ 定期供給設備点検 ニ 定期消費設備調査 ホ 周知 ヘ 緊急時対応 ト 緊急時連絡	(略)								
保安機関 通達	<p>1. (略)</p> <p>2. 技術的能力について</p> <p>(1) 告示第 2 条第 1 号の消費者戸数</p>								

¹ 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成 8 年 8 月 30 日通商産業省告示第 406 号）,通商産業省,（1996）.

² 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成 9 年 3 月 13 日通商産業省告示第 122 号）,通商産業省,（1997）

³ 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成 11 年 12 月 28 日通商産業省告示第 722 号）,通商産業省,（1999）

法令	条文
	<p>規則様式第 13 に記載される保安業務区分ごとの一般消費者等の数をもって告示第 1 条第 1 号の表中のそれぞれの保安業務区分ごとの消費者戸数とする。この際、保安業務区分ごとの「消費者戸数」の意味については、以下のとおりとする。</p> <p>イ 供給開始時点検・調査（略）</p> <p>ロ 容器交換時等供給設備点検 この場合消費者戸数は、申請を行う者が保安業務を行おうとする戸数をいい、実際に保安業務を行う戸数とは異なってよい。</p> <p>ハ 定期供給設備点検～ト 緊急時連絡（略）</p> <p>(2) 保安業務資格者の数 保安業務資格者の数の算定方法は告示第 2 条で規定されているとおりであり、(略)。</p> <p>(3) 保安業務資格者の要件 保安業務資格者は、保安機関の経営者又は保安機関に雇用される者（他人に該当しない個人も含む。）でなければならず、また、複数の保安機関の保安業務資格者に同時に就くことはできない。ただし、(略)。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3. (略)</p>

2.2 容器交換時等供給設備点検に関する他の関係条文

2.2.1 容器交換時等供給設備点検

容器交換時等供給設備点検の関係条文を表 2 に示す。

表 2 中の法第 29 条より、容器交換時等供給設備点検を含む保安業務を行おうとする者は、保安業務に係る一般消費者等の数の範囲を定めて申請しなければならないことが定められている。また、その数は、基本通達より、保安業務を行おうとする一般消費者等の数をいうとされている。

表 2 容器交換時等供給設備点検の関係条文

法令	条文
法	<p>(認定)</p> <p>第二十九条 保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分（以下「保安業務区分」という。）に従い、二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあっては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあっては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事（一の指定都市の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあっては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長）の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣等に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 保安業務区分</p> <p>三 保安業務を行う事業所の所在地</p> <p>3 第一項の認定の申請は、保安業務に係る一般消費者等の数の範囲を定めてしなければならない。</p>
基本通達（法関係）	<p>第 29 条（認定）関係</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 第 3 項中「保安業務に係る一般消費者等の数」とは、その保安機関が保安業務を行おうとする一般消費者等の数をいい、実際に保安業務を行う一般消費者等の数とは異なってよい。</p>

法令	条文								
	<p>なお、実際に申請された一般消費者等の数が、認定を受けようとする申請者の事業所ごとに有する技術的能力（規則第 37 条第 4 号に規定する保安業務資格者の数及び規則第 31 条第 2 号に規定する保安業務用機器の保有状況等）からみて受託可能な数でなければ、法第 29 条第 1 項の認定はされないこととなる。</p>								
規則	<p>(保安業務区分) 第二十九条 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める保安業務の区分は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保安業務区分の名称</th> <th>保安業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 供給開始時点検・調査</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ロ 容器交換時等供給設備点検</td> <td>第三十六条第一項第一号の表イ (1)、ロ (1)、ハ (1) 及びニ (1) に掲げる事項に係る点検及び第三十七条第一号の表ロ (1) に掲げる事項に係る調査を行う業務</td> </tr> <tr> <td>ハ 定期供給設備点検、 ニ 定期消費設備調査、 ホ 周知 へ 緊急時対応 ト 緊急時連絡</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	保安業務区分の名称	保安業務の内容	一 供給開始時点検・調査	(略)	ロ 容器交換時等供給設備点検	第三十六条第一項第一号の表イ (1)、ロ (1)、ハ (1) 及びニ (1) に掲げる事項に係る点検及び第三十七条第一号の表ロ (1) に掲げる事項に係る調査を行う業務	ハ 定期供給設備点検、 ニ 定期消費設備調査、 ホ 周知 へ 緊急時対応 ト 緊急時連絡	(略)
保安業務区分の名称	保安業務の内容								
一 供給開始時点検・調査	(略)								
ロ 容器交換時等供給設備点検	第三十六条第一項第一号の表イ (1)、ロ (1)、ハ (1) 及びニ (1) に掲げる事項に係る点検及び第三十七条第一号の表ロ (1) に掲げる事項に係る調査を行う業務								
ハ 定期供給設備点検、 ニ 定期消費設備調査、 ホ 周知 へ 緊急時対応 ト 緊急時連絡	(略)								
基本 通達 (規則 関係)	<p>第 29 条 (保安業務区分) 関係 1. 「供給開始時点検・調査」は、「容器交換時等供給設備点検」、「定期供給設備点検」及び「定期消費設備調査」の 3 区分の保安業務のうち供給開始時に行うものすべてを行う業務である。なお、この 3 区分のいずれかについて認定を受けた保安機関の事業所は、その認定を受けたそれぞれの区分の保安業務のうち供給開始時に行う点検・調査を行おうとするときは、「供給開始時点検・調査」の認定を受けることなくその業務を行うことができる。 2. ～3. (略)</p>								

2.2.2 容器交換時等供給設備点検の保安業務の内容

表 2 中規則の表の「保安業務の内容」にある通り、容器交換時等供給設備点検の保安業務の内容は、規則第 36 条 (供給設備の点検の方法) 及び規則第 37 条 (消費設備の調査の方法) の一部を指定している。

表 2 中規則の保安業務の内容について、指定の内容も含めてまとめたものを表 3 に示す。

なお、表 3 の中で、第 37 条第 1 号の表ロ (1) のみ質量販売により供給している場合の規定であり、それ以外は全てガスメーターを使用して販売する体積販売の場合の規定である。

表 3 より、保安業務の内容はその回数と事項を指定しており、そのうち事項は更に別の条文を指定している (別の条文まで全て含めた表は別添 1 別紙 1 参照)。

表 3 の内容について、多くは「保安業務ガイド 点検・調査」⁴の中で星取表の形で示されていることから、今回の検討の該当項目のみ抜粋した星取表を表 4～表 10 に示し、表 3 に表 4～表 10 の星取表のいずれが該当するか参考に記載した。また、対象設備についても参考に記載した。

表 3～表 10 より、容器交換時等供給設備点検の保安業務の内容について、液化石油ガスの貯蔵設備の種類 (容器、貯槽、バルク容器、バルク貯槽) や貯蔵能力の違いにより、貯蔵設備に関する保安業務の内容は異なる一方、貯蔵設備から調整器までの保安業務の内容については、第 37 条第 1 号の表ロ (1) の質量販売を除き、貯蔵設備の種類や貯蔵能力の違いに関わらず規則第 18 条第 5 号及び第 20 号イに掲げる基準に関する事項が指定されている。

したがって、質量販売を除いた体積販売について、容器交換時等供給設備点検のうち、貯蔵

4

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/file_itakujigyou/202403_tenkentyoua.pdf

設備から調整器までの保安業務の内容は共通であることが読み取れる。

また、表 3 中「点検又は調査の回数」の項目から、一定期間内に複数回実施するのであれば期間内に 1 回の点検又は調査で良いとされていることから、LP ガス容器を配送する者又は充てん作業を行う者と点検又は調査を行う者は必ずしも同じ者である必要はなく、また、同じ期間内であれば同時に行う必要がないことも明らかである。

表 3 容器交換時等供給設備点検の保安業務の内容及びその指定の内容

表 2 中規則の保安業務の内容	指定の内容		(参考)対象設備	(参考)表 4～表 10
	点検又は調査の回数*	点検又は調査を行う事項		
第三十六条第一項第一号の表イ(1)	充てん容器等の交換時(充てん容器等の交換が毎月一回以上行われる場合にあっては毎月一回以上)	第十八条第一号	容器(1t未満)	表 4
		第二号ロ、チ及びリ	容器(1t以上3t未満)	表 5
		第三号ニ及びナ	貯槽(1t未満)	該当なし
		第五号(容器と調整器の間の部分に限る。)及び第二十号イに掲げる基準に関する事項	容器又は貯槽から調整器まで	表 4、表 5(内容は表 4 と同様)
第三十六条第一項第一号の表ロ(1)	六月に一回以上又は一年を超えない範囲で行う充てん作業時	第十九条第一号ヌ、ヨ及びタ、	バルク容器(1t未満)	表 7
		第二号ロ及びホ(第一号ヌに係る部分に限る。)	バルク容器(1t以上3t未満)	
		第三号へ	バルク貯槽(1t未満)	表 8
		第四号並びに第七号(第十八条第五号(バルク容器又はバルク貯槽と調整器の間の部分に限る。))及び第二十号イに係る部分に限る。)に掲げる基準に関する事項	バルク容器又はバルク貯槽から調整器まで	表 7、表 8(内容は表 4 と同様)
第三十六条第一項第一号の表ハ(1)	充てん容器等の交換時(充てん容器等の交換が毎月一回以上行われる場合にあっては毎月一回以上)	第五十三条第一号ハ、リ及びヌ	容器(3t以上)	表 6
		第二号ホ、ヘ及びウ	貯槽(1t以上)	該当なし
		第四号(第十八条第五号及び第二十号イに係る部分に限る。)に掲げる基準に関する事項	容器又は貯槽から調整器まで	表 6(内容は表 4 と同様)
第三十六条第一項第一号の表ニ(1)	六月に一回以上又は一年を超えない範囲で行う充てん作業時	第五十四条第一号(第十九条第二号ホ(第一号ヌに係る部分に限る。))及び第四号並びに第五十三条第一号ハに係る部分に限る。)	バルク容器(3t以上)	表 9
		第二号ハ、ホ(第十九条第四号に係る部分に限る。))及びチ(2)並びに	バルク貯槽(1t以上)	表 10
		第三号(第十八条第五号及び第二十号イに係る部分に限る。)に掲げる基準に関する事項	バルク容器又はバルク貯槽から調整器まで	表 9、表 10(内容は表 4 と同様)
第三十七条第一号の表ロ(1)	毎月(容器に充てんされた液化石油ガスを一般	第四十四条第二号イ(4)及び(6)(第十八条第二十号イに係る部分に限る。)に掲げる基準に関する事	容器及び調整器	該当なし

表 2 中規則の保安業務の内容	指定の内容		(参考)対象設備	(参考)表 4～表 10
	点検又は調査の回数*	点検又は調査を行う事項		
	消費者等に引き渡さない月を除く。)一回以上	項		

※点検又は調査の回数には全て供給開始時（第 37 条第 1 号の表ロ（1）の場合は液化石油ガスの最初の引渡し時）を含むが、当該内容は供給開始時点検・調査の対象を示す内容であり、本検討の対象外であるため、表 3 中には記載していない。

表 4 星取表 1（貯蔵能力 1 トン未満の容器で供給する場合）

点検項目		供給開始時	容器交換時 ※3
1	設置場所	○	○
2	火気までの距離	○	○
3	充てん容器の腐しよく防止措置	○	○
4	充てん容器の温度上昇防止措置	○	○
5	充てん容器の転落、転倒、流出防止措置	○	○
6	バルブ等の損傷防止措置	○	○
7	バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥(容器から調整器まで)	○	○
8	調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	○	○

表 5 星取表 2（貯蔵能力 1 トン以上 3 トン未満の容器で供給する場合）

点検項目		供給開始時	容器交換時 ※3
1	火気を取扱う施設までの距離	○	○
2	充てん容器の腐しよく防止措置	○	○
3	充てん容器の転落、転倒防止措置	○	○
4	バルブ等の損傷防止措置	○	○
5	バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥(容器から調整器まで)	○	○
6	調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	○	○

表 6 星取表 3（貯蔵能力 3 トン以上の容器で供給する場合）

点検項目		供給開始時	容器交換時 ※3
1	火気を取扱う施設までの距離	○	○
2	充てん容器の腐しよく防止措置	○	○
3	充てん容器の転落、転倒防止措置	○	○
4	バルブ等の損傷防止措置	○	○
5	バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥(容器から調整器まで)	○	○
6	調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	○	○

表 7 星取表 4 (貯蔵能力 3 トン未満のバルク容器で供給する場合)

点検項目	点検方法	判定基準	6月/	
			供給開始時	充てん時
バルク容器等の腐しよく防止措置 (19-1-ヌ)	目視	バルク容器・附属機器等の発錆が著しくないこと。	○	○
火気との距離と屋外設置 (1,000kg未満) (19-1-ヨ)	目視	バルク容器の外表面から火気までの距離が2mを超えていること。 上記の距離が確保できない場合、火気との間に不燃性隔壁を設けてあること。 屋外に置いてあること。	○	○
温度上昇防止措置 (1,000kg未満) (19-1-タ)	目視	バルク容器は、日光の直射によって40℃を超えるおそれがある場合は、40℃以下に保つ措置を講じてあること。 日光以外の熱源によって、バルク容器が40℃を超えるおそれがある場合は、当該熱源との間に不燃性の隔壁が設置されていること。	○	○
火気取扱施設との距離 (1,000kg以上3,000kg未満) (19-2-ロ)	目視	バルク容器の外表面から火気取扱施設までの距離が5m以上あること。上記の距離が確保できない場合は、高さ2m以上の耐火性の壁類を設け、迂回水平距離が5m以上あること。	○	○
バルク容器からのガスの漏えい (19-4)	石けん水 又は検知器	接続部や溶接部からガスの漏えいがないこと。	○	○
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓の欠陥(容器と調整器の間の部分) (18-5)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ、すじ、しわ等がないこと。	○	○
調整器の腐しよく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥、液化石油ガスとの適合性 (18-20-イ)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合していること。	○	○

表 8 星取表 5 (貯蔵能力 1 トン未満のバルク貯槽で供給する場合)

点検項目	点検方法	判定基準	6月/	
			供給開始時	充てん時
火気との距離と屋外設置 (19-3-ハ)	目視	バルク貯槽の外表面から火気までの距離が2mを超えていること。上記の距離が確保できない場合、火気との間に不燃性隔壁を設けてあること。 屋外に置いてあること。	○	○

バルク貯槽のガスの漏えい (地上・地下) (19-4)	石けん水 又は検知器	バルク貯槽の接続部や溶接部からガスの漏えいがないこと。 検知用孔あき管からガスを検知しないこと。(地下埋設バルク貯槽)	○	○
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓の欠陥 (貯槽と調整器の間の部分) (18-5)	目 視	発錆が著しくないこと。 割れ、すじ、しわ等がないこと。	○	○
調整器の腐しよく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥、液化石油ガスとの適合性 (18-20-イ)	目 視	発錆が著しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合していること。	○	○

表 9 星取表 6 (貯蔵能力 3 トン以上のバルク容器で供給する場合)

点 検 項 目	点検方法	判 定 基 準	6月	
			供給開始時	充てん時
容器の腐しよく防止措置 (19-1-ヌ)	目 視	バルク容器・附属機器等の発錆が著しくないこと。	○	○
バルク容器のガスの漏えい (19-4)	石けん水 又は検知器	バルク容器の接続部や溶接部からガスの漏えいがないこと。	○	○
火気取扱施設との距離 (53-1-ハ)	目 視	バルク容器の外側から火気取扱施設までの距離が8m以上あること。 上記の距離が確保できない場合は、火気取扱施設との間に高さ2m以上の耐火性の壁類を設け、迂回水平距離が8m以上あること。	○	○
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓の腐しよく、割れなどの欠陥 (18-5)	目 視	発錆が著しくないこと。 割れ、すじ、しわ等がないこと。	○	○
調整器の腐しよく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥、液化石油ガスとの適合性 (18-20-イ)	目 視	発錆が著しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合していること。	○	○

表 10 星取表 7 (貯蔵能力 1 トン以上のバルク貯槽で供給する場合)

点 検 項 目	点検方法	判 定 基 準	6月	
			供給開始時	充てん時
火気取扱施設との距離 (1,000kg以上3,000kg未満) (54-2-ハ)	目 視	バルク貯槽の外面から火気取扱施設までの距離が5m以上あること。上記の距離が確保できない場合は、火気取扱施設との間に高さ2m以上の耐火性の壁類を設け、迂回水平距離が5m以上あること。	○	○
火気取扱施設との距離 (3,000kg以上) (54-2-ハ)	目 視	バルク貯槽の外面から火気取扱施設までの距離が8m以上あること。上記の距離が確保できない場合は、火気取扱施設との間に高さ2m以上の耐火性の壁類を設け、迂回水平距離が8m以上あること。	○	○
バルク貯槽(地上・地下)のガスの漏えい (19-4)	石けん水 又は検知器	バルク貯槽の接続部や溶接部からガスの漏えいがないこと。 検知用孔あき管からガスを検知しないこと。(地下埋設バルク貯槽)	○	○
バルク貯槽と他の貯槽等との距離 (3,000kg以上) (54-2-チ(2))	目 視	1m又は他の貯槽、バルク貯槽又は酸素の貯蔵設備の最大直径の和の1/4の長さのいずれか大きい距離を有すること。 又は、当該貯槽に水噴霧装置が設けてあること。	○	○
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓の腐しよく、割れなどの欠陥 (18-5)	目 視	発錆が著しくないこと。 割れ、すじ、しわ等がないこと。	○	○
調整器の腐しよく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥 液化石油ガスとの適合性 (18-20-イ)	目 視	発錆が著しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合していること。	○	○

2.2.3 保安業務資格者

保安機関が確保する保安業務資格者について、関係条文を表 11 に示す。また、表 11 に記載された資格者一覧が「保安業務ガイド 点検・調査」⁴の中で示されていることから、一覧を表 12 に示す。

表 11 及び表 12 より、容器交換時等供給設備点検を行うことが可能な資格は複数あり、そのうち保安業務員と調査員については、実務経験が必要となっている。

表 11 保安業務資格者の関係条文

法令	条文
法	<p>(保安業務を行う義務)</p> <p>第二十七条 液化石油ガス販売事業者は、その販売契約を締結している一般消費者等について次に掲げる業務（以下「保安業務」という。）を行わなければならない。</p> <p>一 供給設備を点検し、その供給設備が第十六条の二第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようになるためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその供給設備により液化石油ガスを供給している液化石油ガス販売事業者に通知する業務</p> <p>二 消費設備を調査し、その消費設備が第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上</p>

法令	条文								
	<p>の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知する業務 (第一項第三号、第四号 略) (第二項、第三項 略)</p>								
規則	<p>(供給設備の点検の方法) 第三十六条 法第二十七条第一項第一号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は次のとおりとする。 (第一項第一号、第二号 略) 三 次の表の上欄に掲げる事項に係る点検は、それぞれ同表の下欄に掲げる者が行うこととする。</p> <table border="1" data-bbox="327 622 1390 1176"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 622 568 660">点検の内容</th> <th data-bbox="568 622 1390 660">点検を行うことのできる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 660 568 846">イ 第一号の表イ及びハに掲げる点検事項</td> <td data-bbox="568 660 1390 846">液化石油ガス設備士、高圧ガス保安法第二十七条の二第三項の製造保安責任者免状若しくは同法第二十八条第一項の販売主任者免状の交付を受けている者、業務主任者の代理者の資格を有する者、第七十四条第一項に定める充てん作業講習の課程を修了した者又は次項に定める要件に適合する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 846 568 992">ロ 第一号の表イ(1)及びハ(1)に掲げる点検事項</td> <td data-bbox="568 846 1390 992">イに定める者のほか、次項に定める要件に適合する者(以下「調査員」という。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 992 568 1176">ハ 第一号の表ロ及びニに掲げる点検事項</td> <td data-bbox="568 992 1390 1176">液化石油ガス設備士、高圧ガス保安法第二十七条の二第三項の製造保安責任者免状若しくは同法第二十八条第一項の販売主任者免状の交付を受けている者、業務主任者の代理者の資格を有する者、第七十四条第一項に定める充てん作業講習の課程を修了した者又は次項に定める要件に適合する者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項第三号の表下欄に定める要件は、保安機関における供給設備の点検若しくは消費設備の調査の実務又は高圧ガスの製造若しくは販売の実務に六月以上従事した経験を有し、かつ、協会、法第三十八条の四第二項第二号の規定により経済産業大臣が指定する養成施設(以下「液化石油ガス設備士指定養成施設」という。)又は法第三十八条の九第一項の規定により経済産業大臣が指定する者(以下「指定講習機関」という。)において、前項第一号の表に掲げるすべての供給設備の点検及びすべての消費設備の調査(調査員に係る要件にあっては、前項第一号の表イ(1)及びハ(1)に掲げる事項に係る点検)に係る講習であつて経済産業大臣が別に定めるものの課程を修了していることとする。</p> <p>(消費設備の調査の方法) 第三十七条 法第二十七条第一項第二号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 (第一号～第四号 略) 五 調査は、保安業務資格者(液化石油ガス設備士、高圧ガス保安法第二十七条の二第三項の製造保安責任者免状若しくは同法第二十八条第一項の販売主任者免状の交付を受けている者、業務主任者の代理者の資格を有する者又は前条第二項に定める要件に適合する者をいう。)が行うこととする。ただし、第一号の表中ロ(1)の調査にあっては、調査員も行うことができることとする。</p>	点検の内容	点検を行うことのできる者	イ 第一号の表イ及びハに掲げる点検事項	液化石油ガス設備士、高圧ガス保安法第二十七条の二第三項の製造保安責任者免状若しくは同法第二十八条第一項の販売主任者免状の交付を受けている者、業務主任者の代理者の資格を有する者、第七十四条第一項に定める充てん作業講習の課程を修了した者又は次項に定める要件に適合する者	ロ 第一号の表イ(1)及びハ(1)に掲げる点検事項	イに定める者のほか、次項に定める要件に適合する者(以下「調査員」という。)	ハ 第一号の表ロ及びニに掲げる点検事項	液化石油ガス設備士、高圧ガス保安法第二十七条の二第三項の製造保安責任者免状若しくは同法第二十八条第一項の販売主任者免状の交付を受けている者、業務主任者の代理者の資格を有する者、第七十四条第一項に定める充てん作業講習の課程を修了した者又は次項に定める要件に適合する者
点検の内容	点検を行うことのできる者								
イ 第一号の表イ及びハに掲げる点検事項	液化石油ガス設備士、高圧ガス保安法第二十七条の二第三項の製造保安責任者免状若しくは同法第二十八条第一項の販売主任者免状の交付を受けている者、業務主任者の代理者の資格を有する者、第七十四条第一項に定める充てん作業講習の課程を修了した者又は次項に定める要件に適合する者								
ロ 第一号の表イ(1)及びハ(1)に掲げる点検事項	イに定める者のほか、次項に定める要件に適合する者(以下「調査員」という。)								
ハ 第一号の表ロ及びニに掲げる点検事項	液化石油ガス設備士、高圧ガス保安法第二十七条の二第三項の製造保安責任者免状若しくは同法第二十八条第一項の販売主任者免状の交付を受けている者、業務主任者の代理者の資格を有する者、第七十四条第一項に定める充てん作業講習の課程を修了した者又は次項に定める要件に適合する者								

表 12 容器交換時等供給設備点検が可能な資格者一覧

資格者	
液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者	
製造保安責任者免状の交付を受けた者	
販売主任者免状の交付を受けた者	
業務主任者の代理者の資格を有する者	
充てん作業者	
協会が行う講習修了者(いわゆる保安業務員)	※
協会が行う講習修了者(いわゆる調査員)	※

※：6ヵ月以上の実務経験が必要

2.3 その他関係する内容

2.3.1 保安業務用機器

算定式では、本検討の目的である保安業務資格者数の他、保安業務用機器の数についても、事業所ごとに得られた数以上保有することが定められている。該当条文を表 13 に示す。

算定式を見直す場合は、保安業務用機器についても影響があることを考慮する必要がある。

表 13 保安業務用機器に関する条文

法令	条文			
保安業務告示	(保安業務用機器)			
	第三条 規則第三十一条第二号の告示で定める基準は、事業所ごとに次の表の上欄の認定を受けようとする保安業務区分ごとに、同表の中欄に掲げる保安業務用機器を、同表の下欄に掲げる算定式によって得られた数を当該保安業務用機器ごとに合計し小数点以下を切り上げた数以上保有することとする。			
		保安業務区分	保安業務用機器	算定式
	イ	供給開始時点検・調査	(略)	(略)
	ロ	容器交換時等供給設備点検	漏えい検知液 緊急工具類	前条第一号の表中ロの項の算定式により得られた数に調査員数及び充てん作業者数を加えた数
ハ ニ ホ ヘ ト	定期供給設備点検 定期消費設備調査 周知 緊急時対応 緊急時連絡	(略)	(略)	
	(第2項 略)			

2.3.2 容器交換時等供給設備点検を含む保安機関の認定

容器交換時等供給設備点検を含む保安機関の認定は、その保安業務を行おうとする者が業務を受託する販売所の所在地によって異なる。例えば、政令指定都市や県、監督部を跨ぐように販売所の業務を受託すると、より広範の者が認定を行うこととなる。

該当条文は表 2 の通りである。具体例を表 14 にそれぞれ示す。なお、表 14 は「LP ガス販売事業の手引き—法手続、役割と責務—」⁵に示されている。

算定式の見直しの方向性によっては、表 1 や表 2 にある他の保安業務とは認定を行う者が異なる可能性もあることから、本件についても影響を考慮する必要がある。

表 14 保安業務を行おうとする者の認定を行う者の具体例

保安業務の委託	申請書の提出先
名古屋市の販売所から保安業務を受託する	名古屋市長
青森県の販売所から保安業務を受託する	青森県知事
青森県と岩手県にある販売所から保安業務を受託する	関東東北産業保安監督部 東北支部長*
青森県と東京都にある販売所から保安業務を受託する	関東東北産業保安監督部長
青森県と北海道にある販売所から保安業務を受託する	経済産業大臣

5

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/file_itakujigyou/202403_hanbaijigyou.pdf

3. 調査

3.1 調査内容

本検討に関する調査として、住宅の戸数等の変遷に関するインターネット調査及び事業者への実態調査を行った。

3.2 住宅の戸数等の変遷に関するインターネット調査

3.2.1 調査の目的

「1. 検討の目的」では、近年の都市部の集合住宅への集中等による容器の配送形態の変化が、容器交換時等供給設備点検に影響を及ぼしている点が示唆されている。

「2.1 容器交換時等供給設備点検に係る算定式」にある通り、検討対象の算定式は、保安機関制度の創設に伴い 1996 年 9 月 1 日に施行されたものであることから、現時点（2024 年）では、算定式施行から約 28 年が経過している。

この約 28 年間の変化、特に都市部の集合住宅への集中等の変化が容器交換時等供給設備点検に与えた影響を把握し算定式の検討材料とするため、住宅の戸数、棟数の変遷についてインターネット調査を行った。

3.2.2 調査方法、調査項目、使用データ、用語の定義、データの取得の可否

3.2.2.1 調査方法

過去の住宅の戸数及び棟数の変遷をまとめるとともに、1 棟あたりの平均戸数について計算し比較することで、集合住宅への集中（=配送地点数の減少）の程度について調査を行った。

3.2.2.2 調査項目

調査項目は以下の通りである。

- ・日本の戸数の変遷に関するデータ
- ・日本の棟数の変遷に関するデータ
- ・上記の建て方（例：戸建、集合住宅）別のデータ

3.2.2.3 使用データ

「3.2.2.2 調査項目」を調査するため、以下のデータを使用した。

- ・総務省統計局「住宅・土地統計調査」⁶

本調査は 5 年ごとに行われており、掲載されているデータは 1988 年～2023 年までの 8 回分である。今回は算定式に係る範囲として 1993 年～2023 年までの 7 回分を使用した。調査に使用した統計データの出典は別添 1 別紙 2 の通り。

なお、上記データはあくまで「住宅」の調査であり、住宅以外で人が居住する建物（旅館、宿泊所、会社や学校等の寮、寄宿舎等）についてもその対象であるが、LP ガスの配送先の一つである飲食店等の業務用施設は含まれていない。

これについて、戸数、棟数ともに、「住宅」と比較し、住宅以外で人が居住する建物、業務用施設ともに数が非常に少ないことから、今回は「住宅」に関するデータのみについて調査を行った。

3.2.2.4 用語の定義

検討対象の算定式で使用されている用語と合わせるため、住宅・土地統計調査の用語の定義⁷と合わせず、以下の通り一部変更した用語の定義とした。

- ・戸：1 つの世帯の居住空間（住宅・土地統計調査の用語の定義での「住宅」）
- ・棟：1 つの建物

⁶ <https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00200522&metadata=1&data=1>




⁷ <https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/pdf/yougo.pdf>

建て方の違いについて、用語を定義等とともにまとめた結果を表 15 に示す。

戸建は棟数と戸数の数が等しい建物、長屋と集合住宅は棟数 1 棟に対し戸数が必ず 2 戸以上ある建物である。その他については、戸建、長屋、集合に当てはまらないものが定義であることから、棟数と戸数の関係については不明であるが、後述の「3.2.3 調査結果」にある通り、戸建、長屋、集合と比較し、その戸数及び棟数が非常に少ないことから、棟数と戸数の関係が明らかでなくとも、建て方別の変遷に関する調査について影響は小さいことが言える。

なお、集合については、基本通達別添 4 第 86 条（施設又は建築物の指定）関係に規定されている、「第 5 号中「共同住宅」とは、アパート、マンション等の集合住宅であって、同一建築物内に 3 世帯以上入居する構造のものをいい、床面積の広さ及び資材が木造であるか、鉄筋又は鉄骨であるかは問わない。」という定義とは異なる。

表 15 建て方別用語、定義等

用語	定義	住宅・土地統計調査「用語の定義」上の区分	棟数と戸数の関係	イメージ図
戸建	一つの棟に一つの戸が存在する建物	一戸建	棟数＝戸数	
長屋	一つの棟に二つ以上の戸が存在する建物であり、各住宅が壁を共通にしている建物	長屋建	棟数<戸数	
集合	一つの棟に二つ以上の戸が存在する建物であり、各住宅が壁を別々にし、廊下や階段を共有している建物	共同住宅	棟数<戸数	
その他	上記いずれにも当てはまらないもの。	その他	不明	なし

3.2.2.5 住宅・土地統計調査で取得可能なデータと取得不可能なデータ

(1) 住宅・土地統計調査で取得可能なデータ

以下のデータが取得可能である。

- ・調査時の日本の全戸数
- ・調査時の日本の全棟数
- ・上記について、建て方（一戸建、長屋、集合住宅、その他）の別

上記データが取得可能であることから、建て方別の戸数や棟数、それらを使用した 1 棟当たりの平均戸数を調査した。

(2) 住宅・土地統計調査で取得不可能な本調査に関するデータ

本調査に関するデータとして、以下のデータが取得不可能である。

- ・供給エネルギー毎のデータ（LP ガス、都市ガス、オール電化等）

上記データが取得不可能であることから、今回の調査対象のみの結果（LP ガスを使用した液石法適用の供給先の建物のみに関する調査結果）は取得不可能であり、以降の住宅・土地統計調査に関する調査結果について、LP ガスを使用している建物のみに関するデータではなく、あくまで日本全国を対象とした、供給エネルギーの種類によらない結果である。

3.2.3 調査結果

3.2.3.1 戸数の変遷

1993年～2023年までの戸数の変遷を表16及び図1に示す。また、戸数全体に占める建て方別の割合を表17及び図2に示す。

なお、表16においては、算定式が施行された1996年9月に最も近い1998年のデータと直近の2023年のデータを比較し、2023年時点で何倍に変化しているかについても記載している。

表16及び図1より、調査範囲においては、戸建及び集合の戸数が、長屋及びその他の戸数と比較し1桁以上大きい。また、どの年も戸数が最も多いのは戸建だが、2023年に近付くにつれ、集合の戸数が戸建に近付いている。

表17及び図2より、どの年も戸建の戸数の割合は50%を超えているが、2023年に近付くにつれて割合が減少し、反対に集合の割合が増えていることから、集合の戸数が戸建の戸数に近付いていることが分かる。

表16中の1998年のデータと直近の2023年のデータの比較においては、戸建と集合の戸数が増加している一方、長屋とその他は戸数が減少していた。合計においては約1.3倍と増加しており、元々数の多い戸建及び集合の戸数が増加したことが全体に対して大きく影響している。特に集合においては約1.5倍と最も増加しており、今後同様の傾向が続く場合は、戸建と集合の戸数がさらに近づく可能性が示唆される。

表16 1993年～2023年までの戸数の変遷及び1998年と2023年の比較

年 建て方	単位	1993	1998	2003	2008	2013	2018	2023	1998年から 2023年の変化
戸建	戸	25,911,000	27,321,200	28,798,100	30,127,800	31,753,400	32,078,200	33,010,000	1.21倍
長屋		2,660,200	2,385,400	1,935,500	1,762,100	1,754,400	1,876,100	1,696,500	0.71倍
集合		17,071,900	20,261,000	22,962,400	25,525,700	26,953,900	28,279,100	30,190,900	1.49倍
その他		235,600	278,700	194,900	170,300	166,800	174,100	149,400	0.54倍
合計		45,878,700	50,246,000	53,890,900	57,585,900	60,628,600	62,407,400	65,046,700	1.29倍

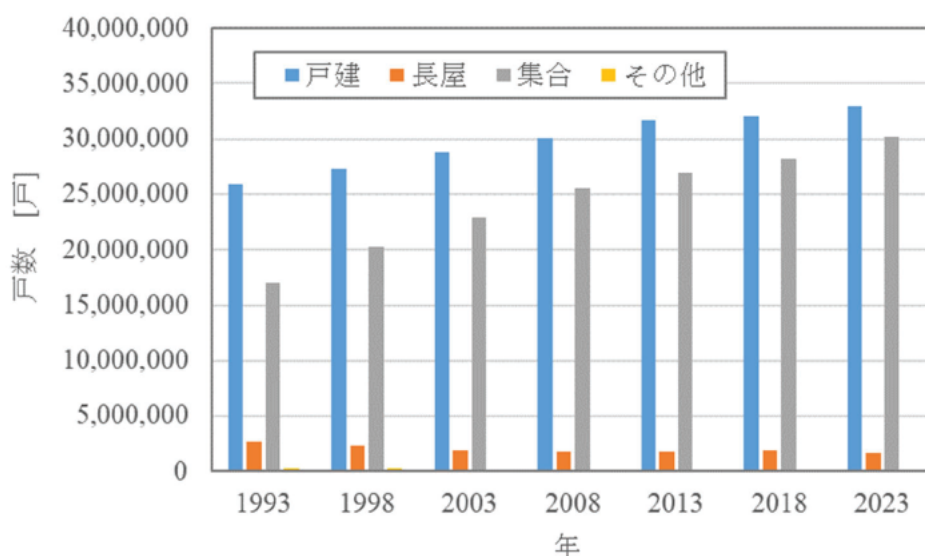


図1 1993年～2023年までの戸数の変遷

表 17 1993 年～2023 年までの戸数全体に占める建て方別の割合

年	単位	1993	1998	2003	2008	2013	2018	2023
建て方								
戸建	%	56.5	54.4	53.4	52.3	52.4	51.4	50.7
長屋		5.8	4.7	3.6	3.1	2.9	3.0	2.6
集合		37.2	40.3	42.6	44.3	44.5	45.3	46.4
その他		0.5	0.6	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2

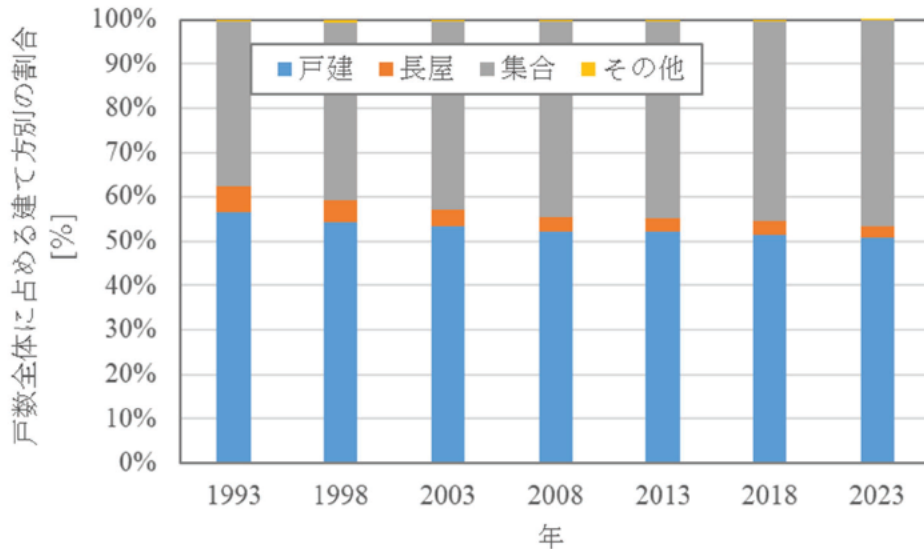


図 2 1993 年～2023 年までの戸数全体に占める建て方別の割合

3.2.3.2 棟数の変遷

「3.2.3.1 戸数の変遷」と同様、1993 年～2023 年までの棟数の変遷を表 18 及び図 3 に示す。また、棟数全体に占める建て方別の割合を表 19 及び図 4 に示す。

なお、表 18 においては、表 16 と同様、算定式が施行された 1996 年 8 月に最も近い 1998 年のデータと直近の 2023 年のデータを比較し、2023 年時点で何倍に変化しているかについても記載している。また、戸建については、表 15 の通り戸数と棟数が等しいことから、表 16 と表 18 で値は変わらない。

表 18 及び図 3 より、調査範囲においては、戸建の棟数が、他の棟数と比較し 1 桁以上大きい。

表 19 及び図 4 より、どの年も戸建の棟数の割合は 90%を超えている。

表 18 中の 1998 年のデータと直近の 2023 年のデータの比較においては、戸建と集合の棟数が増加している一方、長屋とその他は棟数が減少していた。合計においては約 1.2 倍と増加しており、戸数と同様、元々数の多い戸建及び集合の棟数が増加したことが全体に対して大きく影響している。

増加割合については、戸数の場合と比較し戸建と集合が同程度（1.2 倍～1.3 倍程度）であった。

表 18 1993年～2023年までの棟数の変遷及び1998年と2023年の比較

建て方	年	単位	1993	1998	2003	2008	2013	2018	2023	1998年から 2023年の変化
戸建	棟		25,911,000	27,321,200	28,798,100	30,127,800	31,753,400	32,078,200	33,010,000	1.21倍
長屋			909,700	812,500	643,200	590,000	564,400	566,800	492,300	0.61倍
集合			1,650,900	1,869,300	2,005,400	2,139,700	2,206,900	2,293,600	2,381,000	1.27倍
その他			219,000	253,300	194,100	167,500	164,800	168,400	146,800	0.58倍
合計			28,690,600	30,256,000	31,640,800	33,025,100	34,689,500	35,106,900	36,030,100	1.19倍

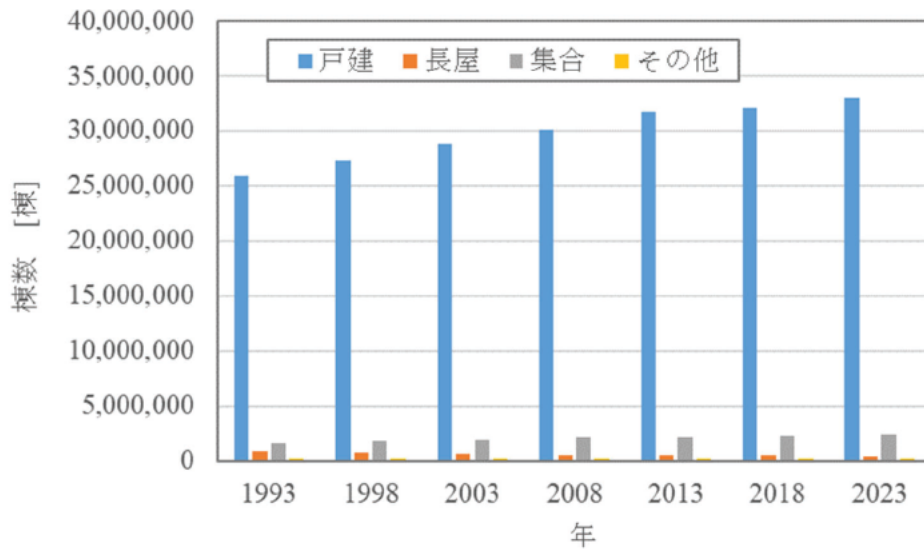


図 3 1993年～2023年までの棟数の変遷

表 19 1993年～2023年までの棟数全体に占める建て方別の割合

建て方	年	単位	1993	1998	2003	2008	2013	2018	2023
戸建	%		90.3	90.3	91.0	91.2	91.5	91.4	91.6
長屋			3.2	2.7	2.0	1.8	1.6	1.6	1.4
集合			5.8	6.2	6.3	6.5	6.4	6.5	6.6
その他			0.8	0.8	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4

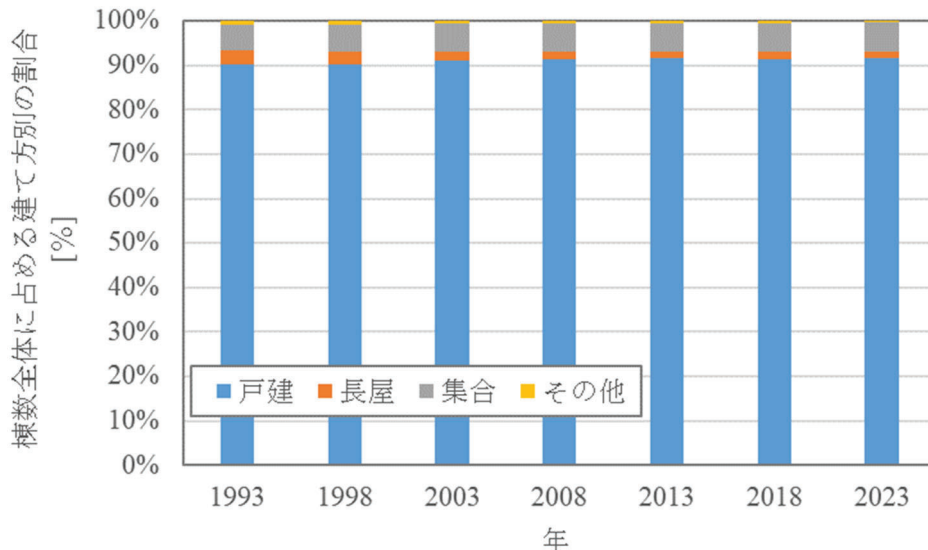


図 4 1993年～2023年までの棟数全体に占める建て方別の割合

3.2.3.3 建物1棟当たりの平均戸数の変遷

「3.2.3.1 戸数の変遷」と「3.2.3.2 棟数の変遷」のデータを使用して、建物1棟当たりの平均戸数の変遷を調査した。なお、戸建については、表15の定義の通り1以外の値はとり得ない。結果を表20及び図5に示す。

表20及び図5より、建物1棟当たりの平均戸数は集合が最も多く、次に長屋が多い結果となった。

表20の1998年のデータと直近の2023年のデータの比較においても集合及び長屋については約1.2倍増加していた。集合について、建物1棟当たりの平均戸数で見ると、約11戸/棟から約13戸/棟と、25年で約2戸/棟増加する結果となった。

反対に、その他については約0.9倍と減少する結果となったが、1998年時点で1.1戸/棟、2023年時点で1.0戸/棟と、1棟当たりの平均戸数は大きく変化していないことが分かる。合計においては約1.1倍（2023年の平均戸数1.81（戸/棟）÷1998年の平均戸数1.66（戸/棟）=1.09）と増加しており、元々数の多い集合の平均戸数が増加したことが影響している。

以上から、算定式制定の1996年から2023年にかけて、集合住宅は平均戸数が増加していることから配送地点数の減少の可能性が示唆されたものの、配送地点数は戸建住宅の割合が依然として大きく、また地域ごとの差異の方が大きい可能性があることから、配送地点数の減少は明らかにならなかった。

なお、一般社団法人全国LPガス協会がとりまとめた令和5年度「燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書」では、業務用施設、共同住宅、一般住宅の区分で、各戸数が示されている。

当該報告書は回収率等の関係から、LPガスを使用する全消費者戸数の約9割の結果ではあるものの、全国のLPガス販売事業所に対して広範に調査を行った結果であることから、建て方別の割合については、「住宅・土地統計調査」よりも、より本検討に即したものであると考えられる。

当該報告書の結果のうち、共同住宅、一般住宅の調査結果を表21に示す。表21から、割合の場合、一般住宅が60.4%、共同住宅が39.6%となっており、戸数の割合を算定した表17よりも、一般住宅の割合が大きい。

この差異は、1つの建物に2戸存在する場合、「住宅・土地統計調査」は「集合」、「燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書」は「一般住宅」と、いわゆる二世帯住宅のような場合の区分が異なることが影響していると推定される。「燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書」は「一般住宅」に二世帯住宅のような場合を含んでいることから、「住宅・土地統計調査」よりも割合が大きいものと考えられる。

表 20 1993年～2023年までの建物1棟当たりの平均戸数の変遷及び1998年と2023年の比較

建て方	年	単位	1993	1998	2003	2008	2013	2018	2023	1998年から 2023年の変化
戸建		戸/棟	1	1	1	1	1	1	1	1倍
長屋	2.92		2.94	3.01	2.99	3.11	3.31	3.45	1.17倍	
集合	10.34		10.84	11.45	11.93	12.21	12.33	12.68	1.17倍	
その他	1.08		1.10	1.00	1.02	1.01	1.03	1.02	0.92倍	
合計(戸)/合計(棟)	1.60		1.66	1.70	1.74	1.75	1.78	1.81	1.09倍	

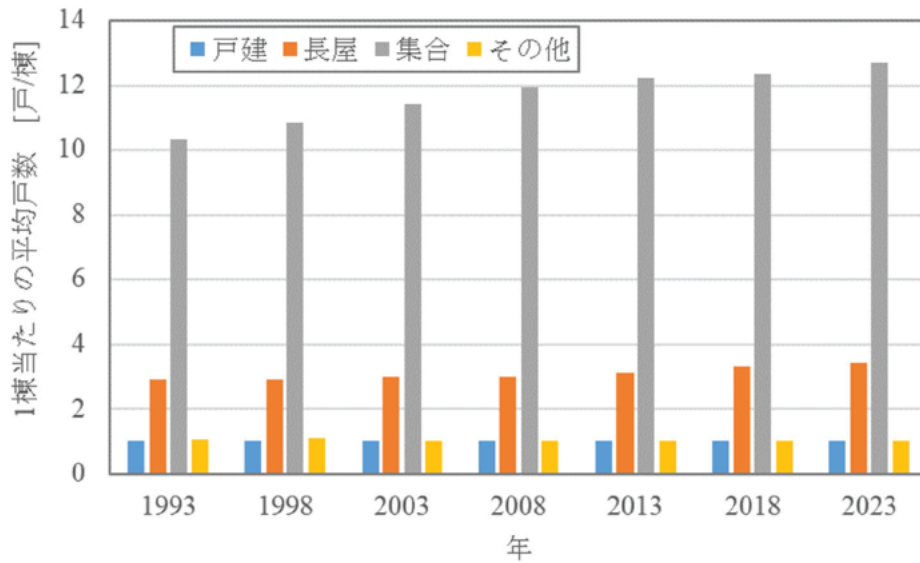


図 5 1993年～2023年までの建物1棟当たりの平均戸数の変遷

表 21 令和5年度「燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書」における建て方別消費者戸数(2024.3.31現在)(KHKが当該報告書を基に、共同住宅、一般住宅のみを抜粋し作成)

住宅の別	定義	戸数	共同住宅、一般住宅の割合
共同住宅	同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの	7,169,524戸	39.6%
一般住宅	—	10,929,183戸	60.4%

3.3 事業者への実態調査

3.3.1 調査の目的

配送地点数の減少等による容器の配送形態の変化等、算定式の見直しに関する検討の基盤となるデータを取得するため、LP ガスを配送している事業者にヒアリング等の実態調査を行った。

3.3.2 調査方法、実施期間、調査項目、調査対象、回答パターン

3.3.2.1 調査方法

LP ガス容器の配送業務を行っている事業者にアンケート及びヒアリングを実施し、実態調査を行った。

3.3.2.2 実施期間

以下の期間で実施した。

- ・2024年12月から2025年1月まで

3.3.2.3 調査項目

調査に際し、配送員と点検者を以下の通り定義した。

【配送員と点検者の定義】

- ・配送員：容器の配送、交換を行う者
- ・点検者：容器交換時等供給設備点検を行う者

上記定義の下、2024年12月現在(年間のデータの場合は2024年現在)として回答を依頼し、調査を実施した。

【事業者全体に関する項目】

- ・配送営業所数
- ・配送地域
- ・配送員と点検者の関係
- ・所有する資格の種類
- ・欠員時の対応
- ・点検者の人数確保に苦慮した事柄

【事業者全体及び各配送営業所に関する項目】

- ・全消費者戸数及び全配送地点数(戸建、集合、その他の分類別含む)
- ・上記に関し、点検者1名当たりの担当する数(最多、平均、最少別)
- ・配送員数、点検者数、資格所有者数
- ・配送車1台当たり、1日の走行距離(最長、平均、最短別)
- ・配送車1台当たり、1日当たりの平均回転数(春夏秋冬別)

3.3.2.4 調査対象

調査の協力が得られた以下の事業者に対して調査を行った。

- ・LP ガス容器の配送業務を行っている事業者10社

3.3.2.5 回答パターン

今回の調査は、アンケートへの回答及びヒアリングの実施に関し、以下のパターンA~Gで回答を得た。そのため、事業者により回答数や詳細さ、ヒアリングの実施の有無は異なることから、「3.3.3 調査結果(事業者別)」については、回答が得られた事業者数別に項目を立てている。

また、配送営業所のデータについても、回答が得られたパターンA~DとFの結果について調

査分析を行った。

表 22 アンケート回答及びヒアリング実施のパターン

パターン	アンケート回答		ヒアリング
	事業者全体	個別配送営業所	
A	あり	あり（大まかな住所を含む全配送営業所のデータ）	実施
B	あり	あり（住所を含まない全配送営業所のデータ）	実施
C	あり	あり（大まかな住所を含む複数配送営業所のデータ）	実施
D	あり	あり（住所を含まない複数配送営業所のデータ）	実施
E	あり	なし	実施
F	あり	あり（住所を含まない複数配送営業所のデータ）	未実施
G	なし	なし	実施

3.3.3 調査結果（事業者別）

3.3.3.1 事業者 10 者から得たデータについて

(0) 本項の項目

本項の項目は以下の通り。

- (1) 配送営業所数
- (2) 配送地域
- (3) 配送員と点検者の関係
- (4) 所有する資格の種類
- (5) 欠員発生時の対応
- (6) 点検者の人数確保に苦慮した事柄

(1) 配送営業所数

各事業者の営業所のうち、配送を行っている営業所（配送営業所）の数の範囲と該当する事業者数を表 23 に示す。

表 23 より、今回の調査対象事業者においては、10 者中 5 者の配送営業所数が 1 桁、10 者中 5 者の配送営業所数が 2 桁（20 以上）だった。

表 23 配送営業所数の範囲と該当する事業者数

配送営業所数	該当事業者数
1～9	5
10～19	0
20 以上	5

(2) 配送地域

今回の調査対象事業者 10 者が配送を行っている地域（都道府県単位）は、47 都道府県中 37 であり、配送に関してある程度全国的に調査が行われた。

(3) 配送員と点検者の関係

配送員のうち、点検者を兼ねていない配送員の割合を表 24 に示す。

表 24 より、10 者中 9 者が 0%（配送員が点検者の資格を有している）との回答だった。

また、1 者については数%点検者を兼ねていない（資格未取得者等条件を満たしていない者が配送に携わっている）との回答だったが、この数%は経験が必要な保安業務員や調査員の、6 か月以上の実務経験を満たすための育成者の割合であり、それ以外の者は配送員が点検者を兼ねているとの回答だった。

そのため、今回の調査範囲においては、基本的には配送員が点検者を兼ねていた。

表 24 点検者を兼ねていない配送員の割合

割合	該当事業者数
0% (配送員が点検者を兼ねている)	9
数% (一部配送員が点検者を兼ねていない)	1

(4) 所有する資格の種類

容器交換時等供給設備点検に必要な各資格について、資格所有者がいると回答のあった事業者数を表 25 に、所有者が多いと回答のあった事業者数を表 26 にそれぞれ示す。

なお、資格の欄については法令上の記載ではなく、簡易に記載している。

表 25 より、②③⑤⑥の資格が全ての事業者で所有する者がいた。反対に、特に④業務主任者の代理者については、所有者がいない事業者の方が多結果となった。

また、表 26 より、所有者の多い資格としては、⑥保安業務員が 1 番多いという結果となった。2 番目に多いとの回答も 3 事業者あり、全体的に多いことが考えられる。その他、③販売主任者についても多結果となった。

ヒアリングでは、入社後に③販売主任者や⑥保安業務員を積極的に取得させているという事業者が多く、調査結果はヒアリングの通りの結果となった。

表 25 資格所有者がいると回答のあった事業者数

資格	該当事業者数
①液化石油ガス設備士	9
②製造保安責任者	10
③販売主任者	10
④業務主任者の代理者	4
⑤充てん作業員	10
⑥保安業務員	10
⑦調査員	8

表 26 所有者の多い資格

資格	1 番多いと回答のあった事業者数	2 番目に多いと回答のあった事業者数
①液化石油ガス設備士		1
②製造保安責任者	1	1
③販売主任者	1	5
④業務主任者の代理者		
⑤充てん作業員	2	
⑥保安業務員	4	3
⑦調査員	2	
合計	10	10

(5) 欠員発生時の対応

欠員発生時の対応について、結果を表 27 に示す。

表 27 より、自営業所内の応援（他の配送員、管理職、他部署の経験者）による対応が多かった。特にコロナ禍を経たことで、事前に欠員対応要員を準備するようになったという回答もあった。

表 27 欠員発生時の対応

欠員時の対応			該当事業者数 (複数回答可)
自事業者内	自営業所内で完結可能	自営業所内の他の配送員による対応	7
		管理職による対応	5

欠員時の対応		該当事業者数 (複数回答可)
な対応	(管理職の担当エリアを小さくする、又は担当を0にすることで、常時欠員対応担当化)	
	自営業所内の他部署の人間(経験者)による対応	4
	予備容器使用による片側交換から両側交換(全量交換)への変更*	3
他営業所との連携	近隣エリアの配送員による対応	3
他事業者との連携	他社と連携して対応	1

※コロナ禍等の臨時対応、通常時は実施せず

(6) 点検者の人数確保に苦慮した事柄

点検者の人数確保に苦慮した事柄として得られた内容を表 28 に示す。

表 28 より、最も多かった事柄は 10 者中 5 者で急な退職によるものだった。

また、算定式に関しても、集合住宅増加に伴う配送地点数と消費者戸数それぞれの増加割合が異なる点について人数確保の観点から苦慮しているとの回答が 10 者中 4 者から得られた。

表 28 の内容について、ヒアリングで得られた主な回答を表 29 に示す。

表 29 より、点検者の人数確保によらない全体的な人員不足、集合住宅の増加における算定式と必要数の乖離、資格取得の問題がヒアリング結果として得られた。

このうち、準中型自動車運転免許(以下「準中型免許」という。)の資格に関して、2017 年での改正前後の概要を図 6 に示す。

2017 年 3 月 12 日の改正により、新しく準中型免許の区分が増えた。これにより、従来の中型自動車運転免許(以下「中型免許」という)を取得しなくとも、準中型免許の取得で車両総重量 7.5t 未満、最大積載量 4.5t 未満まで運転が可能となった。

これに対し、今回の調査範囲においては、LP ガス容器的配送車両の大きさを改正前の普通自動車運転免許(以下「普通免許」という。)で運転可能な最大積載量 3.0t 未満の車両としていたことで、改正前まで普通免許で運転可能だったものの、改正後は普通免許で運転不可能となったため、普通免許のみ取得した状態で入社する新入社員に対し、入社後、準中型免許を取得させる必要があり、苦慮しているとのことだった。

そのため、今回の調査により、LP ガスの配送について、図 6 に示すように液石法の範囲外の内容についても事業者が対応に苦慮していることが分かった。

なお、事業者側の対応として、免許取得に関し金額補助や就労時間中の自習、免許取得を認めるといった取得補助が行われていた。

表 28 点検者の人数確保に苦慮した事柄

点検者の人数確保に苦慮した事柄		該当事業者数 (複数回答可)
人員不足	急な退職(元から余裕がないことも理由)	5
	入社数の減少	2
	消費者戸数の急激な増加による配送人員の不足(集合住宅に限らない)	1
算定式と必要数の乖離	集合住宅増加に伴う配送地点数増加(必要配送員数増加)に比べて消費者戸数増加(必要資格者数増加)の増加割合が多い	4
	法定必要人数に実際は配送を行っていない資格所有者を追加	3
資格	準中型自動車運転免許の取得が必要であること	3
	関係資格取得の日程と取得したいタイミングが合わないこと	2
その他	特に問題が発生したことはない	1

表 29 点検者の人数確保に苦慮した事柄 主なヒアリング結果

事柄（簡易）	主なヒアリング結果
人員不足	<ul style="list-style-type: none"> 配送員自体が不足しており、余裕がない場合がある。その状況下で退職者が発生すると、急な人員配置の変更が必要等、点検者の人数確保以前に配送に関して問題が発生する。 入社数、特に新卒入社が少ない一方で、高齢の配送員が定年等で退職するため、人数が減少する。
算定式と必要数の乖離	<ul style="list-style-type: none"> 集合住宅の消費者戸数と配送地点数の増加割合が異なることで、必要配送人数よりも法定必要資格者数の方が多くなる。 法定必要資格者数 > 配送必要人数の解決策の一つとして、併設されている営業所（事務所、容器へのガスの充てん所）の資格を所有している者の人数も法定必要資格者数に追加しているが、併設の営業所を閉鎖することとなった場合、人数確保に苦慮する。
資格	<ul style="list-style-type: none"> 準中型自動車運転免許の資格取得が必要であり、手間である。 中途採用者がメインになるが、他業種からの転職が多く、基本的に資格取得の問題が都度発生する。その際、調査員等の資格の日程等によっては、資格取得が困難な場合がある。

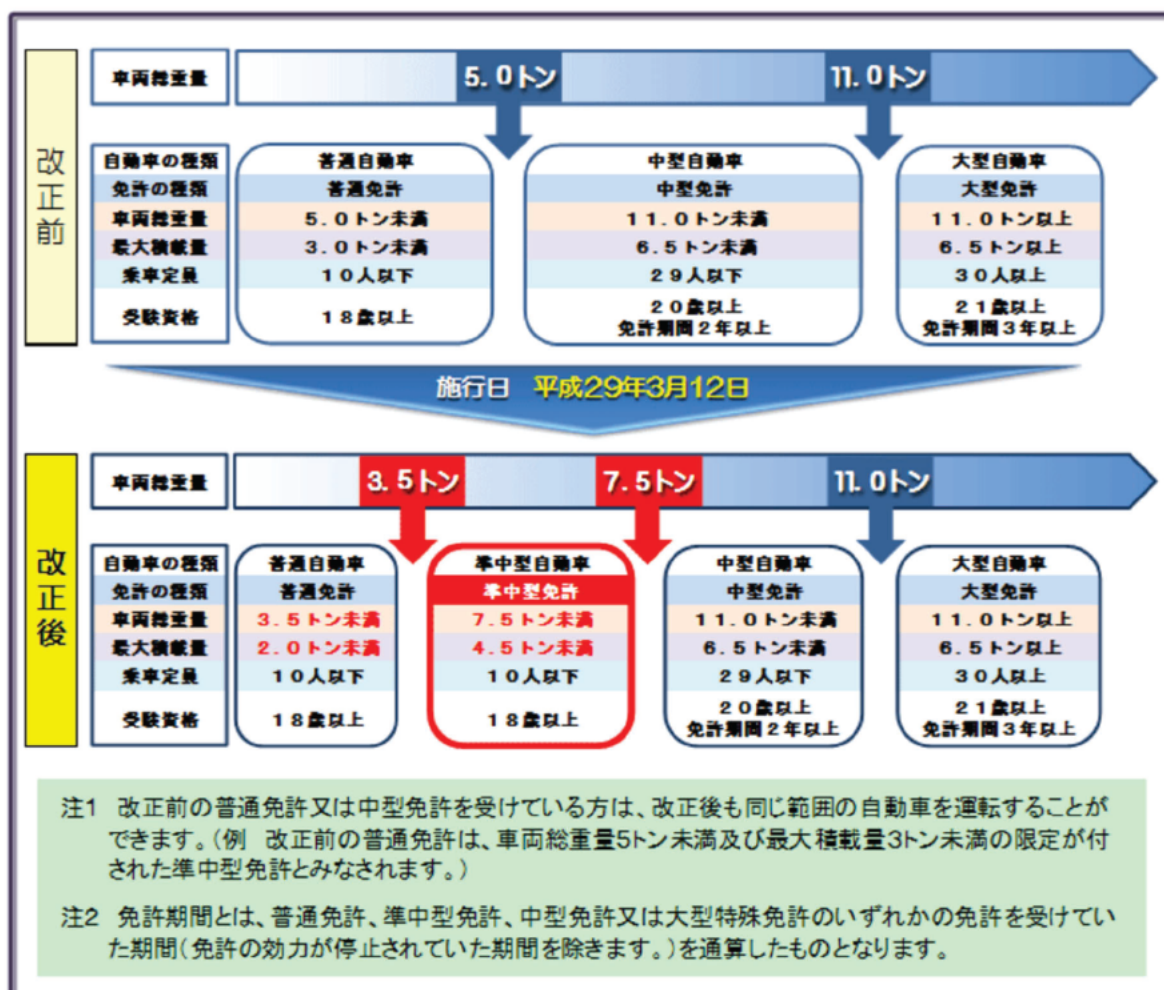


図 6 準中型自動車運転免許に関する 2017 年改正前後の概要について⁸

⁸ 警視庁 HP, <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/menkyo/chugata.html>

3.3.3.2 事業者9者（一部8者）から得たデータについて

(0) 本項の項目

本項の項目は以下の通り。

- (1) 本項の調査結果に関する全消費者戸数
- (2) 事業者別消費者戸数
- (3) 事業者別消費者戸数に対する集合住宅の戸数の割合
- (4) 事業者別配送地点数
- (5) 事業者別配送地点数に対する集合住宅の地点数の割合
- (6) 事業者別法定必要資格者数と資格所有者数の比較（8者のデータ）
- (7) 事業者別法定必要資格者数と配送員数の比較
- (8) 事業者別配送員1名当たりの消費者戸数
- (9) 事業者別配送員1名当たりの配送地点数
- (10) 事業者別配送員1名、1か月当たりの配送地点数（8者のデータ）
- (11) バルク供給の割合（追加ヒアリング事項）
- (12) 配送員の平均年齢（追加ヒアリング事項）
- (13) 事業者の種類と法定必要資格者数に関する意見（アンケート結果とヒアリング結果の関係）

(1) 本項の調査結果に関する全消費者戸数

本調査の対象事業者9者が配送を行っている消費者戸数の合計は、約200万戸だった。

(2) 事業者別消費者戸数

消費者戸数の範囲と該当する事業者数を表30に示す。

表30より、今回の調査対象事業者においては、9者中3者が消費者戸数10万戸未満、2者が10万戸以上30万戸未満、4者が30万戸以上と、事業者により配送を行っている消費者戸数が大きく異なる結果となった。

表30 消費者戸数の範囲と該当する事業者数

消費者戸数	該当事業者数
10万戸未満	3
10万戸以上30万戸未満	2
30万戸以上	4

(3) 事業者別消費者戸数に対する集合住宅の戸数の割合

事業者別消費者戸数に対する集合住宅の戸数の割合を表31に示す。なお、表31の割合は、消費者戸数の区分毎に昇順としている。

表31より、消費者戸数の場合、集合住宅の割合は9者中8者が50%程度だった。また、1者が80%であり、他と比較して集合住宅が多かった。

表31 事業者別全消費者戸数に対する集合住宅の戸数の割合

消費者戸数 (表30と同様の区分)	全消費者戸数に占める 集合住宅の消費者戸数の割合 [%]
10万戸未満	38
	41
	50
10万戸以上30万戸未満	49
	80
30万戸以上	45
	50
	52
	55

(4) 事業者別配送地点数

配送地点数の範囲と該当する事業者数を表 32 に示す。

表 32 より、今回の調査対象事業者においては、9 者中 4 者が配送地点数 10 万地点未満、3 者が 10 万地点以上 20 万地点未満、2 者が 20 万地点以上と、消費者戸数と同様、事業者により配送地点数が大きく異なる結果となった。

表 32 配送地点数の範囲と該当する事業者数

配送地点数	該当事業者数
10 万地点未満	4
10 万地点以上 20 万戸未満	3
20 万地点以上	2

(5) 事業者別配送地点数に対する集合住宅の地点数の割合

事業者別配送地点数に対する集合住宅の地点数の割合を表 33 に示す。なお、表 31 と同様、表 33 の割合は、配送地点数の区分毎に昇順としている。

表 33 より、配送地点数の場合、集合住宅の割合は 9 者中 8 者が 10%程度だった。また、1 者が 25%であり、他と比較して集合住宅が多かった。

表 33 事業者別全配送地点数に対する集合住宅の地点数の割合

配送地点数 (表 32 と同様の区分)	全配送地点数に占める 集合住宅の配送地点数の割合 [%]
10 万地点未満	5
	7
	9
	25
10 万地点以上 20 万地点未満	11
	11
	13
20 万地点以上	11
	11

(6) 事業者別法定必要資格者数と資格所有者数の比較 (8 者のデータ)

事業者別法定必要資格者数に対する資格所有者数の割合を表 34 に示す。なお、表 34 の割合は、消費者戸数の区分毎に昇順としている。(以下表 35 まで同様。)

表 34 より、回答のあった全ての事業者で法定必要資格者数を満足していた。また、その割合は 108%~196%まで様々だった。

表 34 法定必要資格者数に対する資格所有者数の割合

消費者戸数 (表 30 と同様の区分)	法定必要資格者数に対する 資格所有者数の割合 [%]
10 万戸未満	120
	132
	196
10 万戸以上 30 万戸未満	108
	186
30 万戸以上	122
	128
	152

(7) 事業者別法定必要資格者数と配送員数の比較

事業者別法定必要資格者数に対する配送員の割合を表 35 に示す。

表 35 より、今回の調査の範囲では、9 者中 3 者で 100 %を超えた（法定必要資格者数よりも配送員の方が多）一方、9 者中 5 者で 100 %未満（配送員数の方が少ないため担当以外の資格者が必要）という結果だった。

また、最も少ない割合は 62 %、最も多い割合は 121 %だった。

表 35 法定必要資格者数に対する配送員の割合

消費者戸数 (表 30 と同様の区分)	法定必要資格者数に対する 配送員数の割合 [%]
10 万戸未満	62
	120
	121
10 万戸以上 30 万戸未満	84
	113
30 万戸以上	67
	92
	98
	100

(8) 事業者別配送員 1 名当たりの消費者戸数

事業者別配送員 1 名当たりの消費者戸数を図 7 に示す。

なお、図 7 は各数の多少を比較することを目的としているため、横軸の事業者 No. は、最多、平均、最少それぞれ個別に昇順としている。そのため、同じ縦列が同じ事業者ではないことに注意が必要である。（以下図 9 まで同様。）

また、最少が非常に少ないデータとなっているものは、通常は LP ガス容器以外の灯油等を配送し、不定期に LP ガス容器を配送する者がいることが理由である。（以下図 9 まで同様）

図 7 より、多くの事業者で最少は 1,000 戸/人未満、最多は 1,500 戸/人以上だった。また、事業者間で差異が大きく、平均で比較した場合も、約 900 戸/人～約 2,700 戸/人と 3 倍程度異なる結果となった。

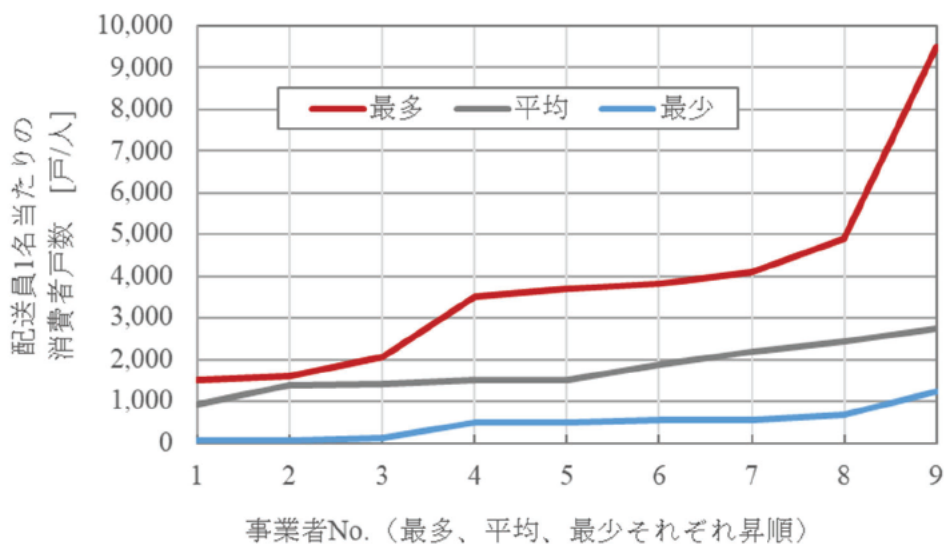


図 7 事業者別配送員 1 名当たりの消費者戸数

(9) 事業者別配送員 1 名当たりの配送地点数

事業者別配送員 1 名当たりの配送地点数を図 8 に示す。

図 8 より、全ての事業者で最少は 500 地点/人未満、最多は 1 事業者を除き 1,000 地点/人以上だった。また、「(8) 事業者別配送員 1 名当たりの消費者戸数」と同様に、事業者間で差異が

大きく、平均で比較した場合も、約 700 地点/人～約 1,900 地点/人と 2.7 倍程度異なる結果となった。

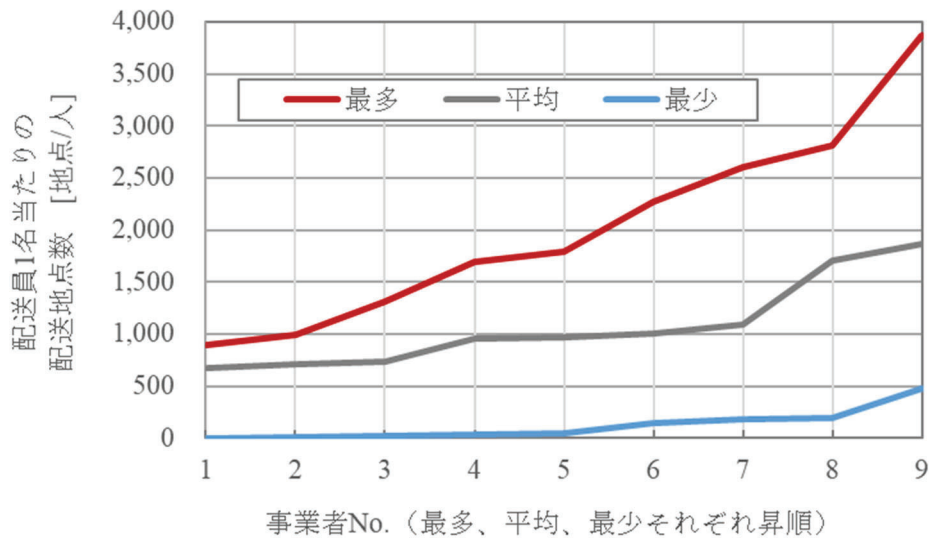


図 8 事業者別配送員 1 名当たりの配送地点数

(10) 事業者別配送員 1 名、1 か月当たりの配送地点数 (8 者のデータ)

事業者別配送員 1 名、1 か月当たりの配送地点数を図 9 に示す。

図 9 より、全ての事業者で最少は 300 地点/人未満だった一方、最多は事業者毎に様々であった。平均で比較した場合はこれまでと同様、約 300 地点/人～約 900 地点/人と 3 倍程度異なる結果となった。

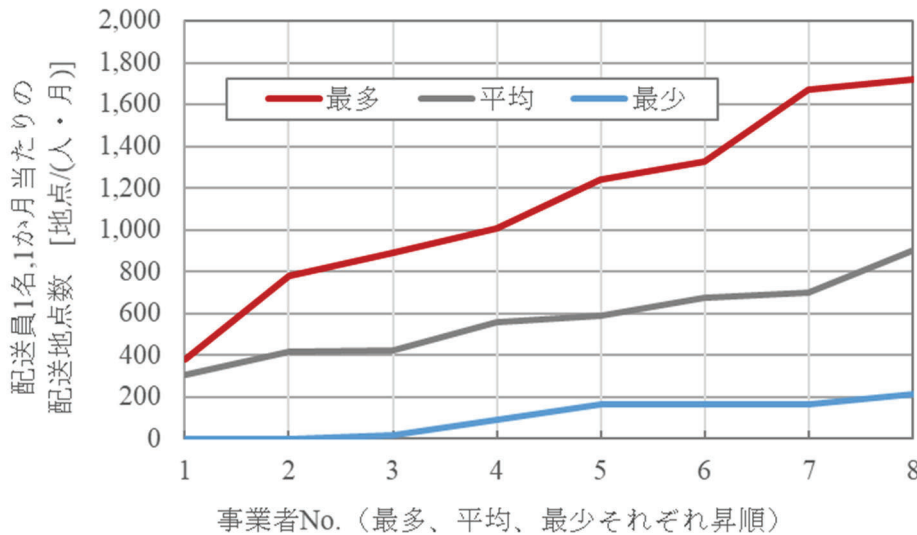


図 9 事業者別配送員 1 名、1 か月当たりの配送地点数

(11) バルク供給の割合 (追加ヒアリング事項)

容器交換時等供給設備点検は、容器配送の他にバルク供給も対象であるが、容器配送とバルク供給の割合は事業者毎に異なり、また、割合が配送に必要な人数に影響を与えることが想定される。一方で、配送に必要な人数に割合が与える影響について分析可能な数のヒアリングが実施できなかったことから、大まかな傾向を把握するため、割合についてのみヒアリングを実施した。

ヒアリングの結果、バルク供給は行っていない、又は完全に外部に委託しているという事業

者から、全体の7割程度がバルク供給という事業者まで、多岐にわたる結果となった。

また、バルク供給を行っているという回答のあった事業者に、いわゆる告示検査（法第16条第2項の規定に基づき、規則第16条第22号に従って実施しなければならない、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示第1条第1項に定めるバルク貯槽の検査）の影響について確認したところ、告示検査の結果容器配送に変更となりバルク供給が減少した事業者と、継続してバルク供給を行っている事業者に分かれた。さらに、継続してバルク供給を行っている事業者のうち一部においては、容器配送からバルク供給に変更となった消費者も一定程度おり、バルク供給の割合が増えているという事業者もいた。

そのため、容器配送とバルク供給の割合に関しても事業者毎に異なり、また割合の増減についても様々であることが分かった。

(12) 配送員の平均年齢（追加ヒアリング事項）

「3.3.3.1(6) 点検者の人数確保に苦慮した事柄」にある通り、点検者かどうかに関わらず、そもその人員不足が苦慮の事柄として挙げられたことから、平均年齢についてヒアリング時に追加調査を行った。

ヒアリング時の追加事項のため、詳細なデータがない場合はおおよその値として回答を依頼したところ、平均年齢はどの事業者も40代～50代という回答だった。

また、バルク供給を行っている場合、容器配送と比較して身体への負担が少ないことが理由で、バルク供給を高齢者が実施するケースが多いという回答が多かった。

(13) 事業者の種類と法定必要資格者数に関する意見（アンケート結果とヒアリング結果の関係）

ヒアリング調査の結果、配送を行っている事業者は主に2種類に分類された。

- (a) 配送をメインに行っている（事業内容が配送に特化した）事業者
- (b) 配送以外にも事業を行っており、事業に占める配送の割合が少ない事業者

なお、(a)及び(b)について、どちらか一方に消費者戸数が多い傾向、という結果は得られず、消費者戸数の多少との関連は分らなかった。

(a)及び(b)に関して、本調査の主眼である「法定必要資格者数と配送員数に乖離がある」点に関する意見を表36に示す。

表36より、事業者の種類によって、法定必要資格者数と配送員数の関係について異なる意見が得られた。

(a)においては、調査時点で乖離が発生しており、分担や隣接する事業所の資格者加算といった対策が講じられている一方、(b)においては人員不足こそ問題であるものの、法定必要資格者数と配送員数の関係については問題がないという回答が多かった。なお、「表28 点検者の人数確保に苦慮した事柄」において「特に問題が発生したことはない」という回答も(b)の事業者であった。

これらのことから、本調査の範囲外の事業者において配送に特化する事業者が多い場合や、今後LPガスの配送に関して(a)の割合が増加する場合は、法定必要資格者数と配送員数との乖離がさらに発生する可能性があるが、調査時点においては単一的な結論を導くことが困難なことが明らかとなった。

表 36 法定必要資格者数と配送員数の関係について主な意見

種類	主な意見
(a)	<ul style="list-style-type: none">・法定必要資格者数と配送員数に乖離が発生しており、特に閑散期となる夏場は配送員一人当たりの配送量を減らし配送員全員に配送業務を行わせる、回転数を減らす等、配送員全員に業務を分担するための対策を講じている。・充てん所や営業所が配送営業所と隣接している場合で配送員数の方が少ない配送営業所については、法定必要資格者数を満足するため、充てん所や営業所の資格所有者も当該資格者数に含めている。
(b)	<ul style="list-style-type: none">・法定必要資格者数について特に問題は発生していない。

種類	主な意見
	・法定必要資格者数に関係なく人員不足は問題となっている。

3.3.4 調査結果（配送営業所別）

(0) 本項の項目

本項の項目は以下の通り。

- (1) 本項の調査対象の全配送営業所数
- (2) 本項の調査結果に関する全消費者戸数
- (3) 配送営業所別消費者戸数
- (4) 配送営業所別消費者戸数に対する集合住宅の戸数の割合
- (5) 配送営業所別配送地点数
- (6) 配送営業所別配送地点数に対する集合住宅の地点数の割合
- (7) 配送営業所別法定必要資格者数と資格所有者数の比較
- (8) 配送営業所別法定必要資格者数と配送員数の比較
- (9) 消費者戸数、配送地点数と配送員数/法定必要資格者数の関係
- (10) 集合住宅の割合と配送員数/法定必要資格者数の関係
- (11) 配送営業所別配送員 1 名当たりの消費者戸数
- (12) 配送営業所別配送員 1 名当たりの配送地点数
- (13) 配送営業所別配送員 1 名、1 か月当たりの配送地点数
- (14) 配送営業所別配送車 1 日あたりの走行距離
- (15) 配送営業所別配送車 1 日あたりの平均回転数
- (16) 同事業者における配送営業所毎の違い（追加ヒアリング事項）

(1) 本項の調査対象の全配送営業所数

本項の調査対象は、「3.3.2.5 回答パターン」にある通り、表 22 のアンケート回答のうち個別配送営業所の回答が得られたパターン A~D と F の事業者のデータであり、合計 72 配送営業所である。

(2) 本項の調査結果に関する全消費者戸数

本項の調査対象の 72 配送営業所が配送を行っている消費者戸数の合計は、約 120 万戸だった。

(3) 配送営業所別消費者戸数

配送営業所別消費者戸数を図 10 に示す。

図 10 より、今回の調査対象事業者においては、最少は約 1,100 戸/配送営業所、最多は約 84,000 戸/配送営業所となった。

割合としては、最少～10,000 戸/配送営業所までで全体の 33 %（24 配送営業所）、最少～20,000 戸/配送営業所までで全体の 74 %（53 配送営業所）だった。

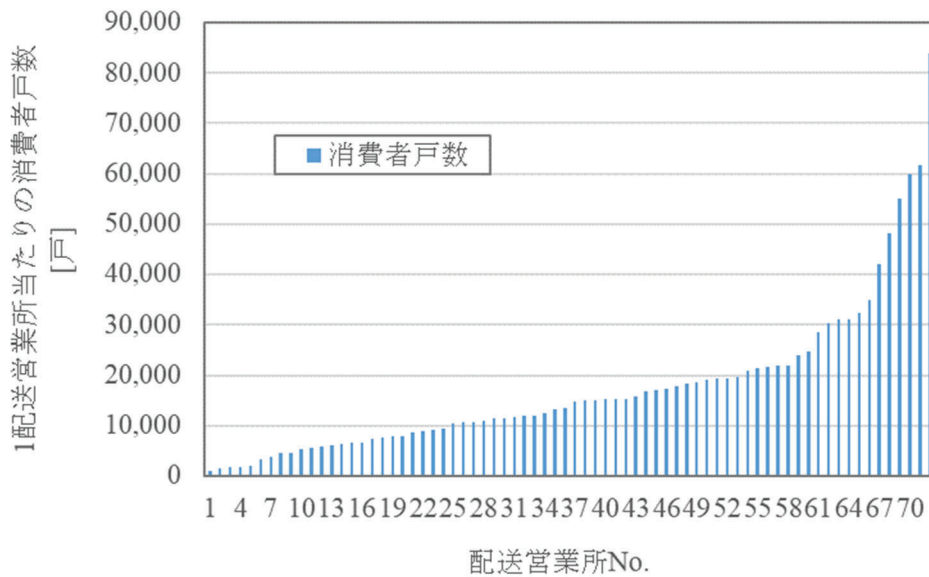


図 10 配送営業所別消費者戸数

(4) 配送営業所別消費者戸数に対する集合住宅の戸数の割合

配送営業所別消費者戸数に対する集合住宅の戸数の割合を図 11 に示す。

なお、図 11 は図 10 の配送営業所別消費者戸数に対する集合住宅の戸数の割合を示した図であり、図 11 の配送営業所 No.は図 10 と同様である。

図 11 より、消費者戸数の増加に伴い集合住宅の戸数の割合が増加する等、関係性が見られなかった。

図 11 について、割合の多少を比較するため、割合を昇順に並び変えた図を図 12 に示す。

図 12 より、今回の調査の範囲において、割合の最少は 25 % (1/4 が集合住宅)、最多は 88 % (約 9 割が集合住宅) だった。

また、集合住宅の戸数の割合が 50 %未満だったのは全体の 54 % (39 配送営業所) だった。

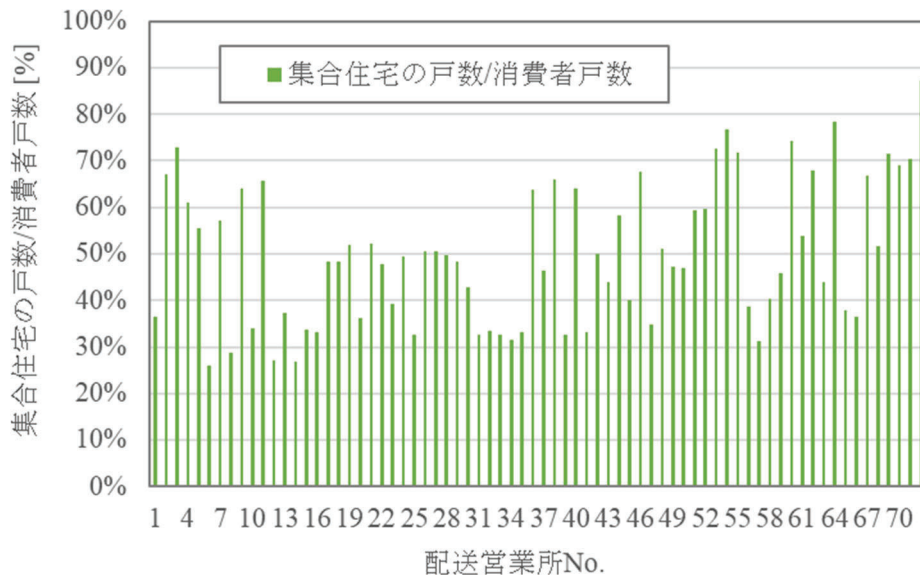


図 11 配送営業所別消費者戸数に対する集合住宅の戸数の割合

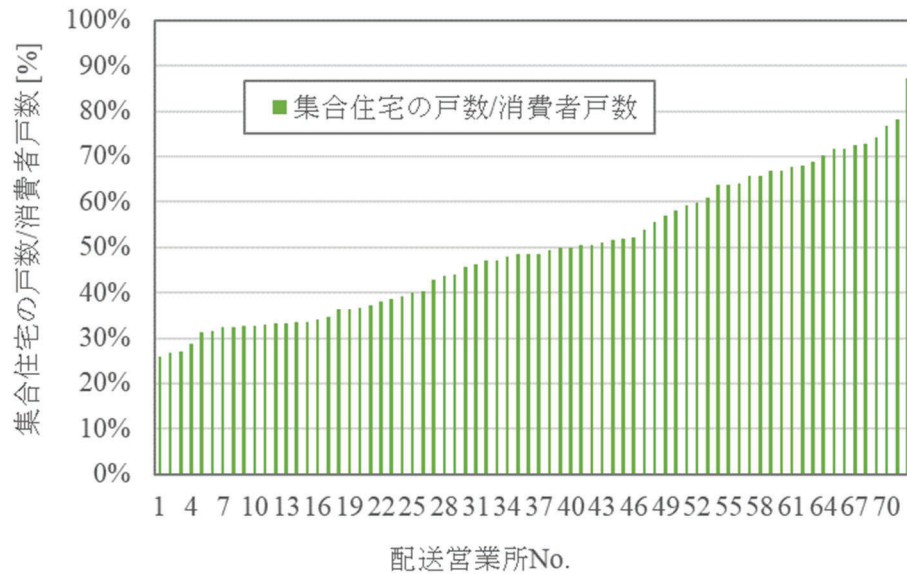


図 12 配送営業所別消費者戸数に対する集合住宅の戸数の割合 (昇順)
 (図 11 を割合について昇順化しており、図 11 と配送営業所 No.は異なる)

(5) 配送営業所別配送地点数

配送営業所別配送地点数を図 13 に示す。

なお、配送営業所 No.は配送地点数に対して昇順であるため、図 10～図 12 の配送営業所 No.とは異なる。

図 13 より、今回の調査対象事業者においては、最少は約 600 地点/配送営業所、最多は約 26,000 地点/配送営業所となった。

割合としては、最少～5,000 地点/配送営業所までで全体の 28 % (20 配送営業所)、最少～10,000 地点/配送営業所までで全体の 69 % (50 配送営業所) だった。

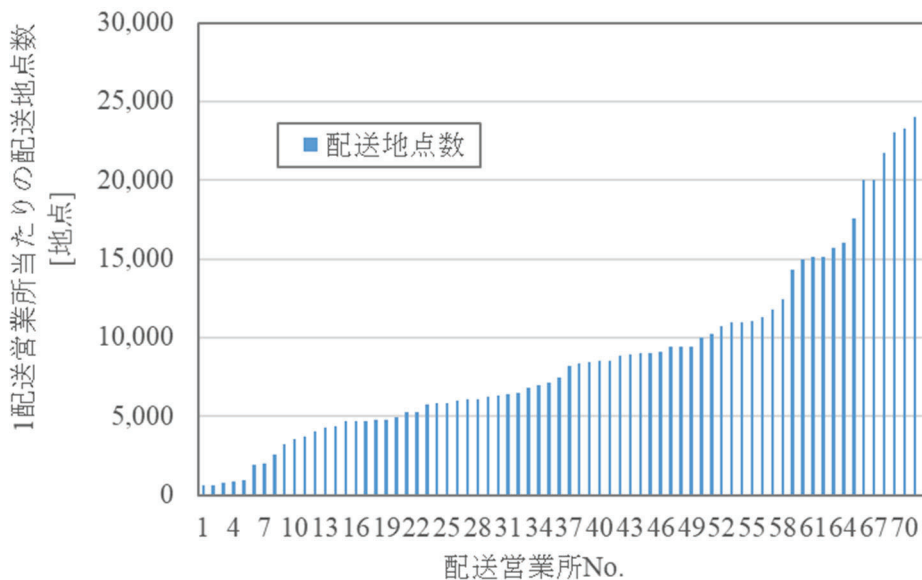


図 13 配送営業所別配送地点数

(6) 配送営業所別配送地点数に対する集合住宅の地点数の割合

配送営業所別配送地点数に対する集合住宅の地点数の割合を図 14 に示す。

なお、図 14 は図 13 の配送営業所別配送地点数に対する集合住宅の地点数の割合を示した図であり、図 14 の配送営業所 No.は図 13 と同様である。

図 14 より、配送地点数の増加に伴い集合住宅の地点数の割合が増加する等、関係性が見られなかった。

図 14 について、割合の多少を比較するため、割合を昇順に並び変えた図を図 15 に示す。

図 15 より、今回の調査の範囲において、割合の最少は 5%、最多は 33% だった。

また、割合として、集合住宅の戸数の割合が 10% 未満だったのは全体の 38% (27 配送営業所)、20% 未満だったのは全体の 85% (61 配送営業所) だった。

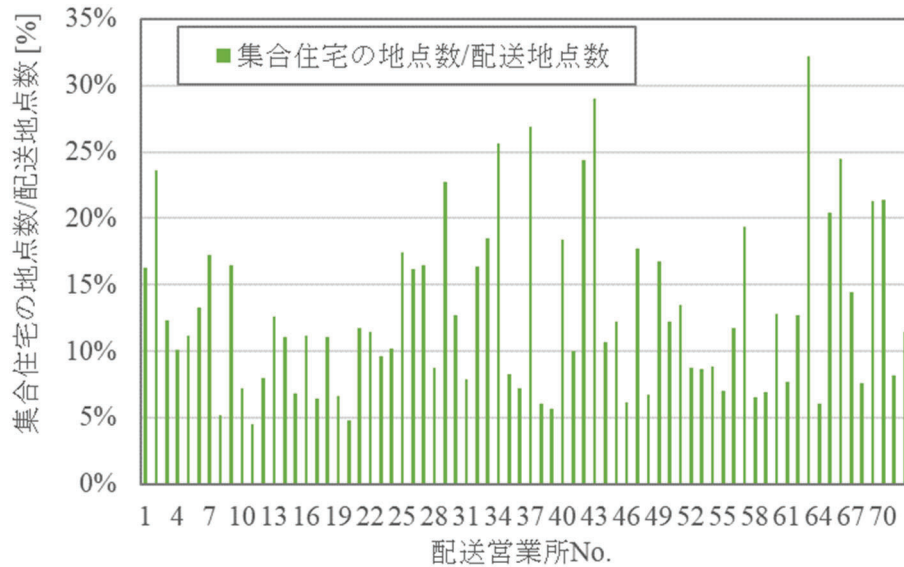


図 14 配送営業所別配送地点数に対する集合住宅の地点数の割合

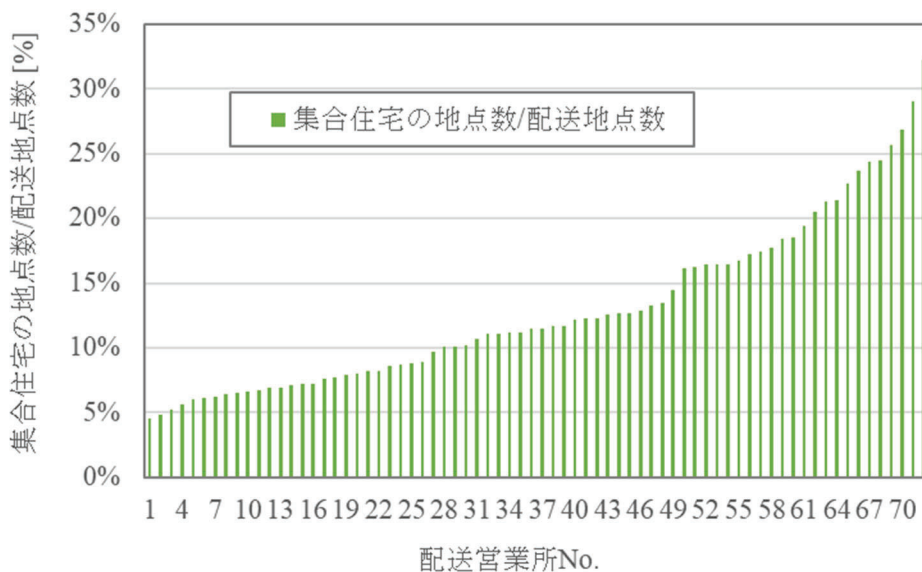


図 15 配送営業所別配送地点数に対する集合住宅の地点数の割合 (昇順)
(図 14 を割合について昇順化しており、図 14 と配送営業所 No. は異なる)

(7) 配送営業所別法定必要資格者数と資格所有者数の比較

配送営業所別法定必要資格者数に対する資格所有者数の割合を図 16 に示す。

なお、図 16 の配送営業所 No. は、ここまでの図の配送営業所 No. と異なる。また、図 16 については、他の図と異なり 4 配送営業所分の回答が得られなかったため記載していない。

図 16 より、回答のあった全ての配送営業所で法定必要資格者数を満足しており、その割合は 100%~300% まで様々だった。

また、割合として、100%~147% までで全体の 56% (38 配送営業所) だった。

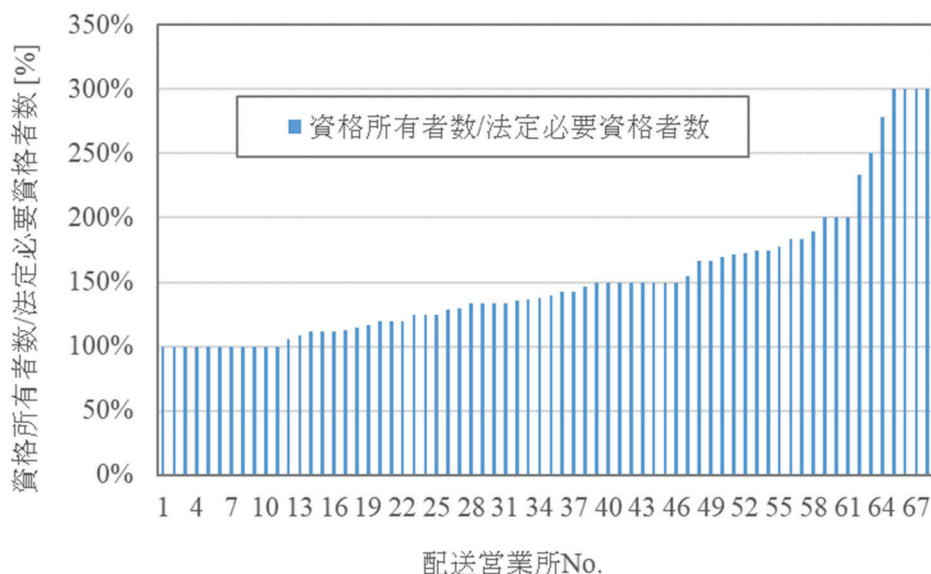


図 16 配送営業所別法定必要資格者数に対する資格所有者数の割合

(8) 配送営業所別法定必要資格者数と配送員数の比較

配送営業所別法定必要資格者数に対する配送員の割合を図 17 に示す。
 なお、図 17 の配送営業所 No. は、ここまでの図の配送営業所 No. と異なる。
 図 17 より、今回の調査の範囲では、割合は 50%~200% まで様々だった。
 また、100% 未満は全体の 36% (26 配送営業所) だった。

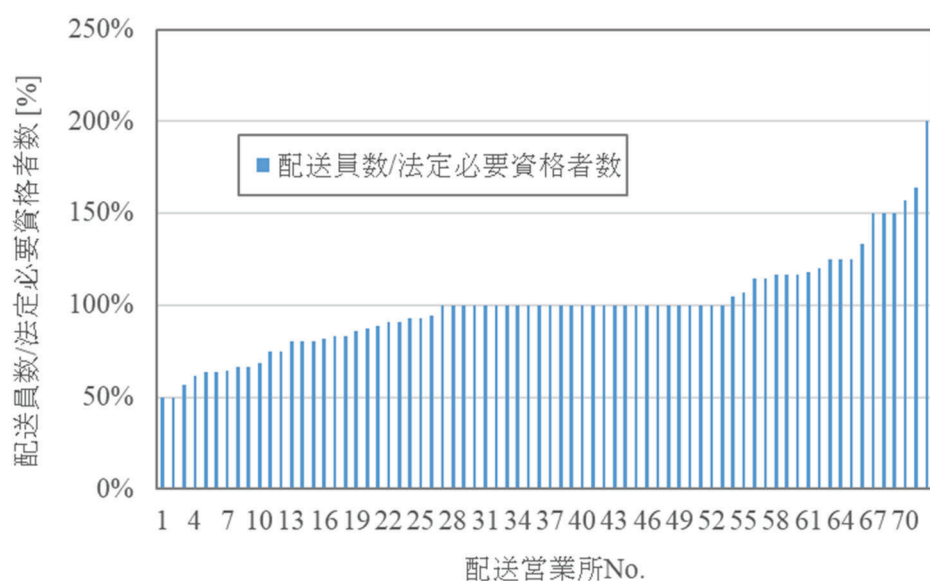


図 17 配送営業所別法定必要資格者数に対する配送員数の割合

(9) 消費者戸数、配送地点数と配送員数/法定必要資格者数の関係

図 17 の通り、法定必要資格者数に対する配送員数の割合は様々であった。
 これについて、消費者戸数や配送地点数等との関連を調査するため、消費者戸数と配送員数/法定必要資格者数の関係を図 18 に、配送地点数と配送員数/法定必要資格者数の関係を図 19 にそれぞれ示す。

図 18 及び図 19 より、いずれの図においても、消費者戸数、配送地点数の多少にかかわらず配送員数/法定必要資格者数の割合が様々であることから、消費者戸数、配送地点数と配送員数/法定必要資格者数の割合の関係は明らかにならなかった。

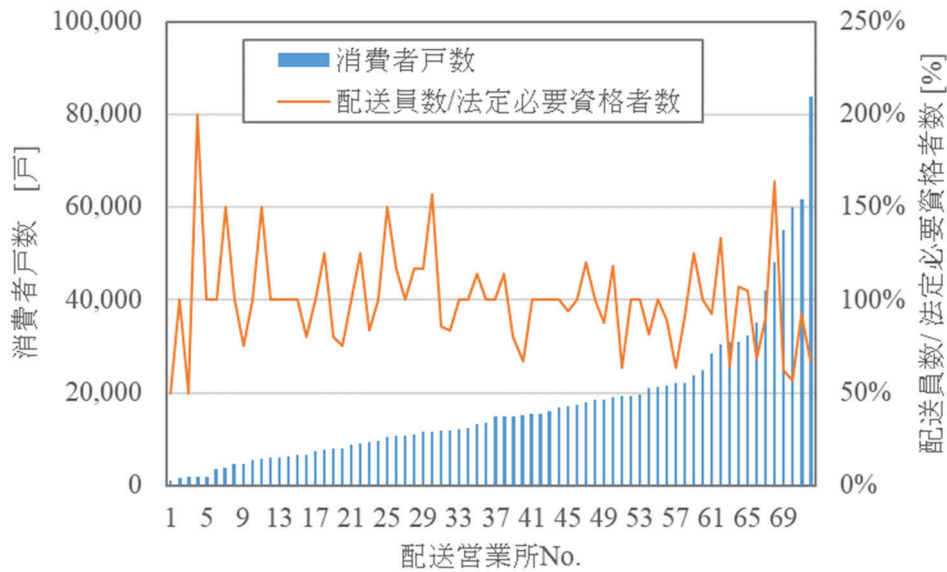


図 18 配送営業所別消費者戸数と配送員数/法定必要資格者数の関係
(配送営業所 No.は図 10 と同様)

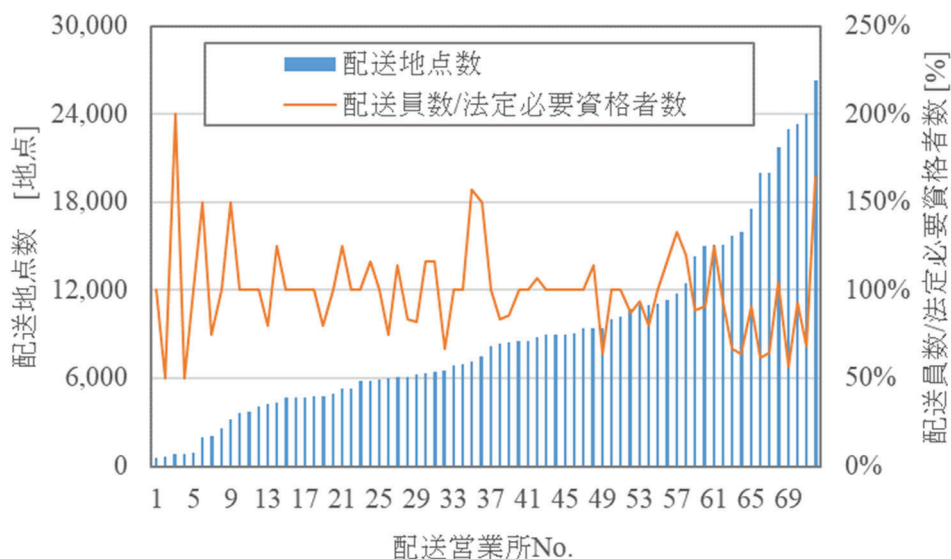


図 19 配送営業所別配送地点数と配送員数/法定必要資格者数の関係
(配送営業所 No.は図 13 と同様)

(10) 集合住宅の割合と配送員数/法定必要資格者数の関係

「(9) 消費者戸数、配送地点数と配送員数/法定必要資格者数の関係」以外に、集合住宅の割合との関係についても調査を行った。

集合住宅の割合との関係を図 20 と図 21 にそれぞれに示す。

図 20 及び図 21 より、集合住宅の割合が増加すると、配送員数/法定必要資格者数の割合が減少する傾向があることが分かった。

これについて、集合住宅の割合を横軸とした図を図 22 と図 23 にそれぞれ示す。どちらの図においても、集合住宅の割合が増加するにつれて、配送員数/法定必要資格者数の割合が 100 % 未満の配送営業所が増加している。具体的には、図 22 (消費者戸数基準) においては集合住宅の割合が 70 % 以上から、図 23 (配送地点数基準) においては集合住宅の割合が 20 % 以上から、配送員数/法定必要資格者数の割合が 100 % 未満となる配送営業所が多かった。

上記から、集合住宅の割合が高いと配送員数/法定必要資格者数の割合が減少する傾向があることが分かった。

なお、図 22 の 70%未満の範囲、図 23 の 20%未満の範囲においても、配送員数/法定必要資格者数の割合が 100%以下の配送営業所が存在していることから、一部の傾向は示唆されたものの、全てに適用できるとは言い切れないものとする。

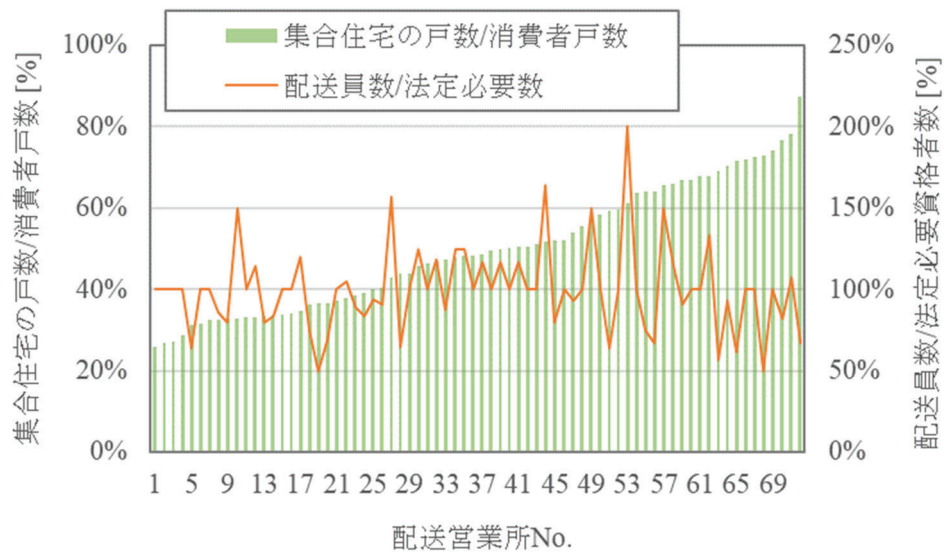


図 20 配送営業所別集合住宅の割合（消費者戸数基準）と配送員数/法定必要資格者数の割合の関係
 (配送営業所 No.は図 12 と同様)

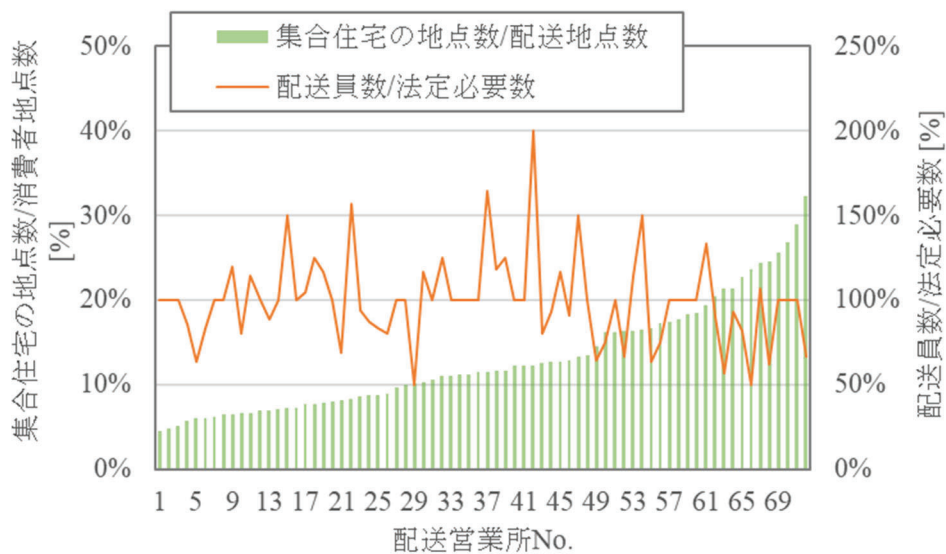


図 21 配送営業所別集合住宅の割合（配送地点数基準）と配送員数/法定必要資格者数の割合の関係
 (配送営業所 No.は図 15 と同様)

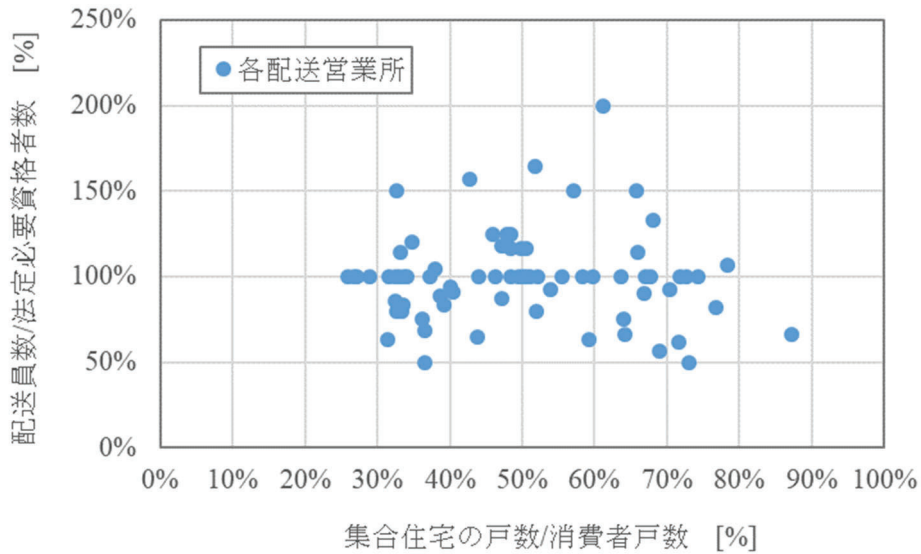


図 22 集合住宅の割合（消費者戸数基準）と配送員数/法定必要資格者数の割合の関係

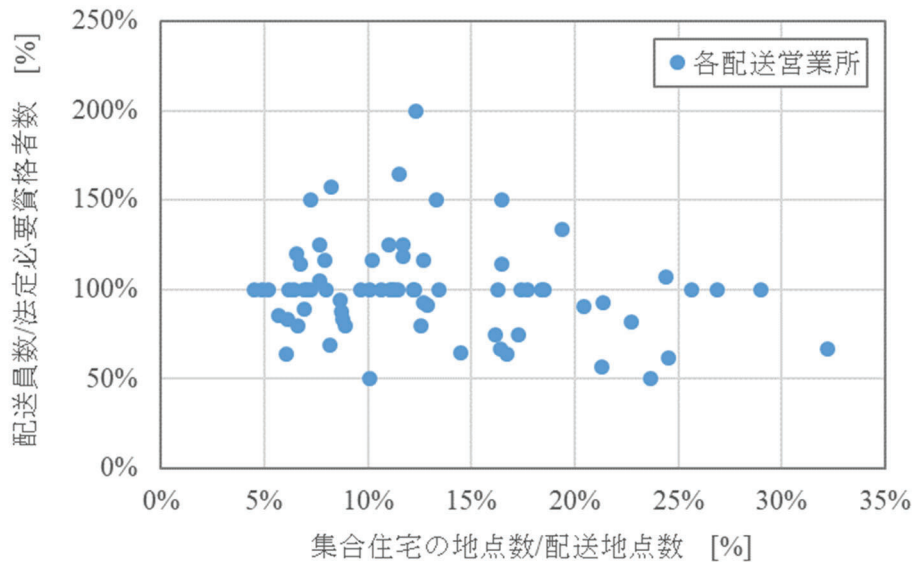


図 23 集合住宅の割合（配送地点数基準）と配送員数/法定必要資格者数の割合の関係

(11) 配送営業所別配送員 1 名当たりの消費者戸数

配送営業所別配送員 1 名当たりの消費者戸数を図 24 に示す。

なお、図 24 は各数の多少を比較することを目的としているため、横軸の配送営業所 No. は、最多、平均、最少それぞれ個別に昇順としている。そのため、同じ縦列が同じ配送営業所ではないことに注意が必要である。（以下図 28 まで、各項目が同じ配送営業所ではない点は同様。）

また、最少が非常に少ないデータとなっているものは、通常は灯油等を配送し、不定期に LP ガスを配送する者がいることが理由である。（以下図 27 まで同様。）

図 24 より、配送員 1 名に割り当てられている消費者戸数は、最多、平均、最少で様々であり、平均を比較した場合においても、最少 1,000 戸/人～最多 3,500 戸/人と、3.5 倍異なる結果となった。

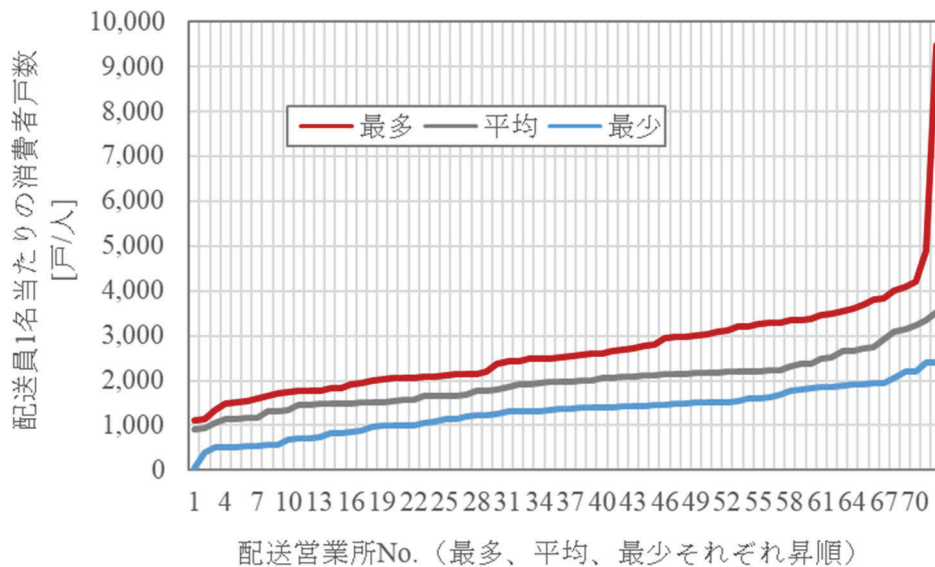


図 24 配送営業所別配送員 1 名当たりの消費者戸数

(12) 配送営業所別配送員 1 名当たりの配送地点数

配送営業所別配送員 1 名当たりの配送地点数を図 25 に示す。

図 25 より、配送員 1 名に割り当てられている配送地点数は「(11) 配送営業所別配送員 1 名当たりの消費者戸数」と同様、最多、平均、最少で様々であり、平均を比較した場合においても、400 地点/人～2,300 地点/人と 5.8 倍異なる結果となった。

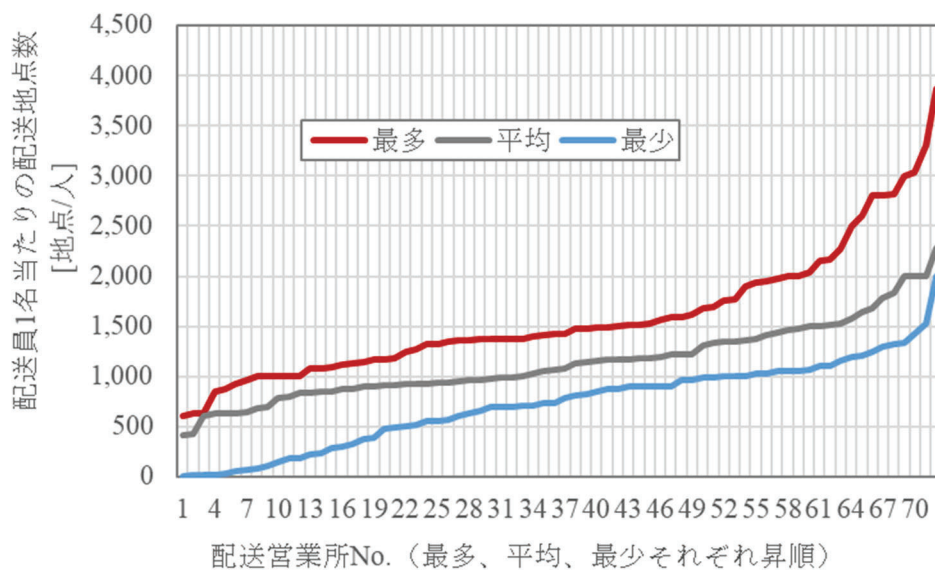


図 25 配送営業所別配送員 1 名当たりの配送地点数

(13) 配送営業所別配送員 1 名、1 か月当たりの配送地点数

配送営業所別配送員 1 名、1 か月当たりの配送地点数を図 26 に示す。

図 26 より、配送員 1 名、1 か月当たりの配送地点数は、「(11) 配送営業所別配送員 1 名当たりの消費者戸数」、「(12) 配送営業所別配送員 1 名当たりの配送地点数」と同様、最多、平均、最少で様々であり、平均を比較した場合においても、200 地点/(人・月)～1,100 地点/(人・月)と 5.5 倍異なる結果となった。

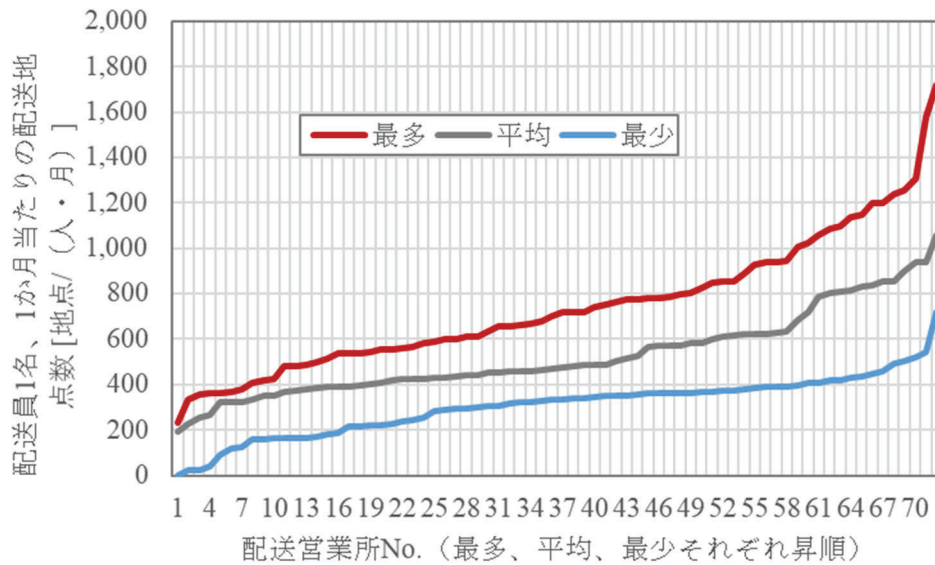


図 26 配送営業所別配送員 1 名、1 か月当たりの配送地点数

(14) 配送営業所別配送車 1 日あたりの走行距離

配送営業所別配送車 1 台、1 日あたりの走行距離を図 27 に示す。

図 27 より、最長、平均、最短で様々であり、平均を比較した場合においても、50 km/ (日・台)~140 km/ (日・台) と 2.8 倍異なる結果となった。

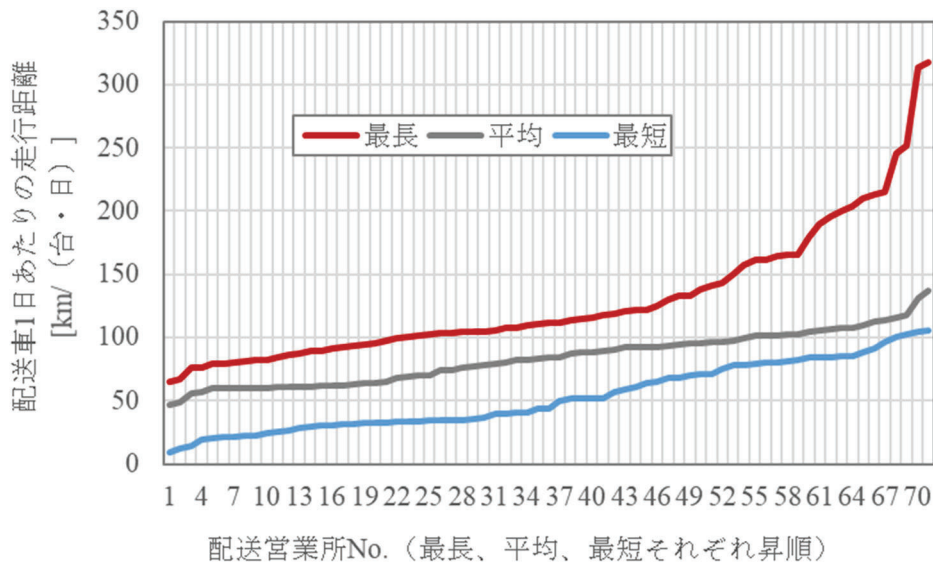


図 27 配送営業所別配送車 1 台、1 日あたりの走行距離

(15) 配送営業所別配送車 1 日あたりの平均回転数

配送営業所別配送車 1 台、1 日あたりの平均回転数（春夏秋冬別）を図 28 に示す。

図 28 より、夏の回転数が少なく、冬の回転数が多い傾向となった。具体的には、回転数の少ない夏は 1~1.5 回転、回転数の多い冬は 2 回転以上が多い結果となった。

なお、ヒアリングでは、期間で均しているため少なく見積もられているが、冬場に 3 回転以上する場合があると回答した事業者がいた。

また、夏においても実動時間を減少させたり、有給消化期間として設定させたりすることで、2 回転以上となる場合があるとの回答もあった。

そのため、傾向として夏に閑散期、冬に繁忙期を迎えることが想像される LP ガスの配送について、ある程度予想される結果が得られたものの、閑散期と繁忙期を調整することで効率化に努めている事業者の存在が確認された。

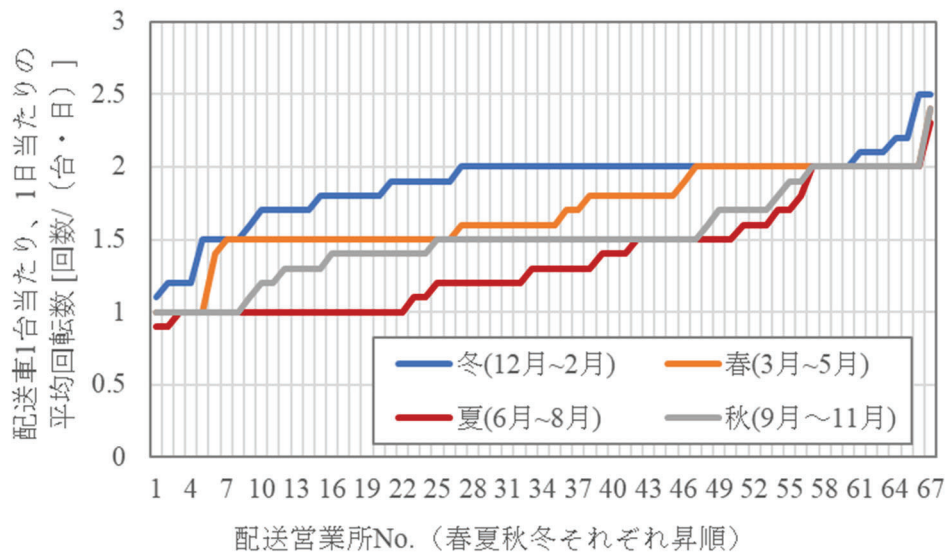


図 28 配送営業所別配送車 1 台、1 日あたりの平均回転数

(16) 同事業者における配送営業所毎の違い（追加ヒアリング事項）

ここまでの調査で、配送営業所別の各データに関しては各データそれぞれ差異があることが分かった。これについて、「3.3.3 調査結果（事業者別）」からも分かる通り、事業者毎の違いによる影響が考えられるが、同じ事業者においても配送営業所毎に違いがあるのか、アンケート結果を基にいくつかの事業者に対してヒアリングを行った。

ヒアリングの結果、同じ事業者においても、配送営業所毎に差異がある場合が多く、特に多くの配送営業所を有する事業者や広範に LP ガス容器を配送する事業者において顕著だった。理由としては以下が挙げられた。

- ・各消費者の使用量の違いや消費者宅への走行距離の違いという極局所的な影響
- ・配送エリアへの交通の容易性が同地域内の都市部と郊外で異なるという局所的な影響
- ・首都圏と地方圏の違いといった大規模な影響
- ・四季の違い（特に LP ガスの消費量が増加する冬季の積雪の影響）

上記から、大小さまざまな要因が互いに影響を及ぼし合い、それぞれに独自の影響を与えているため、各配送営業所のデータが異なるものと推察される。

これらのことから、配送営業所別の調査結果においても、単一的な結論を導くことが容易でないことが明らかとなり、算定式の見直しについて、本検討の中で得られたデータを基に実施することは現時点では困難であることが分かった。

3.3.5 委員会等での意見

「3.3 事業者への実態調査」について、本検討の審議が行われた委員会での意見（委員会欠席者への説明時の意見や委員会後の意見を含む）は以下の通り。

- ・全体のまとめとして、今回のヒアリング結果のみを用いて算定式の見直しを行うことが早計であるという点は理解できる。

全体を通しての感想だが、法定必要資格者数と配送員数に乖離があるのは今回の調査からも明らかであり、無駄を省く観点からも、現在の算定式を見直す方向性として新たな 1 つの式を検討することを前提として検討してしまうことは、別の乖離が発生するだけではないか。とはいえ、条件を集合住宅や戸建住宅に分けて検討する、といった方法も困難であると考えられる。

その他、容器交換時等供給設備点検を必ず配送員が行うのであれば、現行の算定式にこだわるべきなのかという部分も疑問に感じる。

なお、算定式の見直しを行う場合にはコロナ等の有事の際の対応も含めて検討すると良いのではないかと。

- 今回の調査範囲が1割という点について、1割でも十分LPガス業界の実情を示しているように思う。そのため、残りの9割まで調査する必要があるかどうかは疑問。

1割の時点で様々なデータに差がある結果について、今後調査を進めるとしても、地域差、企業間の違いから、調べるほどギャップが出てくるだけではないか。そのため、現行の一つの算定式を単に見直すということには疑問を感じる。

資格を所有していない者に配送を行わせるという事業者には会ったことがない。一般的な感覚であればそのような事業者はいないのではないかと。

準中型自動車免許の問題等、今後環境が変わっていくことも踏まえて検討する必要があるのではないかと。
- 地域差、企業間の違い等、差が大きく、ばらつきがあるため、まとめることが困難である点は理解する。

資格については、配送員＝点検者という認識が業界としてはある。

また、資格者より配送員が少ない（担当以外に資格者が必要な）営業所、事業者は、現状の人数で配送できており、今後もその事業者において傾向は変わらないことが考えられるが、一方で、緊急時を想定し、最低限の人員配置ではなくある程度余裕が必要と考える。

その余裕とLPガス業界に限らない社会全体の人材不足、配送員が点検を行っていることを勘案し、今後見直していく必要があるのではないかと。現状の数よりも、今後見直しが必要になることについては意識しておく必要があると思う。
- 液石法では山小屋特例など既に事例があることから、個別案件の対応となる点は非常に手間ではあるが、特例という考え方もあるのではないかと。
- 算定式に大きく影響されるのは多くの消費者戸数を有する事業者であり、またそのような事業者は都市部、又はその近隣に配送している事業者であることが考えられる。
- 事業者側も達成できない計画は立てないと思うので、現状のままうまくいかないのであれば算定式を見直す、また、配送員が点検の資格を有し、資格を有した配送員が確実に配送と点検を行うのであれば、算定式が不要という考えは分かる。

一方で、様々な事業者が存在することも理解できるので、算定式を不要とする場合も、配送員が点検の資格を有することと、資格を有した配送員が確実に配送と点検を行うことを担保する何らかの方法は必要ではないかと。

いずれにしても、人材確保はLP業界に限らない問題であり、物流も自動運転やラストワンマイルへの対応が進められていることから、今後のデジタル技術の進展も考慮、注視しながら検討される必要があると考える。
- 「事業者への実態調査」により、資格者数が「保安の担保」になっているわけではなく、結果的に配送事業者の指導等による配送員の質（Quality）が重要であることは明白である。

現状だけでなく、将来的にもこの実態とかけ離れた資格者数を適用させることにより、「物流2024年問題」や2025年4月より施行される「改正物流効率化法」への対応も含めて早期に具体的な見直しが求められるものと思慮する。

調査により、事業所ごとに事情が異なり、たとえ隣り合わせにある事業所でも顧客層や供給エリアによって異なる状況であることが示唆される結果となったが、4の「検討時点での状況把握」との記載については、今回の調査結果と類似の結果が得られるのみとなる可能性がある。

物流に限らないが、人員不足、特にLPガス配送の担い手不足が顕著な中で、消費者戸数から算出する算定式は実態とかけ離れた「保安の担保」と言わざるを得ないため「算定式自体が不要」であり、「施策の見直し」が必要であると考えられる。

- ・ 容器交換時等供給設備点検業務を行う者が有資格者でなければならないことは法定事項であり、算定式は保安機関が認定消費者数の点検を実施できるか（こなせる人数を有しているか）どうかを判断するための式であると理解している。そのため、資格を有した配送員が確実に配送と点検を行うことを前提とした場合に、算定式を不要として良いかどうかは、慎重に取り扱う必要があると考える。

仮に算定式を不要とする場合であっても、何らかの方法で保安機関の能力を担保することが必要であることに留意が必要であり、担保する方法については、事業者及び行政にとって、申請や立入検査等での確認に必要な情報の収集等が比較的容易であることも考慮して検討される必要があると考える。

4. まとめ

容器交換時等供給設備点検を実施する保安機関が確保しなければならない保安業務資格者数を求める算定式について、施行時点から現在までの都市部の集合住宅への集中等、容器の配送形態の変化等を調査し、算定式に関する検討を行った。

主な調査結果は以下の通り。

○住宅の戸数等の変遷に関するインターネット調査

- ・総務省統計局「住宅・土地統計調査」のデータを使用し調査した。
- ・算定式が施行された1996年から2023年にかけて、集合住宅は平均戸数が増加していることから、配送地点数の減少の可能性が示唆されたものの、配送地点数は戸建住宅の割合が依然として大きく、また地域ごとの差異の方が大きい可能性があることから、全国一律に配送地点数が減少しているかどうかは明らかにならなかった。

○事業者への実態調査

- ・LPガス容器の配送業務を行っている事業者アンケート及びヒアリングを実施し、実態調査を行った。
- ・今回の調査では、事業者別の場合は消費者戸数約200万戸分、配送営業所別の場合は消費者戸数約120万戸分のデータについて分析を行った。
- ・事業者別と配送営業所別いずれの結果においても、それぞれ差異が見られ、単一的な結論を導くことが困難であることが明らかになった。
- ・法定必要資格者数と配送員数の関係については、事業者別では9者中5者が、配送営業所別では72営業所中26営業所が、法定必要資格者数未満で配送が可能との回答だった。これについて、配送営業所に関して集合住宅の割合と比較したところ、集合住宅の割合が戸数基準で70%以上、地点数基準で20%以上の場合に法定必要資格者数に対する配送員数が減少する傾向があることが分かった。
- ・事業者へのヒアリングでは、法定必要資格者数が配送員数と乖離しているとの意見は配送をメインに行っている事業者からであり、反対に配送以外の事業がメインの事業者の場合は特に問題は発生していない（現在の式でも影響がない）との意見だった。なお、配送等に係る人材確保が問題であることは、事業内容によらず共通していた。

上記より、今回の検討の目的である算定式の見直しについて、本検討の中で得られたデータを基に実施することは現時点では困難であるため、本報告書では事業の調査結果を取りまとめるにとどめた。

今後、算定式を見直す場合は、業界を含め社会構造が変化していくこともあわせて、保安業務の技術的能力の確保を前提に法定必要資格者数のあり方について検討を行う必要がある。

また、その際は、以下についても調査検討が必要である。

- ・検討時点での状況把握
- ・消費者戸数を基準とする式から変更する場合は、その考え方の整理
- ・上記に伴う行政における審査方法の検討

容器交換時等供給設備点検の保安業務の内容及びその指定の内容（点検又は調査を行う事項の条文含む）

表 2 中規則 の保安業務の 内容	指定の内容			(参考) 対象設備	(参考) 表 4～表 10
	点検又は調査 の回数*	点検又は調査を行う事項			
		条項	条文		
第三十六条第 一項第一号の 表イ（1）	充てん容器等 の交換時（充 てん容器等の 交換が毎月一 回以上行われ る場合にあっ ては毎月一回 以上）	第十八条第一 号、第二号 ロ、チ及び リ、第三号ニ 及びナ、第五 号（容器と調 整器の間の部 分に限る。） 及び第二十号 イに掲げる基 準に関する事 項	（供給設備の技術上の基準） 第十八条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。 イ 充てん容器等（内容積が二十リットル以上のものに限る。以下イにおいて同じ。）には、当該容器を置く位置から二メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。ただし、屋外に置くことが著しく困難な場合（告示で定める場合に限る。）において、充てん容器等及びこれらの附属品から漏えいした液化石油ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした液化石油ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。 ロ 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。 ハ 充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。 ニ 充てん容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。以下ニにおいて同じ。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずるとともに、浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。	容器（1t 未満）	表 4
			二 貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯蔵能力が千キログラム以上三千キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。）は、次に定める基準に適合すること。 ロ 貯蔵設備は、その外面から火気（当該貯蔵設備に附属する気化装置内のものを除く。以下ロにおいて同じ。）を取り扱う施設に対し五メートル以上の距離を有し、又は当該貯蔵設備と火気を取り扱う施設との間に当該貯蔵設備から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。 チ 充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること。 リ 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。	容器（1t 以上 3t 未 満）	表 5
			三 貯槽（貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。 ニ 貯槽は、その外面から火気（当該貯槽に附属する気化装置内のものを除く。以下ニにおいて同じ。）を取り扱う施設に対し、五メートル以上の距離を有し、又は当該貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。 ナ 受入管及び供給管に設けたバルブ（操作ボタン等により当該バルブを開閉する場合にあっては、当該操作ボタン等。以下ナにおいて同じ。）には、次の（1）及び（2）に掲げる基準により、作業員が当該バルブを適切に操作することができるような措置を講ずること。 （1）バルブには、当該バルブの開閉方向（操作することにより当該バルブに係る貯槽に保安上重大な影響を与えるバルブにあっては、当該バルブの開閉状態を含む。）を明示すること。 （2）バルブ（操作ボタン等により開閉するものを除く。）に係る受入管及び供給管には、当該バルブに近接する部分に、容易に識別す	貯槽（1t 未満）	該当なし

表 2 中規則 の保安業務の 内容	指定の内容		(参考) 対象設備	(参考) 表 4～表 10	
	点検又は調査 の回数*	点検又は調査を行う事項			
		条項			条文
			ることができる方法により、当該管内の液化石油ガスの流れの方向を表示すること。		
		五	バルブ、集合装置、供給管及びガス栓は、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること。	容器又は貯槽から調整器まで	
		二十	調整器は、次に定める基準に適合すること。 イ 調整器は、使用上支障のある腐しよく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものであること。		
第三十六条第一項第一号の表ロ(1)	六月に一回以上又は一年を超えない範囲で行う充てん作業時	第十九条第一号ヌ、ヨ及びタ、第二号ロ及びホ(第一号ヌに係る部分に限る。)、第三号へ、第四号並びに第七号(第十八条第五号(バルク容器又はバルク貯槽と調整器の間の部分に限る。))及び第二十号イに係る部分に限る。)に掲げる基準に関する事項	(バルク供給に係る供給設備の技術上の基準) 第十九条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備(バルク供給に係るものに限る。)の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 バルク容器(貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。)は、次に掲げる基準に適合すること。 ヌ バルク容器(当該バルク容器に取り付けられた機器等を含む。)には、腐しよくを防止する措置を講ずること。 ヨ バルク容器は、その外面から二メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。 タ バルク容器は、常に温度四十度以下に保つこと。	バルク容器(1t未満)	表 7
			二 バルク容器(貯蔵能力が千キログラム以上三千キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。)は、次に掲げる基準に適合すること。 ロ バルク容器は、その外面から火気(当該バルク容器に附属する気化装置内のものを除く。以下ロにおいて同じ。)を取り扱う施設に対し五メートル以上の距離を有し、又は当該バルク容器と火気を取り扱う施設との間に当該バルク容器から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。 ホ 前号イからカまでの基準に適合すること。	バルク容器(1t以上3t未満)	
			三 バルク貯槽(貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。)は、次に掲げる基準に適合すること。 へ バルク貯槽は、その外面から二メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。	バルク貯槽(1t未満)	表 8
			四 バルク容器及びバルク貯槽は、液化石油ガスの漏えいがないものであること。 七 前条第四号から第七号まで、第八号の二から第十六号まで及び第十八号から第二十三号までの基準に適合すること。この場合において、「充てん容器等」とあるのは、「バルク容器又はバルク貯槽」と読み替えるものとする。	バルク容器又はバルク貯槽から調整器まで	表 7, 表 8 (内容は表 4 と同様)
第三十六条第一項第一号の表ハ(1)	充てん容器等の交換時(充てん容器等の交換が毎月一回以上行われる場合にあっては毎月一回以上)	第五十三条第一号ハ、リ及びウ、第四号(第十八条第五号及び第二十号イに係る部分に限る。)に掲げる基準に関する事項	(特定供給設備の技術上の基準) 第五十三条 法第三十七条の経済産業省令で定める特定供給設備(バルク供給に係るものを除く。)の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 貯蔵設備(貯槽であるものを除く。以下この号において同じ。)は、次に定める基準に適合すること。 ハ 貯蔵設備は、その外面から火気(当該貯蔵設備に附属する気化装置内のものを除く。以下ハにおいて同じ。)を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該貯蔵設備と火気を取り扱う施設との間に当該貯蔵設備から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。 リ 充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること。 ヌ 充てん容器等(当該容器に取り付けたスカートを含む。)には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。	容器(3t以上)	表 6

表 2 中規則 の保安業務の 内容	指定の内容		(参考) 対象設備	(参考) 表 4～表 10	
	点検又は調査 の回数*	点検又は調査を行う事項			
		条項			条文
			<p>二 貯槽は、次に定める基準に適合すること。</p> <p>ホ 貯槽は、その外面から火気（当該貯槽に附属する気化装置内のものを除く。以下ホにおいて同じ。）を取り扱う施設に対し、貯蔵能力が三千キログラム未満のものにあつては五メートル以上、三千キログラム以上のものにあつては八メートル以上の距離を有し、又は当該貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための施設を設けること。</p> <p>ヘ 貯槽（貯蔵能力が三千キログラム以上のものに限る。以下ヘにおいて同じ。）は、その外面から他の貯槽又はバルク貯槽若しくは酸素の貯蔵設備（地盤面に対して移動することができず、かつ、貯蔵能力が圧縮ガスにあつては三百立方メートル、液化ガスにあつては三千キログラム以上のものに限る。）に対し一メートル又は当該貯槽及び他の貯槽又はバルク貯槽若しくは当該酸素の貯蔵設備の最大直径の和の四分の一の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。ただし、当該貯槽に水噴霧装置を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 受入管及び供給管に設けたバルブ（操作ボタン等により当該バルブを開閉する場合にあつては、当該操作ボタン等。以下ウにおいて同じ。）には、次の（１）及び（２）に掲げる基準により、作業員が当該バルブを適切に操作することができるような措置を講ずること。</p> <p>（１）バルブには、当該バルブの開閉方向（操作することにより当該バルブに係る貯槽に保安上重大な影響を与えるバルブにあつては、当該バルブの開閉状態を含む。）を明示すること。</p> <p>（２）バルブ（操作ボタン等により開閉するものを除く。）に係る受入管及び供給管には、当該バルブに近接する部分に、容易に識別することができる方法により、当該管内の液化石油ガスの流れの方向を表示すること。</p>	貯槽（1t以上）	該当なし
			<p>四 第十八条第四号から第八号の二まで、第十号及び第十九号から第二十一号までの基準に適合すること。</p>	容器又は貯槽から調整器まで	表 6（内容は表 4 と同様）
第三十六条第一項第一号の表ニ（１）	六月に一回以上又は一年を超えない範囲で行う充てん作業時	第五十四条第一号（第十九条第二号ホ（第一号ヌに係る部分に限る。）及び第四号並びに第五十三条第一号ハに係る部分に限る。）、第二号ハ、ホ（第十九条第四号に係る部分に限る。）及びチ（２）並びに第三号（第十八条第五号及び第二十号イに係る部分に限る。）に	<p>（バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準）</p> <p>第五十四条 法第三十七条の経済産業省令で定める特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 バルク容器は、第十九条第二号ハからホまで及び第四号から第六号まで並びに前条第一号イからハまでに掲げる基準に適合すること。</p> <p>二 バルク貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ハ バルク貯槽は、その外面から火気（当該バルク貯槽に附属する気化装置内のものを除く。）を取り扱う施設に対し、貯蔵能力が三千キログラム未満のものにあつては五メートル以上、三千キログラム以上のものにあつては八メートル以上の距離を有し、又は当該バルク貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該バルク貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。</p> <p>ホ 第十九条第三号ハ及び第四号から第六号までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>チ 貯蔵能力が三千キログラム以上のバルク貯槽にあつては、次に定める基準に適合すること。</p> <p>（２）バルク貯槽（附属機器を除く。）は、その外面から他の貯槽、他のバルク貯槽又は酸素の貯蔵設備（地盤面に対して移動することができず、かつ、貯蔵能力が圧縮ガスにあつては三百立方メートル、液化ガスにあつては三千キログラム以上のものに限</p>	バルク容器（3t以上）	表 9
			<p>二 バルク貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ハ バルク貯槽は、その外面から火気（当該バルク貯槽に附属する気化装置内のものを除く。）を取り扱う施設に対し、貯蔵能力が三千キログラム未満のものにあつては五メートル以上、三千キログラム以上のものにあつては八メートル以上の距離を有し、又は当該バルク貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該バルク貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。</p> <p>ホ 第十九条第三号ハ及び第四号から第六号までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>チ 貯蔵能力が三千キログラム以上のバルク貯槽にあつては、次に定める基準に適合すること。</p> <p>（２）バルク貯槽（附属機器を除く。）は、その外面から他の貯槽、他のバルク貯槽又は酸素の貯蔵設備（地盤面に対して移動することができず、かつ、貯蔵能力が圧縮ガスにあつては三百立方メートル、液化ガスにあつては三千キログラム以上のものに限</p>	バルク貯槽（1t以上）	表 10

表 2 中規則 の保安業務の 内容	指定の内容		(参考) 対象設備	(参考) 表 4～表 10	
	点検又は調査 の回数*	点検又は調査を行う事項			
		条項			条文
		掲げる基準に関する事項	る。) に対しメートル又は当該バルク貯槽及び当該他の貯槽、当該他のバルク貯槽又は当該酸素の貯蔵設備の最大直径の和の四分の一の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。ただし、当該貯槽に水噴霧装置を設けた場合は、この限りでない。		
			三 第十八条第四号から第七号まで、第八号の二、第十号及び第十九号から第二十一号までの基準に適合すること。	バルク容器又はバルク貯槽から調整器まで	
第三十七条第一号の表ロ(1)	毎月(容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。)一回以上	第四十四条第二号イ(4)及び(6)(第十八条第二十号イに係る部分に限る。)に掲げる基準に関する事項	(消費設備の技術上の基準) 第四十四条 法第三十五条の五の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 二 第十六条第十三号ただし書の規定により質量により液化石油ガスを販売する場合における消費設備は、次のイ又はロに定める基準に適合すること。 イ ロに掲げる消費設備以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。 (4) 充てん容器等は、第十八条第一号の基準に適合すること。 (6) 調整器は、第十八条第二十号の基準に適合すること。	容器及び調整器	該当なし

※点検又は調査の回数には全て供給開始時(第37条第1号の表ロ(1)の場合は液化石油ガスの最初の引渡し時)を含むが、当該内容は供給開始時点検・調査の対象を示す内容であり、本検討の対象外であるため、表中には記載していない。

「3.2 住宅の戸数等の変遷に関するインターネット調査」調査時に利用した総務省統計局
の出典一覧（全て 2024 年 11 月 7 日に利用）

「昭和 63 年住宅・土地統計調査結果」

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&toukei=00200522&tstat=000000000132&tclass1=000001009099&metadata=1&data=1>

「平成 5 年住宅・土地統計調査結果」

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&toukei=00200522&tstat=000000000135&tclass1=000001009101&metadata=1&data=1>

「平成 10 年住宅・土地統計調査結果」

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&toukei=00200522&tstat=000000050001&tclass1=000000050001&metadata=1&data=1>

「平成 15 年住宅・土地統計調査結果」

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&toukei=00200522&tstat=000000050002&tclass1=000000050191&metadata=1&data=1>

「平成 20 年住宅・土地統計調査結果」

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&toukei=00200522&tstat=000001028768&tclass1=000001035165&metadata=1&data=1>

「平成 25 年住宅・土地統計調査結果」

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&toukei=00200522&tstat=000001063455&tclass1=000001063456&metadata=1&data=1>

「平成 30 年住宅・土地統計調査結果」

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&toukei=00200522&tstat=000001127155&tclass1=000001129435&tclass2=000001129436&metadata=1&data=1>

「令和 5 年住宅・土地統計調査結果」

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&toukei=00200522&tstat=000001207800&tclass1=000001207808&tclass2=000001207809&metadata=1&data=1>

別添2

安全周知資料の作成

目次

1. 実施内容	1
2. 成果物	1
2.1 リーフレット	1
2.2 動画	6

1. 実施内容

近年、質量販売のLPガスは、キャンピングカーや屋台など屋外において移動して使用するなど広範囲で使用されており、使用等に伴う事故を未然に防止するため、一般消費者等が取り扱う際の安全上の措置等を広く周知する必要があることから、LPガスを屋外において移動して使用する場合の使用方法について、リーフレット、動画を作成した。

2. 成果物

2.1 リーフレット

リーフレットを次ページの通り作成した。

LPガスを野外で使用する皆様へ



LPガスは、ポータブルで、持ち運びに優れたエネルギーです
キャンプ、イベントで活躍するほか、もしもの災害時にも利用されています
LPガスの使用方法をあらかじめ確認してから、使うようにしましょう

…… 最初に確認しましょう ……

LPガスが入ったボンベ(容器)や接続される器具は、
あらかじめ購入するLPガス販売店と、相談の上、適切なものを選びましょう



容器



調整器



ゴムホース



燃焼器(ガスコンロ等)

- 容器の交換等を、自ら行う場合には、あらかじめLPガス販売店に注意点をよく確認しましょう。
- 購入時に、LPガス販売店から緊急時の連絡先等が記載された書面が交付されます。大切に保管しておきましょう。

LPガス購入後の注意点

- 購入時や一定期間毎にLPガス販売店による調査が法令上義務付けられています。ご協力をお願いします。
- LPガス容器を保管する際は、高温多湿を避け、通風の良い日光の当たらない場所で保管してください。

過去には容器を長期間、環境の悪い場所に置いておいたことで
ガス漏れの事故が発生しています。



関連動画は
こちら▼

2次元
コード

LPガス機器についての異常を感じたら
こちらへ連絡を **電話番号等をご記入ください。**

● LPガス販売店

● 緊急連絡先

LPガスを運搬するときのチェックポイント

容器(ボンベ)の積み方

- 容器は、立てて運搬しましょう。横向きで運搬すると、LPガスが漏れる場合があります。
- 自動車などで容器を運搬するときは、容器を安定させるため、ゴム製マットなどを敷きましょう。
- 容器と車両との間に布製マット等を挟む等の対策をしましょう。
- ロープなどでしっかりと車両と容器を固定しましょう。



ゴム製マット



ロープによる固定

運搬時の注意点

- 目的地に到着したら可能な限り速やかに車両から降ろして、日陰などの涼しい場所で保管しましょう。特に、気温が高い夏季などは、車内に容器を放置しないようにしてください。
- LPガス容器を複数同時に運搬する場合は、購入するLPガス販売店に運搬方法についてご相談ください。
- LPガス容器とガソリンや灯油などを同時に運搬する場合は取扱いに注意しましょう。運搬する場合は、LPガス販売店にご相談ください。



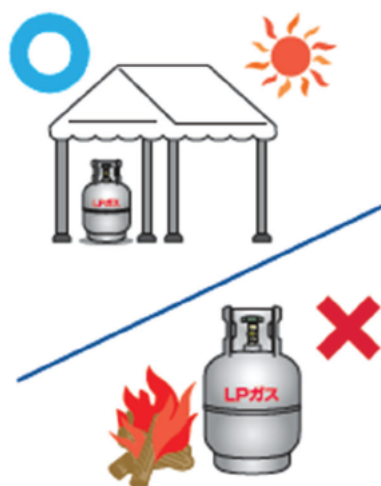
直射日光の当たる車内等



LPガスを使用する前のチェックポイント

容器(ボンベ)の設置

- 使用するLPガス容器は、水平な場所、水平な台の上に置きましょう。また、周囲に水気のないことを確認しましょう。
- LPガス容器は、直射日光が当たらないようにしましょう。また、火気や高温のものから離して置きましょう。
- LPガス容器の上に物が落ちてこないか、確認しましょう。



調整器、ゴムホースの設置



- 使用する調整器は、LPガス販売店に取り付けてもらいましょう。もし、自分で接続する場合は、調整器の「おねじ」を容器バルブの「めねじ」に反時計回りに回して、接続します。
- ゴムホースに割れやヒビ、焦げ等の損傷がないか、よく確認してください。
- ゴムホースは、調整器やガス栓の赤線がみえなくなるまで差し込み、ホースバンドで固定します。差し込みが不十分ですと、ガス漏れやホースが抜けるおそれがあります。

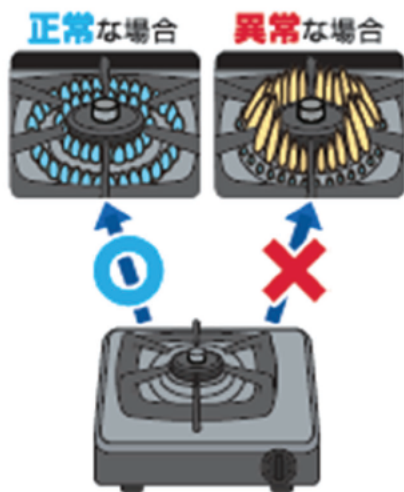
燃焼器の設置

- 燃焼器はLPガス用の製品を使用しましょう。(「13A」、「13A/12A」と表記のある機器は都市ガス用です。)
- 燃焼器を設置する際は、水平な机の上など、安定しているところに置きましょう。
- LPガス容器や可燃物と離してください。万一に備え、消火器を準備しましょう。



LPガスを使用するときのチェックポイント

- 燃焼器の器具栓が閉まっていることを確認してから容器バルブを開けます。その際、最初はゆっくり開け、全開にしてから半回転戻すようにします。
- ガス栓が付いている場合はガス栓を開け、燃焼器に点火します。なお、設置後初めて使用する時は、ホース内に空気があるので着火まで少し時間がかかります。
- 着火後、正常に燃焼しているかを確認してください。場合によっては、内部の空気です立ち消える場合があります。
- もし、容器交換を行う時は、他の燃焼器の火なども一度消して、火気の無い状態で行ってください。



燃焼時の正常な炎の色は青色です。赤色になっている場合は正常な燃焼状態ではありません。LPガス販売店などにお問合せください。

LPガスを使用した後のチェックポイント

- 使用後は、燃焼器の火を消した後、必ず容器バルブを時計回り(右回り)に閉めてください。
(容器バルブには開閉の方向が明記されています)
- 片付ける前に、容器からガスが漏れていないか、確認しましょう。
過去には容器の交換時のガス栓締付ミスや取り付けミスで事故がおこっています。十分ご注意ください。
- 片付けの際、ゴムホースの中にはまだLPガスが残っていますので、周囲に火の気のない安全な場所で外してください。



2.2 動画

以下のテーマの動画を作成した。

- ①LPガスの購入について
- ②LPガス容器の運搬、保管について
- ③LPガスの使用について
- ④質量販売緊急時対応講習について
- ⑤①～④をまとめた動画

このうち、①～④について、主な内容を以下に示す。

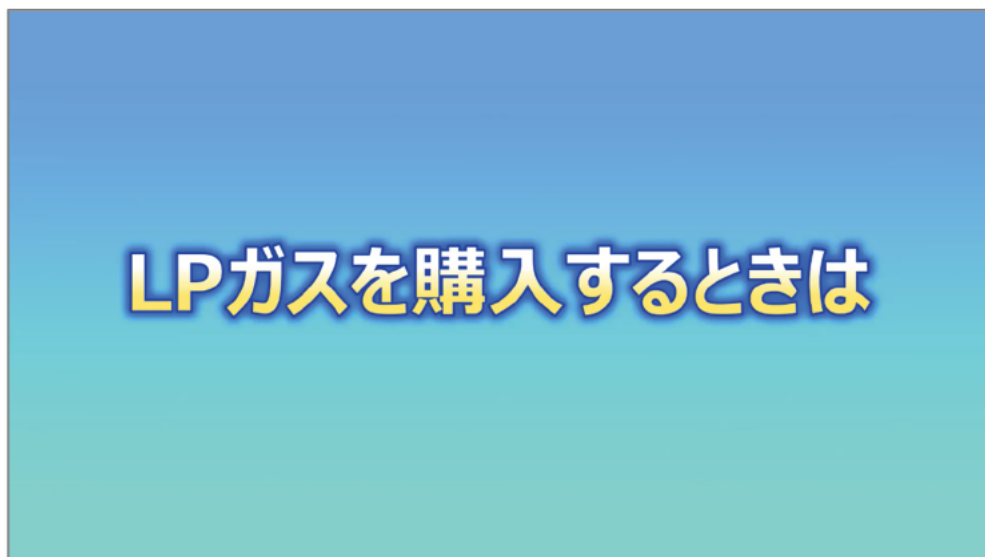
なお、⑤は、①～④を基にしており、内容が重複するため、報告書には示していない。

①LPガスの購入について

・主な内容

質量販売のLPガスの購入に関して、購入時の注意事項や自ら容器に調整器を接続する場合の注意事項、購入時のLPガス販売店による調査の説明をまとめた。

・動画の切り抜き



動画冒頭



購入時の注意事項の説明



自ら容器に調整器を接続する場合の注意事項の説明



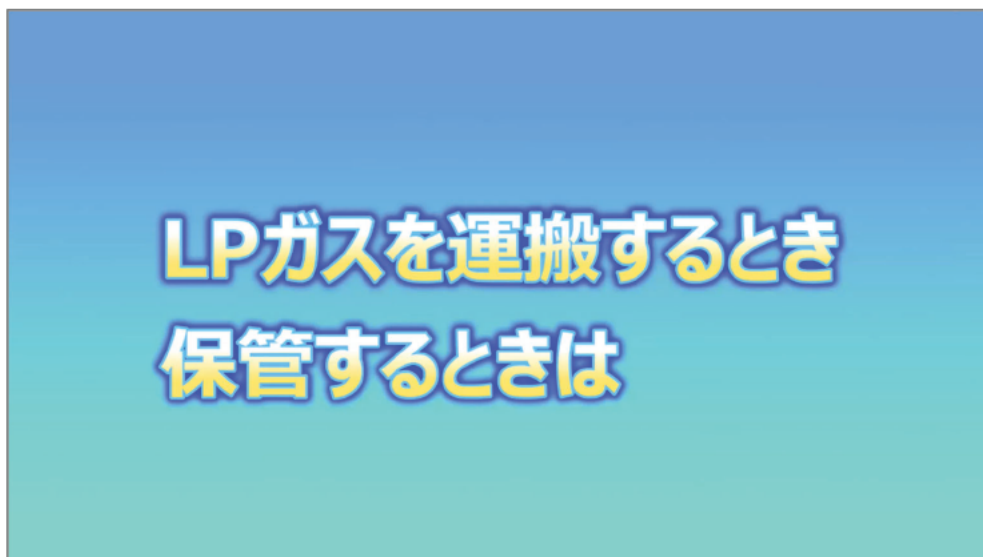
購入時のLPガス販売店による調査の説明

②LPガス容器の運搬、保管について

・主な内容

LPガスの運搬、保管に関して、運搬時の車両への固定方法や多くの容器、容量の大きい容器を運搬する場合の追加基準、保管の説明等をまとめた。

・動画の切り抜き



動画冒頭



運搬時の車両への固定方法の説明

追加の基準がかかる場合

- 1本あたりの内容積が25L(10kg)を超える
- 容器複数本の内容積の合計が50Lを超える



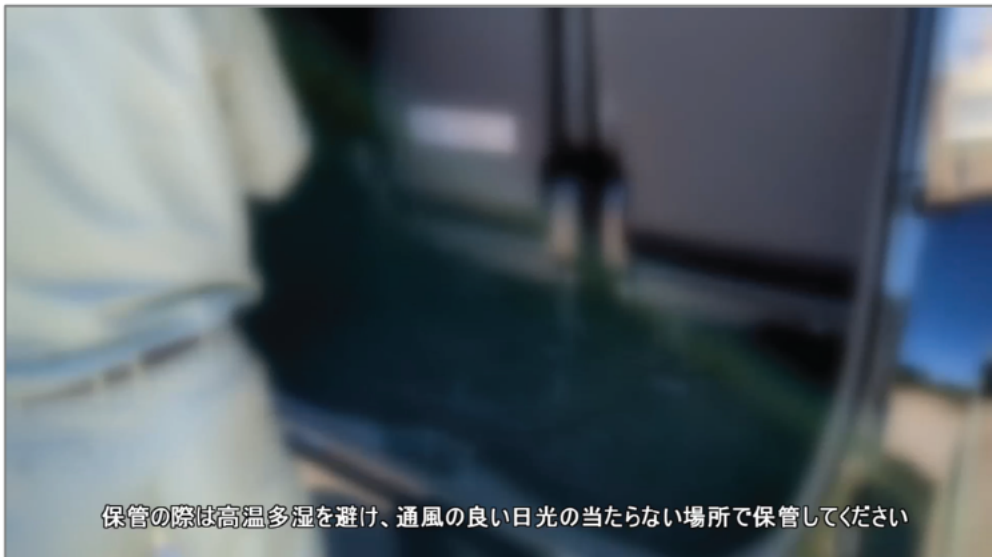
【大きな容器を運ぶ】 【小さくてもたくさんを運ぶ】

追加の基準の内容（一部抜粋）

- 車両の前後2か所に **高圧ガス** と書かれた所定の大きさ、色の警戒標を掲げる
- 消火器や応急資材、工具等を携行する
- 移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転手に交付し移動中携帯させ、順守させる

容器1本あたり内容積が25Lを超える容器を運搬する場合
又は容器1本あたりの内容積が25L以下のものであっても
その内容積の合計が50Lを超える場合は、追加で上記のような基準がかかります

多くの容器、容量の大きい容器を運搬する場合の追加基準の説明



保管の際は高温多湿を避け、通風の良い日光の当たらない場所で保管してください

容器を保管する際の説明

③LPガスの使用について

- ・ 主な内容

購入した質量販売のLPガスの使用に関して、容器の設置方法やゴムホースの接続方法、燃烧器の点火確認、使用後に移動させる際の説明等をまとめた。

- ・ 動画の切り抜き



動画冒頭



容器の設置方法の説明



ゴムホースの接続方法の説明



燃焼器の点火確認の説明

移動させる前の確認

- ・容器からガスが漏れていないか
- ・漏えい音の確認
- ・臭気の確認

問題があれば
容器バルブの開閉状況などを
確認してください



もし問題があれば改めて容器バルブの開閉状況などを確認してください

使用後に容器等を移動させる際の説明

④質量販売緊急時対応講習について

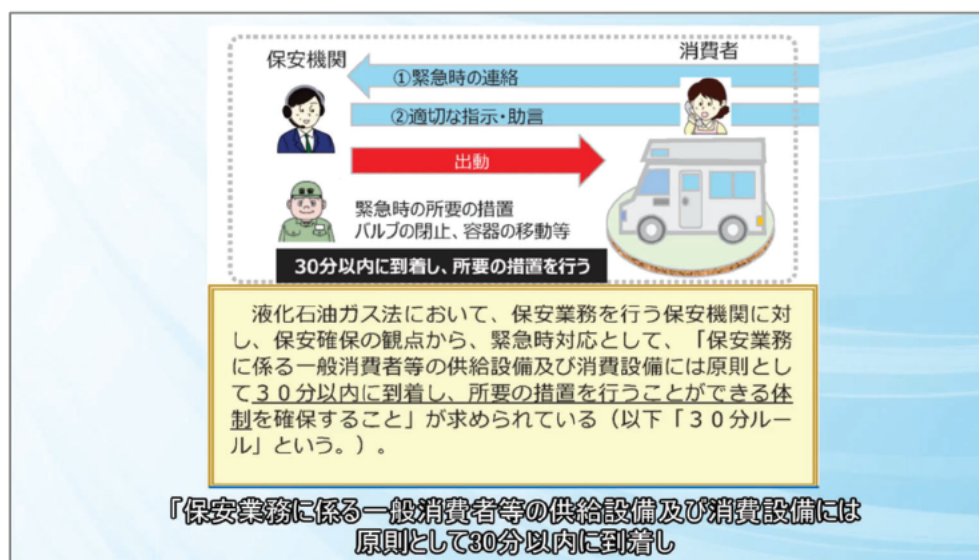
- ・主な内容

質量販売緊急時対応講習について、経済産業省産業保安・安全グループガス安全室の資料を基に説明をまとめた。

- ・動画の切り抜き





動画冒頭



30分ルールの説明

令和4年7月
ガス安全室

今回改正の追加事項
(一定の条件を満たした場合は
30分ルールから除く)

緊急時に所要の措置を自ら行う

緊急時対応に関する講習の課程を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けた消費者


緊急時対応について以下に限り、30分ルールから除く。(注1)
質量販売(注2)により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備。

(注1) 緊急時対応以外の保安業務については従来通りである。例えば、緊急時連絡に関し、保安業務を行う保安機関が、一般消費者等に対し適切な指示・助言をすることは変わらない。
 (注2) 質量販売においては、LPガス容器～調整器～燃焼器まで消費設備であり、消費者が管理を行う。

この30分ルールに対しLPガス容器に充填されたLPガスを一定量買い切る質量販売により販売されたLPガスを

質量販売緊急時対応講習の説明

質量販売緊急時対応講習(4時間以上)	
科目	内容
液化石油ガスの基礎	一 液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識 二 液化石油ガスの性質等
各種設備の機能、取扱	一 液化石油ガス容器等 二 調整器 三 燃焼器 四 安全機器
緊急時の対応の方法	一 非常時の措置(ガスが漏れ出した場合、漏洩したガスに着火した場合) 二 損害賠償責任保険
関係法令	一 高圧ガス保安法 第1章(総則)、第2章(事業)、第3章(保安)、第4章(設備等)及びこれらに関係する政令、省令、告示、通知等 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第1章(総則)、第2章(液化石油ガス販売事業)、第3章(保安業務)、第4章の2(液化石油ガス設備工事)及びこれらに関係する政令、省令、告示、通知等



液化石油ガス入法における質量販売緊急時対応講習受講修了証


氏名 ○○ ○○
 生年月日 ○年○月○日
 修了年月日 ○年○月○日
 修了証番号 ○○○○

写真

上記の者は液化石油ガス入法における質量販売緊急時対応講習を修了した者であることを証明する。

○年○月○日

講習実施機関名 株式会社○○○



• 質量販売を扱う販売事業者から液化石油ガスを購入する際に、受講修了証を提示する。
 • 緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、販売事業者の確認を受ける。

販売契約

- 書面交付(注3)
- 帳簿への記載・保存(注4)
- 周知(注5)、消費設備調査、緊急時連絡等

(注3) 緊急時連絡先等の情報も含まれる。
 (注4) 緊急時における措置を自ら行うことについての確認書類や受講修了証の控えを含む。
 (注5) 災害防止に必要な事項等を一般消費者等に周知する。

質量販売緊急時対応講習という
ガス安全に係る一定の知識や技量に関する講習を修了したうえで

質量販売緊急時対応講習の内容の説明

自主保安に係る申告書及びチェックシートの
取りまとめ

実施内容

LPガス販売事業者等から経済産業省に電子媒体で提出される60件程度の自主保安に係る申告書及びチェックシートを取りまとめ、集計の上、9月に経済産業省に提出した。また、経済産業省が設置する液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の審査会で使用するための資料を作成し、9月に経済産業省に提出した。

関係資料一覧

別紙3-1 保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰申告書

別紙3-2 自主保安活動チェックシート（都道府県協会提出用）

**保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス
販売事業者の各事業所表彰申告書**
(4月30日現在)

1. 登録事業者名／ふりがな： _____
※1 事業所である場合には、登録事業者名の後に括弧書で事業所名を記載すること。
 ※2 事業所である場合には、以下の*の項目については、事業所についても付記すること。
 資本金： _____ *従業員数： _____ 名
2. *所在地： 〒 _____
 *電話番号： _____ *FAX 番号： _____
3. *代表者氏名： _____ *役職名： _____
4. 登録年月日： _____
5. *過去5年間の法令違反の有無：有、無
 (最終立入検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日)
6. *過去5年間の事故(消費者ミスに係るものを含む。)歴の有無：有、無
 (発生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日及びその内容) _____

7. *消費者戸数： _____ 戸
8. 本表彰制度における受賞歴：表彰名 _____ (受賞年度 _____ 受賞回数 _____)
9. その他主な表彰の受賞歴：表彰名 _____ (受賞年度 _____)
10. 関連機関における活動履歴(県LPガス協会等保安業務に関係した経歴があれば記載)

11. 過去5年から10年の間に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)違反による処分又は指導(以下「処分等」という。)の有無(処分等を受けている場合には、その処分内容と改善状況を記載)

12. 保安活動の概要(自主保安として取り組んだ内容が分かるように記載のこと。)

(申告書に評価項目表を添付のこと)

(留意事項)

- ・自主保安の取組についてヒアリングを行う場合があります。
- ・被表彰者の評価項目の総合点数を公表する場合があります。

評価項目

(自主保安活動自己診断チェックシート)

I. 保安方針

注1) 各項目について事業者(所)内に徹底されている場合に得点できる。

注2) ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
N o . 1 保安体制・責任と権限の明確化					
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。)	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	2点	点	2点又は0点
	(実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。)	実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	2点	点	2点又は0点
	(検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。)	検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点	点	2点又は0点
注意：別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。					
N o . 2 安全機器等の設置の取組					
① ガス警報器	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。 (設置率100%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	① 法令義務施設以外の施設も含まれます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室内にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率 ○○% = $\frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	1点		
② 漏洩検知装置	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。 (設置率100%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	調整器出口(上流監視含む)から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可とします。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率 ○○% = $\frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	1点		
③ 集中監視システムの導入	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。 (導入率30%未満でも可。)		2点	点	2点又は0点
	認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。		1点	点	1点又は0点
	販売事業所の導入率70%以上	販売事業所導入率 ○○% = $\frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	2点	点	2点、1点又は0点
	販売事業所の導入率30%以上		1点		

④ 安全装置付きガスコンロ	安全装置付きガスコンロへの交換を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能（タイマー）を搭載したコンロをいいます。	1点	点	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置	業務用施設に設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入し、導入率70%以上。	ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{施設数}}$	2点	点	2点、1点又は0点
	業務用施設に設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		1点		
⑥ ガス栓カバー等	使用していないガス栓への設置又は遊び栓（使用しないガス栓）のないガス器具への交換を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に対応していること。	遊び栓（使用しないガス栓）のないガス器具への交換とは遊び栓のある2口ガス栓を1口ガス栓に交換することをいいます。	2点	点	2点又は0点
No. 3 予防保全（期限管理）					
① 調整器、高低圧ホースの定期交換	I類；S型は製造年月から10年 II類；N型は製造年月から7年 を経過した期限切れのものがないこと。 （調整器について、集合住宅等では一施設一台とする。）		2点	点	2点又は0点
② 定期交換の管理	電子的に期限切れが把握できるシステムとなっている。	例 ・調整器 ・高低圧ホース ・ガス警報器 ・CO警報器（業務用換気警報器）	2点	点	2点又は0点
③ 老朽化設備・機器の一掃	老朽化燃焼器の交換を推進している。	ここでいう「老朽化燃焼器の交換を推進している」とは、買い替えの促進をしていることをいいます。	2点	点	2点又は0点
合 計			30点	点	

II. 保安管理体制

注) 全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No. 1 経営者等の保安確保					
① 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等	経営者等が保安に対する姿勢を社内外に明確にし、保安組織体制の構築及び保安関連予算の確保を図っている。	保安確保に対してコミットメントを有しており、明示している。 明示の例 ・社内に掲示している。 ・ホームページで公表している。 ・広報誌等に掲載を行っている。	3点	点	3点、2点又は0点
		保安確保に対してコミットメントを有している。	2点		
No. 2 保安教育・資格取得					
① 保安教育の実施	保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにする。		2点	点	2点又は0点
	保安業務に関するマニュアルを作成する等、作業手順の標準化や徹底並びに定められた作業が的確に実施できるよう指導する。	保安業務に関するマニュアルとは、容器交換時や定期点検調査、設備工事・修理等に係るマニュアルが作成されていることをいいます。	2点	点	2点又は0点
	行政、地域液協及び都道府県LPガス協会等が各地で実施される保安講習会に積極的に参加する。		2点	点	2点又は0点
② 従事者の資格（二販、設備士、業務主任者代理者）取得状況	150%以上	$\text{〇〇}\% = \frac{\text{延べ資格者数}(*1)}{\text{液石法の販売事業に係る従事者数}(*2)}$ *1 「資格者数」とは、第二種販売主任者、液化石油ガス設備士、業務主任者代理者取得者の合計数を指す。例えば1名が2つの資格を取得している場合は「2」とする。 *2 「液石法の販売事業に係る従事者数」は、液石法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。	3点	点	3点、2点又は0点
	100%以上150%未満		2点		

No. 3 CO（一酸化炭素）中毒事故防止対策						
①	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の一掃を推進していること。 なお、交換されるまでの間はCO（一酸化炭素）警報器の設置を推進していること。 また、一酸化炭素中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	ここでいう不完全燃焼防止装置が付いていない器具とは、不完全燃焼防止装置が付いていない開放式及び半密閉式の湯沸器及び風呂釜をいいます。	2点	点	2点又は0点
②	排気筒を設置している燃焼器を使用している消費者への保安啓発活動	排気筒の設置場所が適切であること、腐食や閉そくの異常がないことを確認し、消費者への事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点	点	2点又は0点
③	不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器（湯沸器及び風呂釜）について、未交換率が0%であること。		3点	点	3点又は0点
④	業務用厨房施設への法定周知以外の周知	業務用厨房施設のオーナー、管理責任者や従業員等へ、法定周知に加え、ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知（注意喚起）を行っていること。		3点	点	3点又は0点
⑤	業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置	設置率90%以上	業務用厨房施設とは特定消費設備機種の業務用コンロ（以下、機種の業務用は省略）、オープン、レンジ、フライヤー、炊飯器、グリドル、酒かん器、おでん鍋、蒸し器、焼物器、食器消毒保管庫、業煮沸消毒器、湯せん器、めんゆで器、煮炊釜、中華レンジ、食器洗浄機、その他が設置されている施設をいいます。 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{業務用厨房施設}}$	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	設置率75%以上90%未満	2点				
	設置率50%以上75%未満	1点				
No. 4 配管図面						
①	配管図面の保管	全消費者の現状の配管図面を保管している。	配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。	2点	点	2点又は0点
No. 5 埋設管の管理						
①	経年埋設管の交換	露出配管やポリエチレン管への交換等、経年埋設管の交換を推進していること。	交換を推進するにあたり、計画表・管理表を作成している。	2点	点	2点又は0点
②	他工事業者による事故防止対策	他工事業者による埋設管損傷の対策を行っている。	工事情報が収集できるようにするため一般消費者等（消費者、管理会社、大家・オーナーなど）に対する周知を実施している。	2点	点	2点又は0点
			他工事業者による損傷の対策の例 ・消費者に埋設管があることの周知 ・他工事業者との事前協議（埋設管の位置の通知など） ・現場立会い ・埋設管位置の表示 ・他工事事故に関する従業員教育	1点	点	1点又は0点
合 計				32点	点	

Ⅲ. 保安業務 (法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組)

注) 全消費者とは 消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
N o. 1 自主的な保安高度化の取組					
① 法定期間内における確実な供給設備点検の実施体制	全消費者に対し、定期供給設備点検について法定期間内に実施できるよう確認体制が整備されており、また点検記録に遺漏がないか、良否判定が適切であるか等のチェック体制が整備されていること。		2点	点	2点又は0点
② 法定期間内における確実な消費設備調査の実施体制	全消費者に対し、定期消費設備調査について法定期間内に実施できるよう確認体制が整備されており、また調査記録に遺漏がないか、良否判定が適切であるか等のチェック体制が整備されていること。		2点	点	2点又は0点
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は速やかに対応している。		2点	点	2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置（一酸化炭素警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等）の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っている。また、安全装置の無い消費者に対しては重点的な保安活動を行っている。		3点	点	3点又は0点
⑤ 軒先容器等の適切な管理	閉栓となり、かつ、すぐに使用の見込みのない消費先については、速やかに容器等の撤去を行っている。		2点	点	2点又は0点
⑥ 質量販売にかかる事故防止対策	カップリング容器等による質量販売の推奨を実施している。	カップリング容器以外にもヒューズガス栓の設置の推奨も含まれます。質量販売を行っていない場合においては推奨できる体制を整備している。	1点	点	1点又は0点
	使用終了後、速やかな容器の引き取りを行っている。	質量販売を行っていない場合においては速やかな容器の引き取りができる体制を整備している。	1点	点	1点又は0点
N o. 2 消費者保安啓発活動					
① 消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 (例：保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。)		3点	点	3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 (例：LPガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。)		2点	点	2点又は0点
③ LPガスの使用に不安のある消費者に対する特別な保安活動	高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動を実施している。	(例) ・文字の大きいパンフレット等による保安啓発を行っている。 ・法定周知以外の保安業務や検針時等に声掛けを行い、保安啓発活動を行っている。	2点	点	2点又は0点
④ リコール対象品への対応	経済産業省のリコール情報を定期的に確認するなどし、メーカーに情報提供を行える体制となっている。		2点	点	2点又は0点
合 計			22点	点	-

IV. 自然災害対策（災害対策への取組）

注) 全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
① ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器又は折換型調整器の設置 (マイコンメータの遮断機能とバルクを除く)	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。(設置率100%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計とします。	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	設置率70%以上99%以下	設置率 $\text{○○\%} = \frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	2点		
	設置率50%以上70%未満	バルク供給については供給設備数から引いてください。	1点		
② 容器流出に関する対策	全消費者に対して容器への鎖又はベルトの2本取付け等を推進している。	容器流出防止措置を講じる必要がある地域以外にも積極的に対策を講じている。	2点	点	2点又は0点
	消費者先に設置されている容器について管理している。	消費者先ごとに容器本数、形態の把握を行うことで容器流出が発生した際にも直ちに把握できる状態である。	1点	点	1点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加	災害発生時の災害活動が円滑に行われるよう、防災訓練を実施しているか又は他者が行う防災訓練に参加している。	防災訓練とは行政、都道府県LPガス協会が実施する防災訓練へ参加又は自社で実施する防災訓練を実施していることをいいます。	1点	点	1点又は0点
④ 災害対策マニュアル、災害対策指針等の整備等	災害発生時に備え、災害対策マニュアル等を入手し活用している。	ここでいう災害対策マニュアル等とは、経済産業省及び高圧ガス保安協会が作成しているLPガス災害対策マニュアル、都道府県LPガス協会またはLPガス販売事業者が作成している災害対策マニュアルのことをいいます。	2点	点	2点又は0点
⑤ ハザードマップの活用	事業者(所)が所在している地域のハザードマップに基づいて、災害時の対策を講じている。	・事業所の事務機能について災害対策を講じている。 ・消費者の保安情報についてバックアップを取っている。 ・従業員の避難経路等を確認している。 ・災害時の緊急連絡網等、社内の連絡体制を構築している。	2点	点	2点又は0点
⑥ 災害発生時の対応について	避難情報警戒レベルに応じて従業員の行動基準が作成し、周知されている。	警戒レベル4：避難指示が発令された段階で、社内的に具体的な避難の基準が設定されている	1点	点	1点又は0点
	災害発生時に被害報告を行う体制、報告様式等が整備されている。また、その報告様式による1年に1回以上災害発生時のための通報訓練を実施している。	通報訓練とは都道府県LPガス協会が実施する通報訓練又は自社で通報訓練で実施していることをいいます。	2点	点	2点、1点又は0点
	災害発生時に被害報告を行う体制、報告様式等が整備されている。		1点		
		合計	16点	点	-

総合計 (I + II + III + IV)

	総合計	100点	点	-
--	-----	------	---	---

※技術総括・保安審議官表彰については自己採点結果90点以上の販売事業者等を対象にヒアリングにてチェックシートの実施状況を確認の上決定いたします。ヒアリングでは、チェックシートの実施状況に係るエビデンスの確認が行われるため、予め準備をお願いします。

保安活動概要の記入用紙

<p>計画</p> <p>①保安教育について：</p> <p>②安全装置の設置について：</p> <p>③消費者啓発について：</p> <p>④その他：</p>
<p>実行</p>
<p>検討・評価</p>

※ 事業所において申請する場合は、事業所における取組の内容を記載すること。

自主保安活動チェックシート（都道府県協会提出用）（令和6年4月30日現在）

申告書

販売事業所名
 担当部署名、ご担当者名
 連絡先（電話番号）

I. 保安方針

項目	得点	備考
N o. 1 保安体制・責任と権限の明確化		
① 保安確保の目標管理	計画	2点又は0点
	実行	2点又は0点
	検討・評価	2点又は0点
N o. 2 安全機器等の設置の取組		
① ガス警報器	設置推進	2点又は0点
	設置率	2点、1点又は0点
② 漏洩検知装置	設置推進	2点又は0点
	設置率	2点、1点又は0点
③ 集中監視システムの導入	設置推進	2点又は0点
	認定販売事業者 導入率	1点又は0点 2点、1点又は0点
④ 安全装置付きガスコンロ		1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置		2点、1点又は0点
⑥ ガス栓カバー等		2点又は0点
N o. 3 予防保全（期限管理）		
① 調整器、高低圧ホースの定期交換		2点又は0点
② 定期交換の管理		2点又は0点
③ 老朽化設備・機器の一掃		2点又は0点
合計		点

II. 保安管理体制

項目	得点	備考
N o. 1 経営者等の保安確保		
① 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等		3点、2点又は0点
N o. 2 保安教育・資格取得		
① 保安教育の実施	体制整備等	2点又は0点
	技術力向上指導	2点又は0点
	保安講習会参加	2点又は0点
② 従事者の資格（二販、設備士、業務主任者代理者）取得状況		3点、2点又は0点
N o. 3 CO（一酸化炭素）中毒事故防止対策		
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動		2点又は0点
② 排気筒を設置している燃焼器を使用している消費者の保安啓発活動		2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換		3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知		3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置		3点、2点、1点又は0点
N o. 4 配管図面		
① 配管図面の保管		2点又は0点
N o. 5 埋設管の管理		
① 経年埋設管の交換		2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策	情報収集のための周知	2点又は0点
	損傷対策	1点又は0点
合計		点

III. 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

項目	得点	備考
N o. 1 自主的な保安高度化の取組		
① 法定期間内における確実な供給設備点検の実施体制		2点又は0点
② 法定期間内における確実な消費設備調査の実施体制		2点又は0点
③ メータの異常表示の確認		2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査		3点又は0点
⑤ 軒先容器等の適切な管理		2点又は0点
⑥ 質量販売にかかる事故防止対策	カップリング等の推奨	1点又は0点
	容器の引き取り	1点又は0点
N o. 2 消費者保安啓発活動		
① 消費者への保安啓発活動		3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動		2点又は0点
③ LPガスの使用に不安のある消費者に対する特別な保安活動		2点又は0点
④ リコール対象品への対応		2点又は0点
合計		点

IV. 自然災害対策（災害対策への取組）

項目	得点	備考
① ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器 又は折損型調整器の設置	設置推進	2点又は0点
	設置率	3点、2点、1点又は0点
② 容器流出に関する対策	対象地域以外の対策	2点又は0点
	管理・把握状況	1点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加		1点又は0点
④ 災害対策マニュアル、災害対策指針等の整備等		2点又は0点
⑤ ハザードマップの活用		2点又は0点
⑥ 災害発生時の対応について	従業員の行動基準	1点又は0点
	通報訓練の実施等	2点、1点又は0点
合計		点

総合計（I + II + III + IV）

総合計		点
-----	--	---

[記入例]

自主保安活動チェックシート（都道府県協会提出用）（令和6年4月30日現在）

申告書

販売事業所名	〇〇株式会社（〇〇支店）
担当部署名、ご担当者名	〇〇部〇〇課LP太郎
連絡先（電話番号）	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

I. 保安方針

項目	得点	備考
N. 1 保安体制・責任と権限の明確化		
① 保安確保の目標管理	計画	2点 2点又は0点
	実行	2点 2点又は0点
	検討・評価	2点 2点又は0点
N. 2 安全機器等の設置の取組		
① ガス警報器	設置推進	2点 2点又は0点
	設置率	2点 2点、1点又は0点
② 漏洩検知装置	設置推進	2点 2点又は0点
	設置率	2点 2点、1点又は0点
③ 集中監視システムの導入	設置推進	2点 2点又は0点
	認定販売事業者 導入率	1点 1点又は0点
④ 安全装置付きガスコンロ	2点 2点、1点又は0点	
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置	2点 2点、1点又は0点	
⑥ ガス栓カバー等	2点 2点又は0点	
N. 3 予防保全（期限管理）		
① 調整器、高低圧ホースの定期交換	2点 2点又は0点	
② 定期交換の管理	2点 2点又は0点	
③ 老朽化設備・機器の一掃	2点 2点又は0点	
合計	30点	

II. 保安管理体制

項目	得点	備考
N. 1 経営者等の保安確保		
① 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等	3点 3点、2点又は0点	
N. 2 保安教育・資格取得		
① 保安教育の実施	体制整備等	2点 2点又は0点
	技術力向上指導	2点 2点又は0点
	保安講習会参加	2点 2点又は0点
② 従事者の資格（二販、設備士、業務主任者代理者）取得状況	3点 3点、2点又は0点	
N. 3 CO（一酸化炭素）中毒事故防止対策		
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	2点 2点又は0点	
② 排気筒を設置している燃焼器を使用している消費者への保安啓発活動	2点 2点又は0点	
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	3点 3点又は0点	
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知	3点 3点又は0点	
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置	3点 3点、2点、1点又は0点	
N. 4 配管図面		
① 配管図面の保管	2点 2点又は0点	
N. 5 埋設管の管理		
① 経年埋設管の交換	2点 2点又は0点	
② 他工事業者による事故防止対策	情報収集のための周知	2点 2点又は0点
	損傷対策	1点 1点又は0点
合計	32点	

III. 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

項目	得点	備考
N. 1 自主的な保安高度化の取組		
① 法定期間内における確実な供給設備点検の実施体制	2点 2点又は0点	
② 法定期間内における確実な消費設備調査の実施体制	2点 2点又は0点	
③ メータの異常表示の確認	2点 2点又は0点	
④ 安全装置の有無の調査	3点 3点又は0点	
⑤ 軒先容器等の適切な管理	2点 2点又は0点	
⑥ 質量販売にかかる事故防止対策	カップリング等の推奨	1点 1点又は0点
	容器の引き取り	1点 1点又は0点
N. 2 消費者保安啓発活動		
① 消費者への保安啓発活動	3点 3点又は0点	
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	2点 2点又は0点	
③ LPガスの使用に不安のある消費者に対する特別な保安活動	2点 2点又は0点	
④ リコール対象品への対応	2点 2点又は0点	
合計	22点	

IV. 自然災害対策（災害対策への取組）

項目	得点	備考
① ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器 又は折損型調整器の設置	設置推進	2点 2点又は0点
	設置率	3点 3点、2点、1点又は0点
② 容器流出に関する対策	対象地域以外の対策	2点 2点又は0点
	管理・把握状況	1点 1点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加	1点 1点又は0点	
④ 災害対策マニュアル、災害対策指針等の整備等	2点 2点又は0点	
⑤ ハザードマップの活用	2点 2点又は0点	
⑥ 災害発生時の対応について	従業員の行動基準	1点 1点又は0点
	通報訓練の実施等	2点 2点、1点又は0点
合計	16点	

総合計（I + II + III + IV）

総合計	100点	-
-----	------	---

液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安
審議官表彰の表彰候補者に係る事前ヒアリング

1. 実施内容

産業保安監督部・支部、那覇産業保安監督事務所、都道府県及び政令指定都市が作成する表彰候補者に対する評価・意見書に関して、9月に液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の表彰候補者12者に事実関係等をオンライン形式でヒアリングを行った。なお、当該表彰候補者15者の内、3者は既に産業保安監督部・支部にてヒアリングが実施されていたため、事務局によるヒアリング対象外とした。

ヒアリングは、事務局に経済産業省、産業保安監督部・支部の2者を加えて行い、ヒアリング結果から「令和6年度 保安審議官表彰候補者 申告書（別紙4-1参照）」に基づく点数を集計し、一覧を作成した。

当該集計結果は、経済産業省に提出した。

2. 資料一覧

別紙4-1 令和6年度 保安審議官表彰候補者 申告書

評価項目
(自主保安活動自己診断チェックシート)

I. 保安方針

注1) 各項目について事業者(所)内に徹底されている場合に得点できる。
注2) ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	ヒアリング内容	エビデンス(提出例)	配点	備考
No. 1 保安体制・責任と権限の明確化						
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画・実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。)	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	・保安確保の目標があり、具体的に数値化された実施計画のエビデンスの確認	・保安確保の目標値が数値化されている書面 【エビデンス】	2点	2点又は0点
	(実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。)	実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	・実施計画に対する実行されたエビデンスの確認	・従業員計画等と実行された記録が一覧表となっているもの 【エビデンス】	2点	2点又は0点
	(検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。)	検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	・R(計画)D(実行)C(見直し)A(改善)サイクルが出来ているか。見直しと改善に係るエビデンスの確認	・保安確保の目標の実行した結果に対する、見直し及び改善がされたことが客観的に確認できる記録 【エビデンス】	2点	2点又は0点
注意：別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。						
No. 2 安全機器等の設置の取組						
① ガス警報器	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。(設置率100%以下でも可。)		・ガス警報器の設置を推進しているエビデンスの確認	・ガス警報器の設置率の増加のグラフ ・消費者等へ設置を推進するチラシ ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	① 法令義務施設以外の施設も含みます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	・ガス警報器の設置率のエビデンスの確認	・ガス警報器の設置数、一般消費者数から設置率を計算した書面 【エビデンス】	2点	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率 $○○\% = \frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$			1点	
② 漏洩検知装置	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率100%以下でも可。)		・漏洩検知装置の設置を推進しているエビデンスの確認	・漏洩検知装置の設置率の増加のグラフ ・消費者等へ設置を推進するチラシ ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	調整器出口(上流監視含む)から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏れが確認できるものであればマイコンス等でも可とします。	・漏洩検知装置の設置率のエビデンスの確認	・漏洩検知装置の設置数、供給設備数から設置率を計算した書面 【エビデンス】	2点	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率 $○○\% = \frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$			1点	
③ 集中監視システムの導入	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(導入率30%未満でも可。)		・集中監視装置の設置を推進しているエビデンスの確認	・集中監視装置の設置率の増加のグラフ ・消費者等へ設置を推進するチラシ ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点	2点又は0点
	認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。		・認定の有無(事業者の自己申告) ・認定がある場合、①認定者(大臣、監督部、都道府県等の区分)、②認定の年月日、認定番号、③1号認定 or 2号認定	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	1点	1点又は0点
	販売事業所の導入率70%以上	販売事業所導入率 $○○\% = \frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	・集中監視システムの導入率のエビデンスの確認	・集中監視システムの設置数、一般消費者数から導入率を計算した書面 【エビデンス】	2点	2点、1点又は0点
	販売事業所の導入率30%以上				1点	
④ 安全装置付きガスコンロ	安全装置付きガスコンロへの交換を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。	・安全装置付きガスコンロへの交換を推進しているエビデンスの確認	・安全装置付きガスコンロの設置率の増加のグラフ ・消費者等へ設置を推進するチラシ ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	1点	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置	業務用施設に設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入し、導入率70%以上。	ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。	・ガス漏れ警報器連動遮断装置の導入率のエビデンスの確認(導入率の他、計算根拠となる設置数、業務用施設数の確認も含む。)	・ガス漏れ警報器連動遮断装置の設置数、業務用施設数から導入率を計算した書面 【エビデンス】	2点	2点、1点又は0点
	業務用施設に設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	設置率 $○○\% = \frac{\text{設置数}}{\text{施設数}}$			1点	
⑥ ガス栓カバー等	使用していないガス栓への設置又は遊び栓(使用しないガス栓)のないガス器具への交換を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に対応していること。	遊び栓(使用しないガス栓)のないガス器具への交換とは遊び栓のある2口ガス栓を1口ガス栓に交換することをいいます。	・ガス栓カバー(2口ガス栓)又は1口ガス栓の交換を推進しているエビデンスの確認	・ガス栓カバー(2口ガス栓)又は1口ガス栓の設置率の増加のグラフ ・消費者等へ設置を推進するチラシ ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点	2点又は0点
No. 3 予防保全(期限管理)						
① 調整器、高低圧ホースの定期交換	I類：S型は製造年月から10年 II類：N型は製造年月から7年 を経過した期限切れのものがないこと。 (調整器について、集合住宅等では一施設一台とする。)		調整器、高低圧ホースの定期交換を実施しているかどうか(事業者の自己申告)。(認定販売事業者告示第5条第1項第1号)	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点

② 定期交換の管理	電子的に期限切れが把握できるシステムとなっている。	例 ・調整器 ・高低圧ホース ・ガス警報器 ・CO警報器（業務用換気警報器）	交換時期の管理方法について電子的に管理しているか。具体的にどのように電子的に管理しているか。（ 事業者の自己申告 ）	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">ヒアリングで確認【ヒアリング】</div>	2点	2点又は0点
③ 老朽化設備・機器の一掃	老朽化燃焼器の交換を推進している。	ここでいう「老朽化燃焼器の交換を推進している」とは、買い替えの促進をしていることをいいます。	・老朽化燃焼器の交換を推進しているエビデンスの確認	・老朽化燃焼器の交換の増加のグラフ ・消費者等へ交換を推進するチラシ ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点	2点又は0点
合 計					30点	

II. 保安管理体制

注) 全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	ヒアリング内容(案)	エビデンス(例)	配点	備考
No. 1 経営者等の保安確保						
① 経営者等の保安確保に向けたコミットメント等	経営者等が保安に対する姿勢を社内外に明確にし、保安組織体制の構築及び保安関連予算の確保を図っている。	保安確保に対してコミットメントを有しており、明示している。 明示の例 ・社内に掲示している。 ・ホームページで公表している。 ・広報誌等に掲載を行っている。	①保安確保に対するコミットメント(責任)として具体的にとどのようなことを発信しているか。 ②保安確保に対するコミットメントの「社内」に通知する方法として何を採用しているか。 ③保安確保に対するコミットメントの「社外」に通知する方法として何を採用しているか。(事業者の自己申告)	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	3点	3点、2点又は0点
		保安確保に対してコミットメントを有している。			2点	
No. 2 保安教育・資格取得						
① 保安教育の実施	保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにする。		・保安教育計画(年間)のエビデンスの確認 ・その実施記録のエビデンスの確認	・保安教育計画及びその実施の記録(直近1年以内のもの) 【エビデンス】	2点	2点又は0点
	保安業務に関するマニュアルを作成する等、作業手順の標準化や徹底並びに定められた作業が的確に実施できるよう指導する。	保安業務に関するマニュアルとは、容器交換時や定期点検調査、設備工事・修理等に係るマニュアルが作成されていることをいいます。	・保安業務に関するマニュアルを備えているか、マニュアルの名称、マニュアルに記載している主な内容について(事業者の自己申告) ・そのマニュアルに従って作業が的確に出来るように指導の有無(事業者の自己申告)	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
	行政、地域協議及び都道府県LPガス協会等が各地で実施される保安講習会に積極的に参加する。		・直近1年以内に参加した行政関係の講習会の名称について。参加日、開催場所。販売所(販売業者)における参加人数。(事業者の自己申告)	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
② 従事者の資格(二販、設備士、業務主任者(代理者)取得状況	150%以上	延べ資格者数(*1) 〇〇% = $\frac{\text{延べ資格者数}(*1)}{\text{液石法の販売事業に係る従事者数}(*2)}$	・従事者の資格取得割合のエビデンスの確認(取得割合の他、計算根拠となる延べ資格者数、液石法の販売に係る従事者数の確認を含む。)	・延べ資格者数(資格の内訳を含む。)、液石法の販売事業に係る従事者数から資格の取得割合を計算した書面 【エビデンス】	3点	3点、2点又は0点
	100%以上150%未満	*1「資格者数」とは、第二種販売主任者、液化石油ガス設備士、業務主任者(代理者)取得者の合計数を指す。例えば1名が2つの資格を取得している場合は「2」とする。 *2「液石法の販売事業に係る従事者数」は、液石法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。			2点	
No. 3 CO(一酸化炭素)中毒事故防止対策						
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や壁外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の一端を推進していること。 なお、交換されるまでの間はCO(一酸化炭素)警報器の設置を推進していること。 また、一酸化炭素中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	ここでいう不完全燃焼防止装置が付いていない器具とは、不完全燃焼防止装置が付いていない開放式及び半密閉式の湯沸器及び風呂釜をいいます。	(A)不完全燃焼防止装置付きの燃焼器等への交換を推進しているエビデンスの確認	・不完全燃焼防止装置付き燃焼器等への交換率の増加のグラフ ・消費者等へ不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器等への交換を推奨するチラシ等 ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点	2点又は0点
			(B)CO中毒防止の保安啓発活動を行っているエビデンスの確認	・消費者等へCO中毒防止の啓発をするチラシ ・その他CO中毒防止の保安啓発活動を行っていることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点	2点又は0点
② 排気筒を設置している燃焼器を使用している消費者への保安啓発活動	排気筒の設置場所が適切であること、腐食や閉そくの異常がないことを確認し、消費者への事故防止についての啓発活動を行っていること。		(A)排気筒の設置場所の適合性の確認、異常のないことの確認を実施しているか。具体的にはどのようなタイミングで確認しているか。(事業者の自己申告) (B)消費者への事故防止についての啓発活動を行っているエビデンスの確認	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器(湯沸器及び風呂釜)について、未交換率が0%であること。		不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器の交換が終了しているか(事業者の自己申告)	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	3点	3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知	業務用厨房施設のオーナー、管理責任者や従業員等へ、法定周知に加え、ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知(注意喚起)を行っていること。		業務用厨房施設のオーナー、その管理責任者や従業員等へ、ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知(注意喚起)を行っているエビデンスの確認 【参考】 ※ 法定周知(法第27条第1項第3号の経済産業省令で定めるものを周知させる業務であって、施行規則第27条に定める以下の事項) ・使用する燃焼器のLPGに対する適合性 ・消費設備の管理・点検に関する注意事項 ・燃焼器の使用場所の環境・換気事項 ・災害発生時の一般消費者のとるべき措置、販売事業者等への連絡に係る事項 ・その他災害の発生防止に係る事項	・ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知(注意喚起)を行っていることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	3点	3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置	設置率90%以上	業務用厨房施設とは特定消費設備機種の業務用こまろ(以下、機種の業務用は省略)、オープン、レンジ、フライヤー、炊飯器、グリドル、酒かん器、おでん鍋、蒸し器、焼物器、食器消毒保管庫、業煮消毒器、湯せん器、めんゆで器、煮炊釜、中華レンジ、食器洗浄機、その他が設置されている施設をいいます。 〇〇% = $\frac{\text{設置数}}{\text{業務用厨房施設}}$	・業務用換気警報器の設置率のエビデンスの確認(設置率の他、計算根拠となる設置数、業務用厨房施設数の確認も含む。)	・業務用換気警報器の設置数、業務用厨房施設数から設置率を計算した書面 【エビデンス】	3点	3点、2点、1点又は0点
	設置率75%以上90%未満				2点	
	設置率50%以上75%未満				1点	
No. 4 配管図面						
① 配管図面の保管	全消費者の現状の配管図面を保管している。	配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。	全消費者の現状の配管図面を保管しているか(事業者の自己申告)	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
No. 5 埋設管の管理						
① 経年埋設管の交換	露出配管やポリエチレン管への交換等、経年埋設管の交換を推進していること。	交換を推進するにあたり、計画表・管理表を作成している。	露出配管やポリエチレン管への交換等、経年埋設管の交換を推進しているエビデンスの確認	・経年配管の交換の増加のグラフ ・ポリエチレン管への交換の記録 ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点	2点又は0点

② 他工事業者による事故防止対策	他工事業者による埋設管損傷の対策を行っている。	<p>工事情報が収集できるようにするため一般消費者等（消費者、管理会社、大家・オーナーなど）に対する周知を実施している。</p>	<p>工事情報が収集できるようにするため一般消費者等に対する周知のエビデンスの確認</p>	<p>・工事情報が収集できるようにするため一般消費者等に対する周知文書 ・その他の周知方法に係る記録等</p> <p>【エビデンス】</p>	2点	2点又は0点
		<p>他工事業者による損傷の対策の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者に埋設管があることの周知 ・他工事業者との事前協議（埋設管の位置の通知など） ・現場立会い ・埋設管位置の表示 ・他工事事故に関する従業員教育 	<p>他工事事故による損傷対策のエビデンスの確認</p>	<p>・消費者に埋設管があることの周知の記録 ・他工事業者との事前協議の記録 ・現場立会いの記録 ・埋設管位置の表示の写真 ・他工事事故に関する従業員教育の記録</p> <p>【エビデンス】</p>	1点	1点又は0点
合 計					32点	

Ⅲ. 保安業務 (法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組)

注) 全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	ヒアリング内容(案)	エビデンス(例)	配点	備考
No. 1 自主的な保安高度化の取組						
① 法定期間内における確実な供給設備点検の実施体制	全消費者に対し、定期供給設備点検について法定期間内に実施できるような確認体制が整備されており、また点検記録に遺漏がないか、良否判定が適切であるか等のチェック体制が整備されていること。		(A) 供給設備点検の体制の説明について (B) 点検記録のチェック体制の説明について (事業者の自己申告)	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
② 法定期間内における確実な消費設備調査の実施体制	全消費者に対し、定期消費設備調査について法定期間内に実施できるような確認体制が整備されており、また調査記録に遺漏がないか、良否判定が適切であるか等のチェック体制が整備されていること。		(A) 消費設備調査の体制の説明について (B) 調査記録のチェック体制の説明について (事業者の自己申告)	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は速やかに対応している。		(A) 消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をした記録(エビデンス)の確認 (B) メータの異常表示時の対応記録(エビデンス)の確認	・消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をした記録(全消費者から一部を抽出したものでよい) 【エビデンス】 ・メータの異常表示時の対応記録 【エビデンス】	2点	2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置(一酸化炭素警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等)の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っている。また、安全装置の無い消費者に対しては重点的な保安活動を行っている。		・法定調査項目以外の安全装置(00警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等)の有無の調査を4年に1回以上行っていること。 ・点検・調査票に安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。 ・消費者に結果を通知し、説明を行っていること。 (上記エビデンスの確認)	※ 以下の①～③の全てのエビデンス。 ① 法定調査項目以外の安全装置(00警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等)の有無の調査を4年に1回以上行っていることがわかる記録。 ② 点検・調査票に安全装置の調査項目が記され実施した記録。 ③ 消費者に結果を通知し、説明を行っていることが客観的にわかる記録 【エビデンス】	3点	3点又は0点
⑤ 軒先容器等の適切な管理	閉栓となり、かつ、すぐに使用の見込みのない消費先については、速やかに容器等の撤去を行っている。		・閉栓後、すぐに使用の見込みのない消費先からの容器等の撤去を行っている説明(事業者の自己申告)	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
⑥ 質量販売にかかる事故防止対策	カップリング容器等による質量販売の推奨を実施している。	カップリング容器以外にもヒューズガス栓の設置の推奨も含まれます。質量販売を行っていない場合には推奨できる体制を整備している。	【質量販売あり】 ・カップリング付き容器による質量販売の推奨をしている説明(事業者の自己申告) (例) カップリング付き容器以外での質量販売を実施していない等 【質量販売なし】 ・質量販売を行っていない場合、今後も質量販売を実施する可能性の有無について。今後質量販売をする可能性が「有る」場合、カップリング付き容器による販売を推奨する体制の合理的な説明(事業者の自己申告)	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	1点	1点又は0点
	使用終了後、速やかな容器の引き取りを行っている。	質量販売を行っていない場合には速やかな容器の引き取りができる体制を整備している。	【質量販売あり】 ・顧客から使用終了後に連絡があった場合、速やかな容器の引き取りを行っている。(事業者の自己申告) 【質量販売なし】 ・質量販売を行っていない場合、今後も質量販売を実施する可能性の有無について。今後質量販売をする可能性が「有る」場合、顧客から使用終了後に連絡があった場合に速やかに容器の引き取りが出来る体制の合理的な説明(事業者の自己申告)	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	1点	1点又は0点

No. 2 消費者保安啓発活動						
① 消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 (例：保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。)		・全消費者に対して、年2回以上の保安啓発活動を行っている【エビデンスの確認】	・保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書 ・その他全消費者に対して、年2回以上の保安啓発活動を行っている記録 【エビデンス】	3点	3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 (例：LPガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。)		・10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施しているか【事業者の自己申告】	ヒアリングで確認【ヒアリング】	2点	2点又は0点
③ LPガスの使用に不安のある消費者に対する特別な保安活動	高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動を実施している。	(例) ・文字の大きいパンフレット等による保安啓発を行っている。 ・法定周知以外の保安業務や検針時等に声掛けを行い、保安啓発活動を行っている。	高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動を実施しているかの確認【事業者の自己申告】	ヒアリングで確認【ヒアリング】	2点	2点又は0点
④ リコール対象品への対応	経済産業省のリコール情報を定期的に確認するなどし、メーカーに情報提供を行える体制となっている。		経済産業省のリコール情報を定期的に確認するなどし、メーカーに情報提供を行える体制を構築しているかの確認【事業者の自己申告】	ヒアリングで確認【ヒアリング】	2点	2点又は0点
合 計					22点	-

IV. 自然災害対策 (災害対策への取組)

注) 全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	ヒアリング内容(案)	エビデンス(例)	配点	備考
① ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器又は折換型調整器の設置(マイコンメータの遮断機能とバルクを除く)	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。(設置率100%以下でも可。)		・ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器又は折換型調整器の設置を推進している【エビデンスの確認】	・ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器又は折換型調整器の設置率の増加のグラフ ・消費者等へガス放出防止器の設置のチラシ ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス番号 28】	2点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計とします。			3点	3点、2点、1点又は0点
	設置率70%以上99%以下	設置率 $○○\% = \frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	・ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器又は折換型調整器の設置率の【エビデンス】の確認(設置率の他、計算根拠となる設置数、供給設備数の確認も含む。)	【エビデンス】	2点	
	設置率50%以上70%未満	バルク供給については供給設備数から引いてください。			1点	
② 容器流出に関する対策	全消費者に対して容器への鎖又はベルトの2本取付け等を推進している。	容器流出防止措置を講じる必要がある地域以外にも積極的に対策を講じている。	・全消費者に対して容器への鎖又はベルトの2本取付け等を推進している【エビデンスの確認】	・鎖又はベルトの2本取付けの設置率の増加のグラフ ・消費者等へベルト2本取付けの推進チラシ ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点	2点又は0点
	消費者先に設置されている容器について管理している。	消費者先ごとに容器本数、形態の把握を行うことで容器流出が発生した際にも直ちに把握できる状態である。	・消費者先ごとに容器本数、形態の把握を行うことで容器流出が発生した際にも直ちに把握できることの説明の確認【事業者の自己申告】	ヒアリングで確認【ヒアリング】	1点	1点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加	災害発生時の災害活動が円滑に行われるよう、防災訓練を実施しているか又は他者が行う防災訓練に参加している。	防災訓練とは行政、都道府県LPガス協会が実施する防災訓練へ参加又は自社で実施する防災訓練を実施していることをいいます。	・直近1年以内に実施または参加した防災訓練の日時及び場所、参加者等についての確認【事業者の自己申告】	ヒアリングで確認【ヒアリング】	1点	1点又は0点
④ 災害対策マニュアル、災害対策指針等の整備等	災害発生時に備え、災害対策マニュアル等を入手し活用している。	ここでいう災害対策マニュアル等とは、経済産業省及び高圧ガス保安協会が作成しているLPガス災害対策マニュアル、都道府県LPガス協会またはLPガス販売事業者が作成している災害対策マニュアルのことをいいます。	・災害対策マニュアル等の入手状況の確認 ・具体的な活用方法についての確認【事業者の自己申告】	ヒアリングで確認【ヒアリング】	2点	2点又は0点
⑤ ハザードマップの活用	事業者(所)が所在している地域のハザードマップに基づいて、災害時の対策を講じている。	・事業所の事務機能について災害対策を講じている。 ・消費者の保安情報についてバックアップを取っている。 ・従業員の避難経路等を確認している。 ・災害時の緊急連絡網等、社内の連絡体制を構築している。	・BCP対策についての確認【事業者の自己申告】	ヒアリングで確認【ヒアリング】	2点	2点又は0点
⑥ 災害発生時の対応について	避難情報警戒レベルに応じて従業員の行動基準が作成し、周知されている。	警戒レベル4：避難指示が発令された段階で、社内に具体的な避難の基準が設定されている。 <small>・警戒レベルは、市町村から警戒レベル4「避難指示」が発令された段階のこと。対象地域の方は速やかに危険な場所から避難すること。</small>	・行動基準に名称があれば、その基準名の確認。 ・避難場所や従業員への周知方法の確認。	ヒアリングで確認【ヒアリング】	1点	1点又は0点
	災害発生時に被害報告を行う体制、報告様式等が整備されている。また、その報告様式による1年に1回以上災害発生時のための通報訓練を実施している。	通報訓練とは都道府県LPガス協会が実施する通報訓練又は自社で通報訓練を実施していることをいいます。	・災害発生時に被害報告を行う体制、報告様式等の整備状況の【エビデンス】の確認 ・その報告書を用いた通報訓練の実施の記録【エビデンス】の確認	※ 以下の①～③の全てのエビデンス。 ①災害発生時に被害報告を行う体制 ②災害発生時に被害報告を行う報告書様式 ③その報告書を用いた通報訓練の実施記録【エビデンス】	2点	2点、1点又は0点
合 計					16点	-

総合計 (I + II + III + IV)

総合計	100点	-
-----	------	---